



善光寺名所圖會

青柳

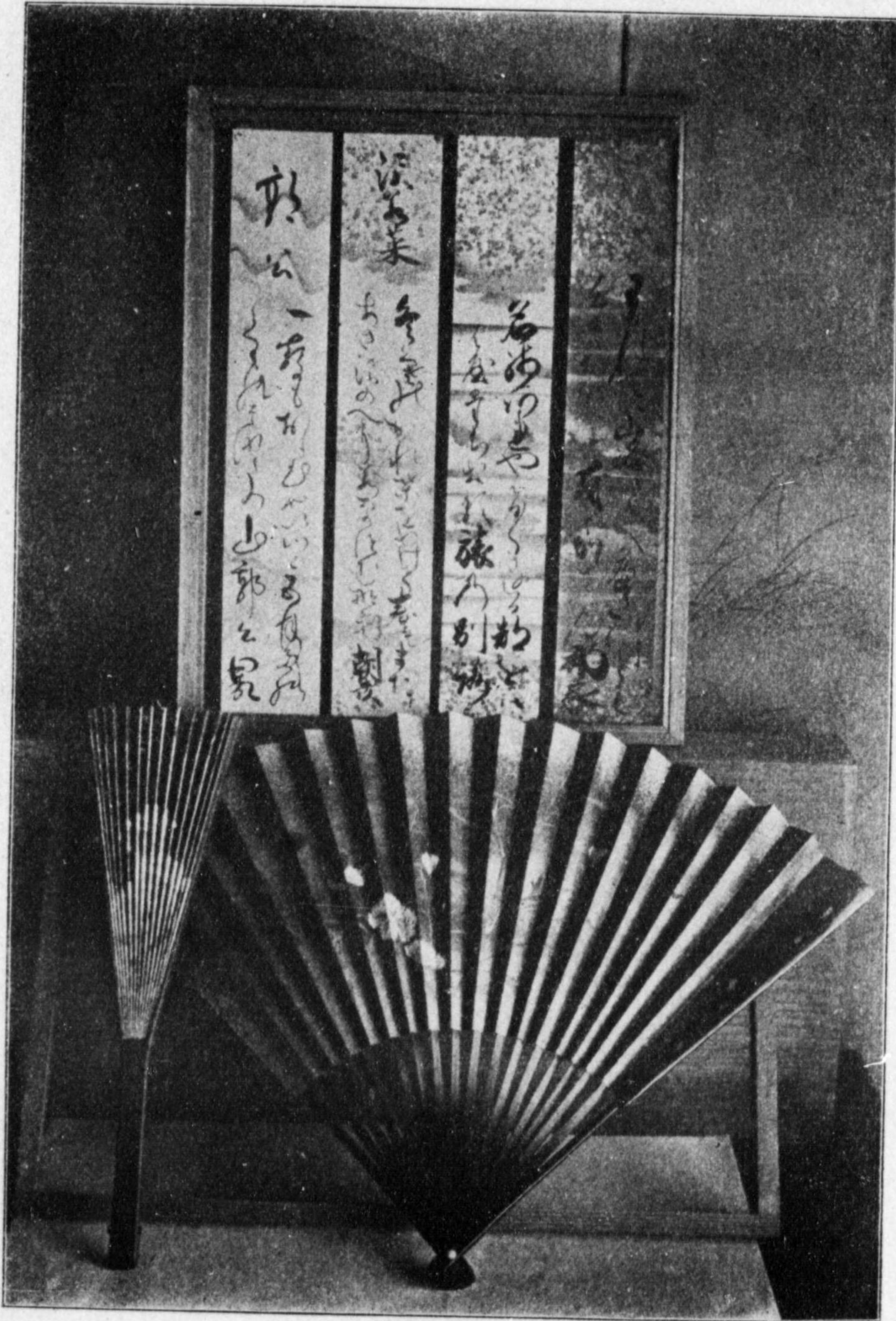




善光寺御本尊



各親王殿下御筆短冊

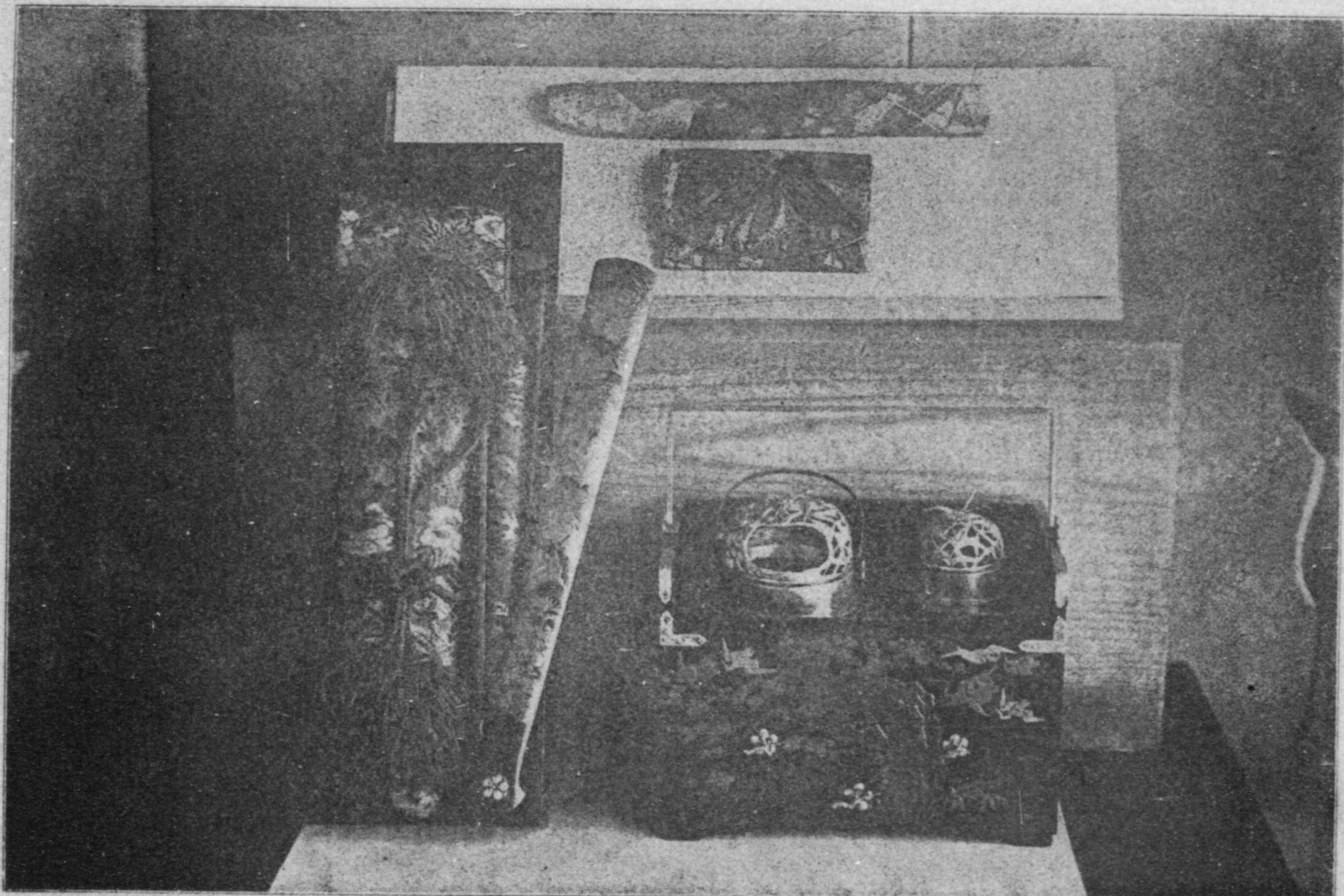


(大木願秘藏)

光格天皇孝明天皇御遺物



邦家親王妃殿下遺物烟草入



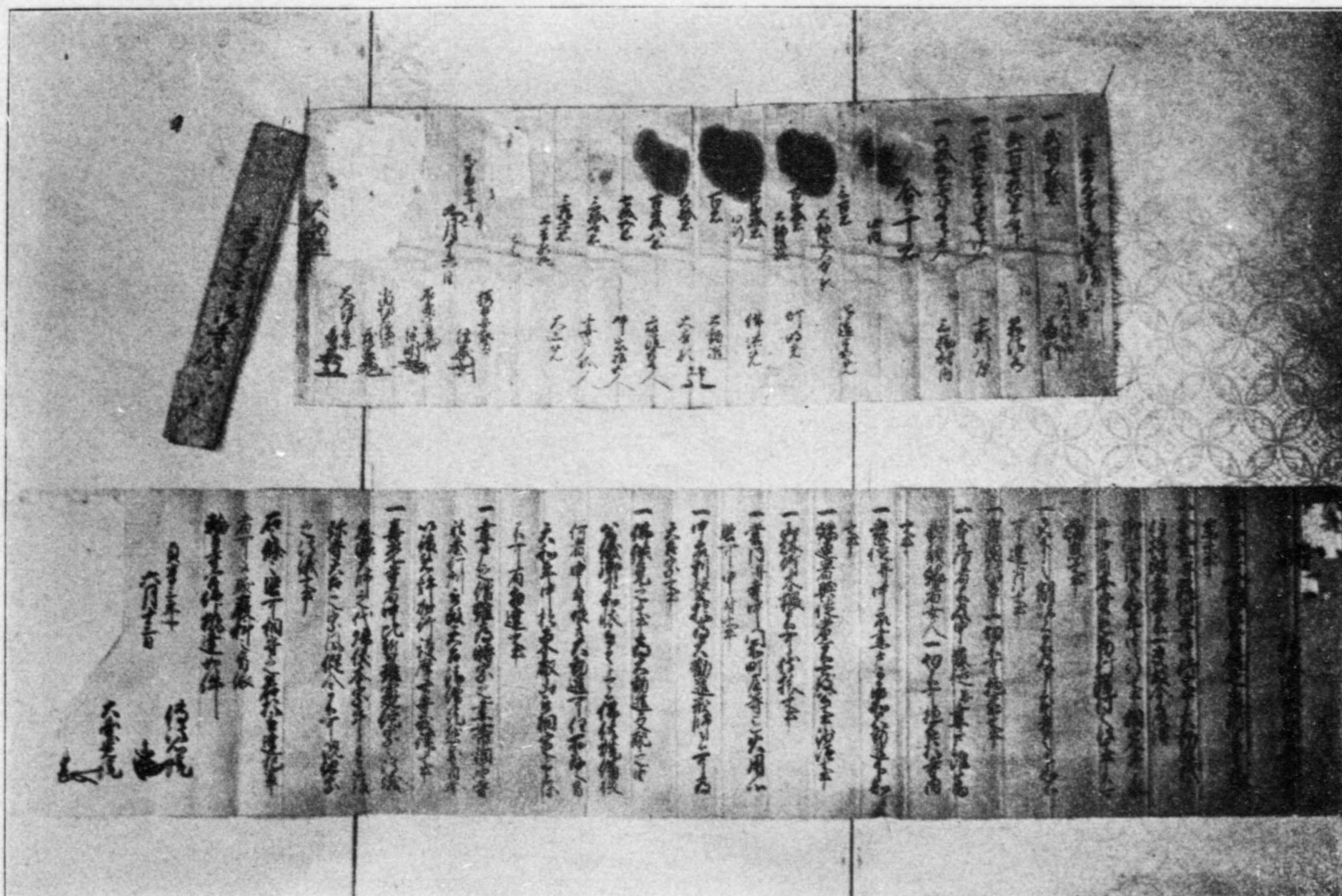
(大木願秘藏)

誓護院宮御愛品筆筴

和宮殿下遺物烟草盆



(藏秘進勸大)文證割口領々寺、光善



(藏秘進勸大)書 掟 寺 光 善

(藏秘進勸大) 書 掟 筆 正 僧 海 天

東  
 善光寺  
 大正三年七月三日  
 山門三院執行探題大僧正  
 寛永二十一年七月三日

水月寺  
 大正三年七月三日  
 山門三院執行探題大僧正  
 寛永二十一年七月三日

(藏秘進勸大) 書 遺 正 僧 海 天

(秘藏進勸大) 額門四筆王視證尊品二院蓮青

小 大 山 寺 と ち	不 捨 山 淨 土 寺	南 命 山 無 量 壽 寺	定 額 山 善 光 寺
----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------

大 本 額	朝 長 殿 松 來
	光 閣 明 兜

(殿秘願本大) 額諸筆下殿王親各



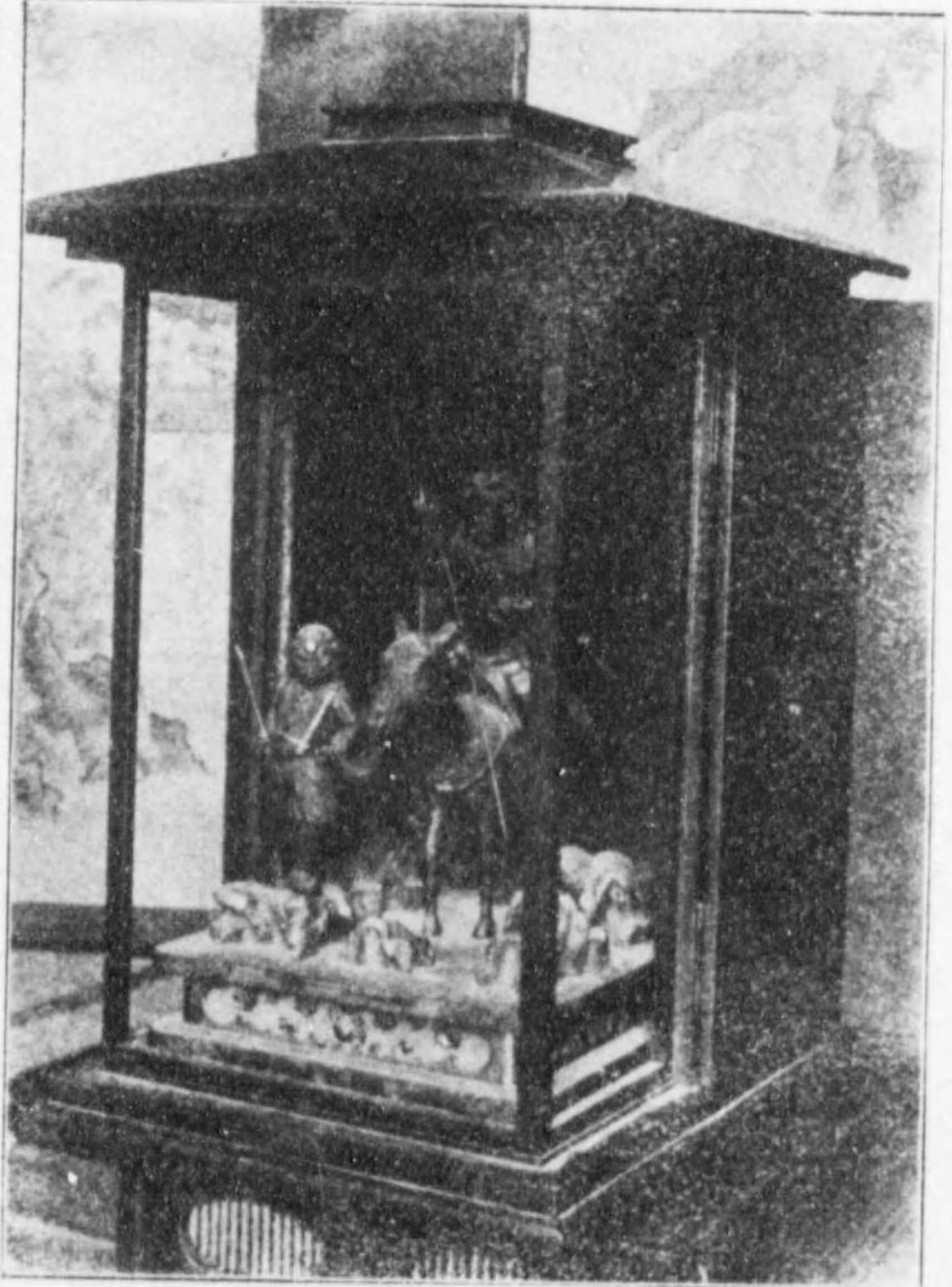
後西院天皇宸筆名號 (大勸進秘藏)

南無阿彌陀佛



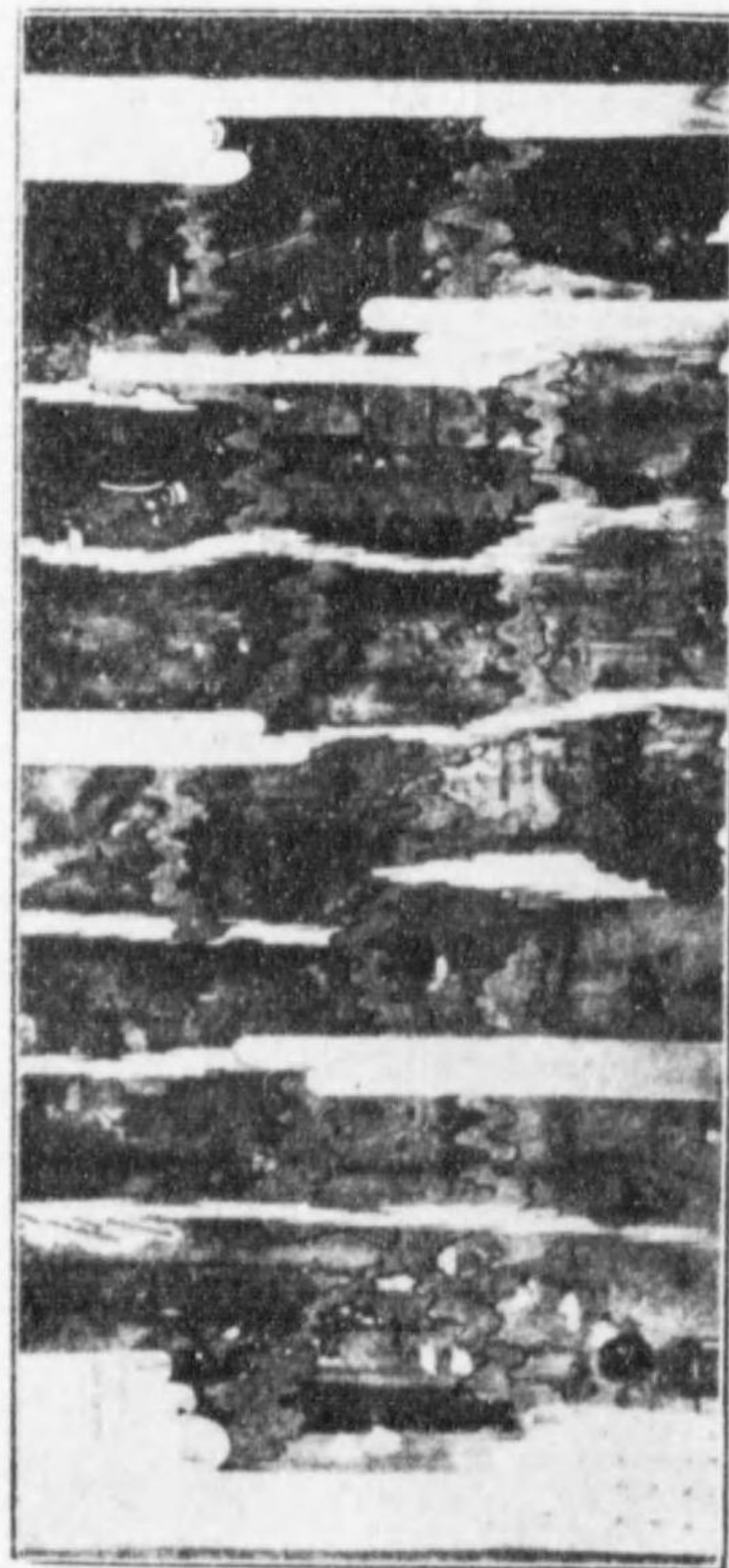
運慶作阿彌陀如來像 (大本願秘藏)

(藏秘願木大) 藏地軍勝

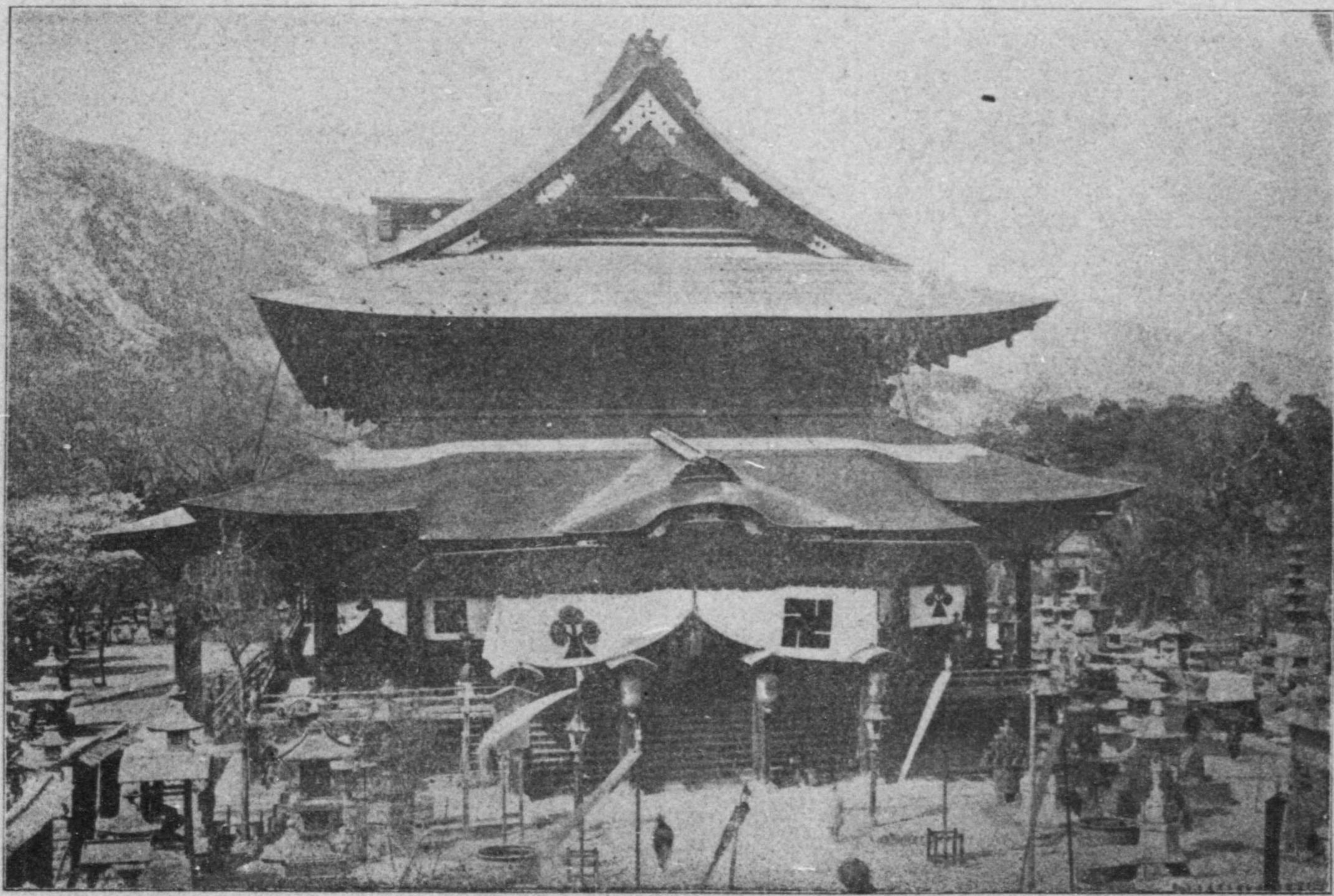




(藏秘願本大) 書汰沙康家座還國本寺光善



(藏秘願本大) 傳繪來如寺光善



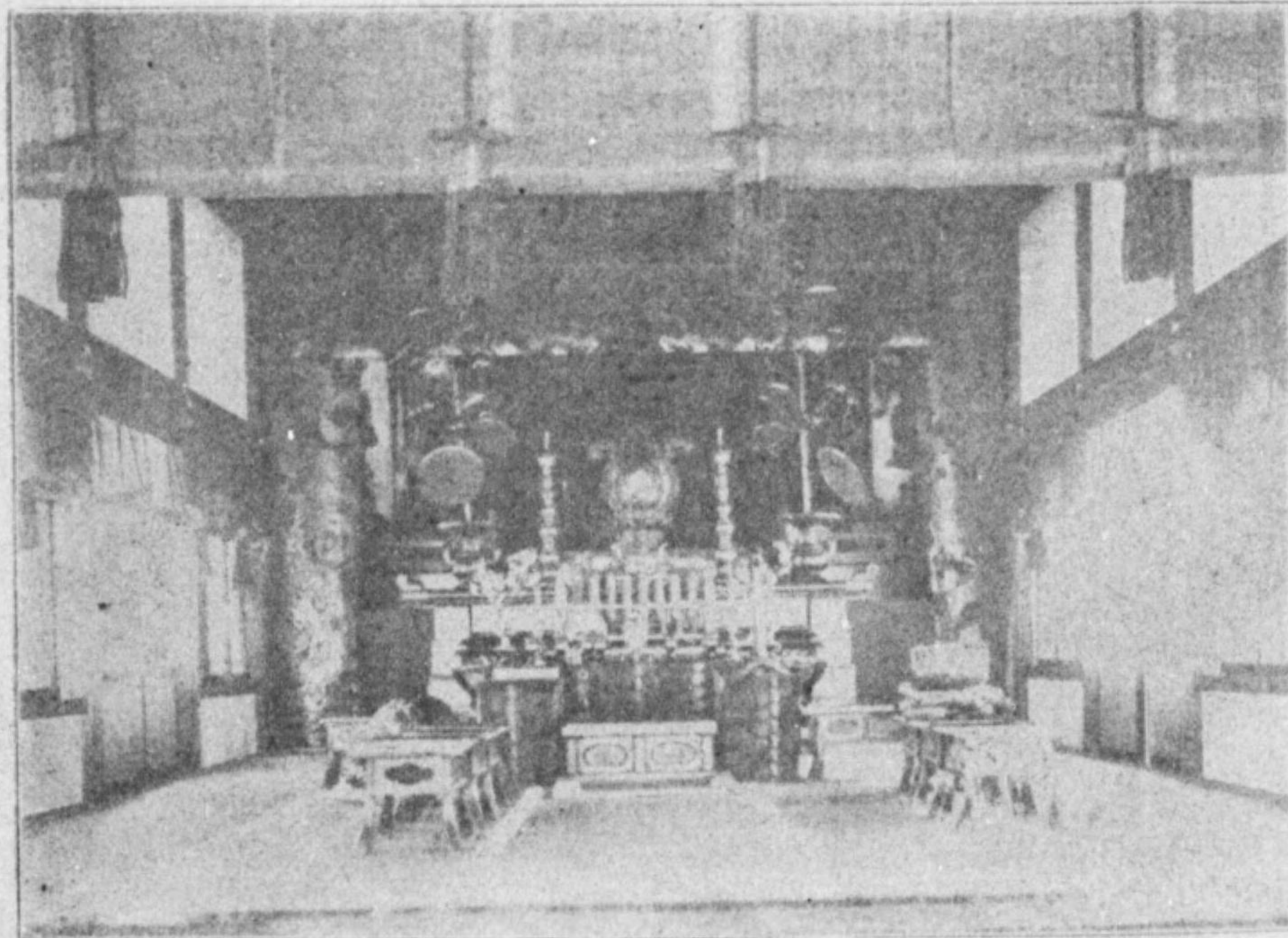
善光寺本堂

大 勸 進 本 堂



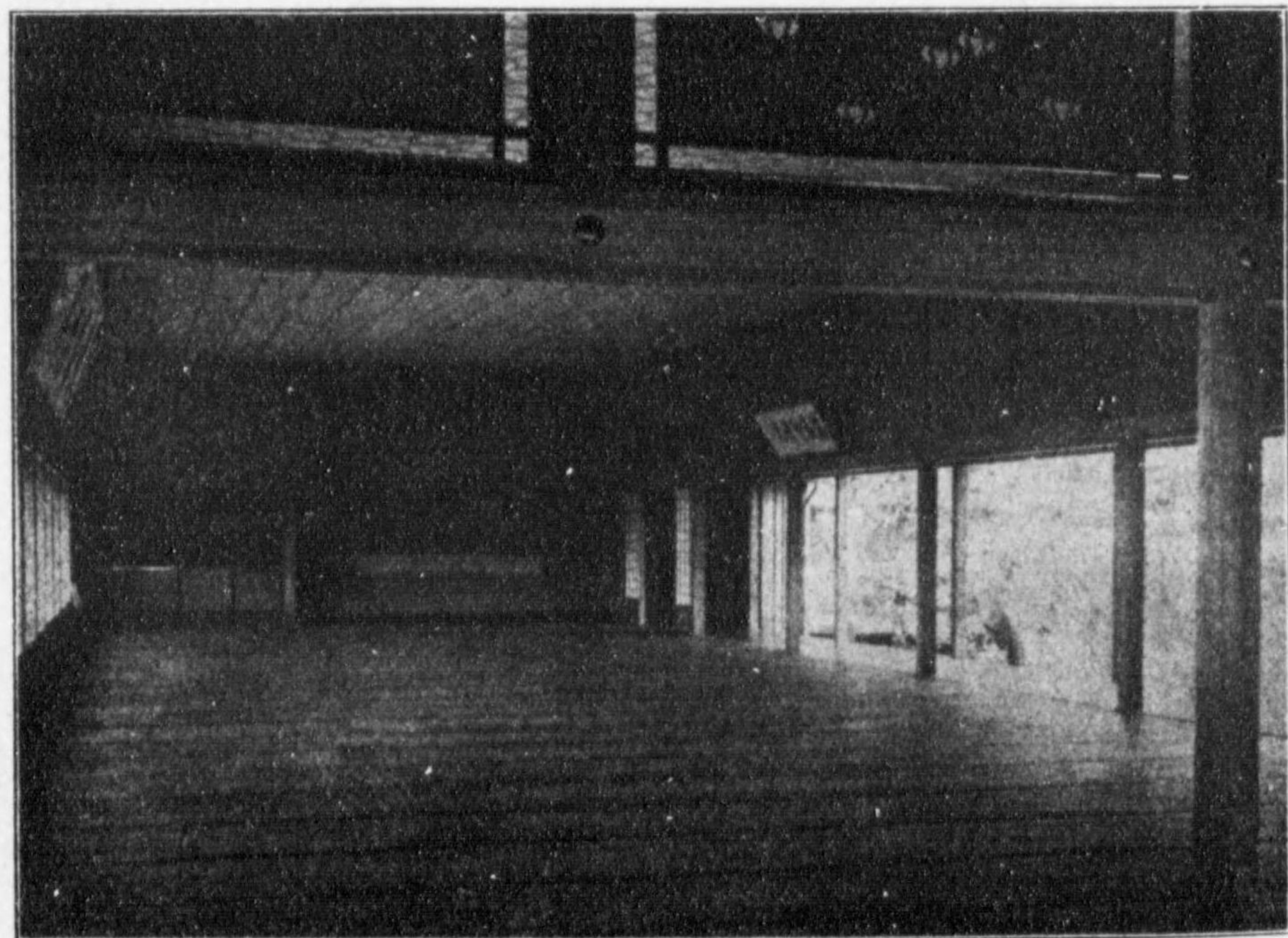
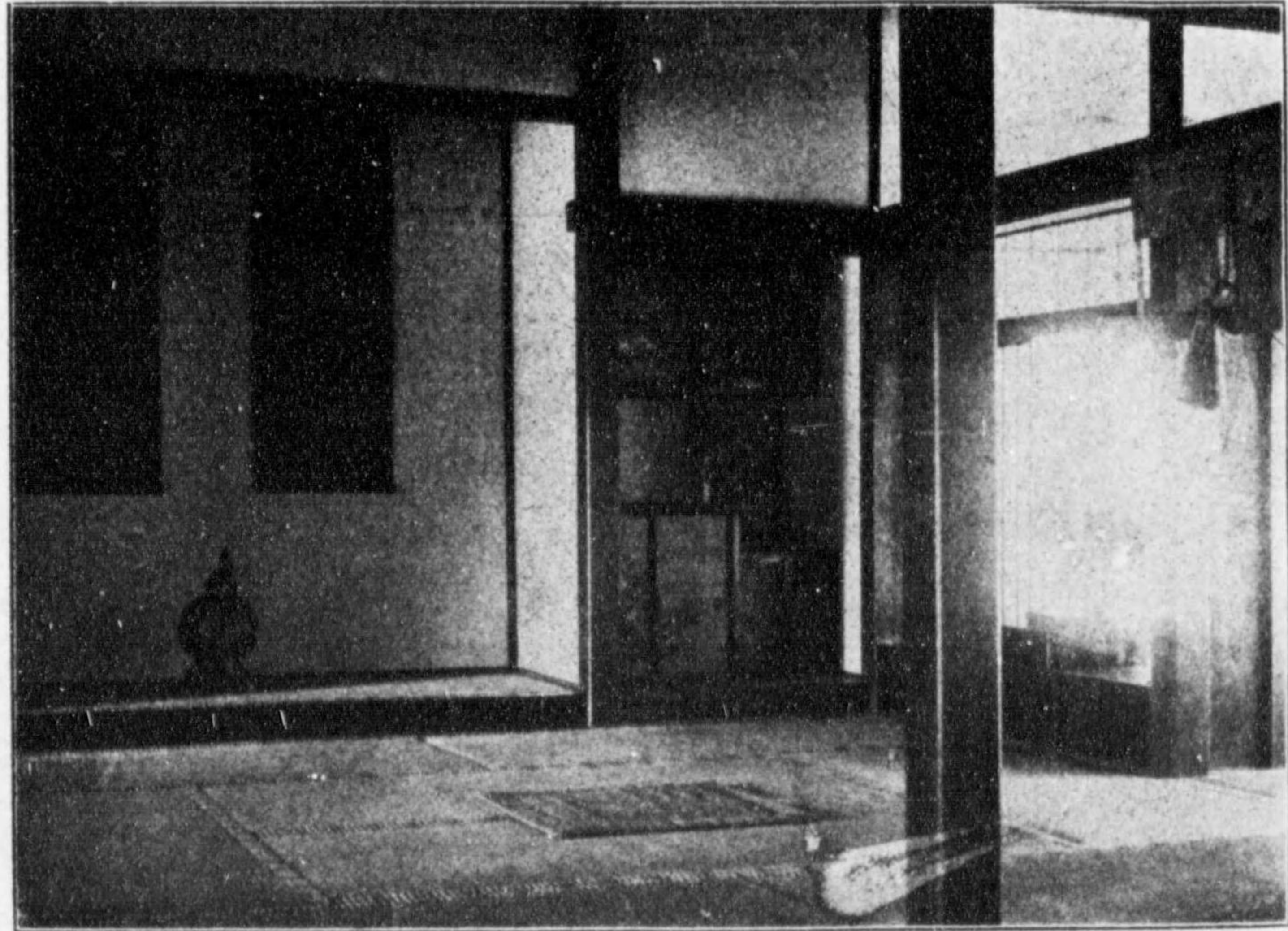
大 勸 進 正 門

大勸進本堂内陣



大勸進佛殿内

大勸進所在御用敷内部



大勸進紫雲閣



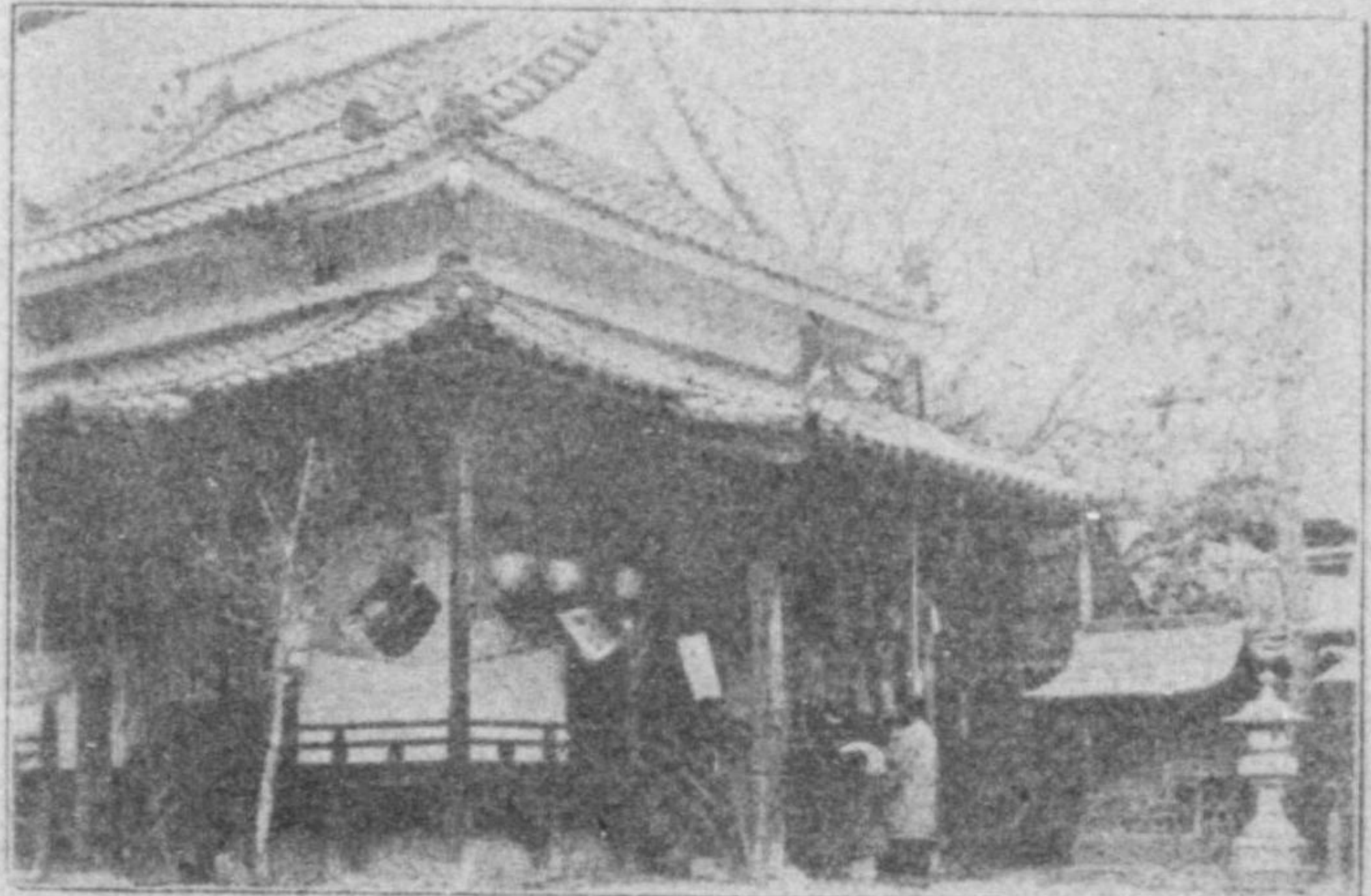
大勸進歴史代廟所



大勸進住職の居間

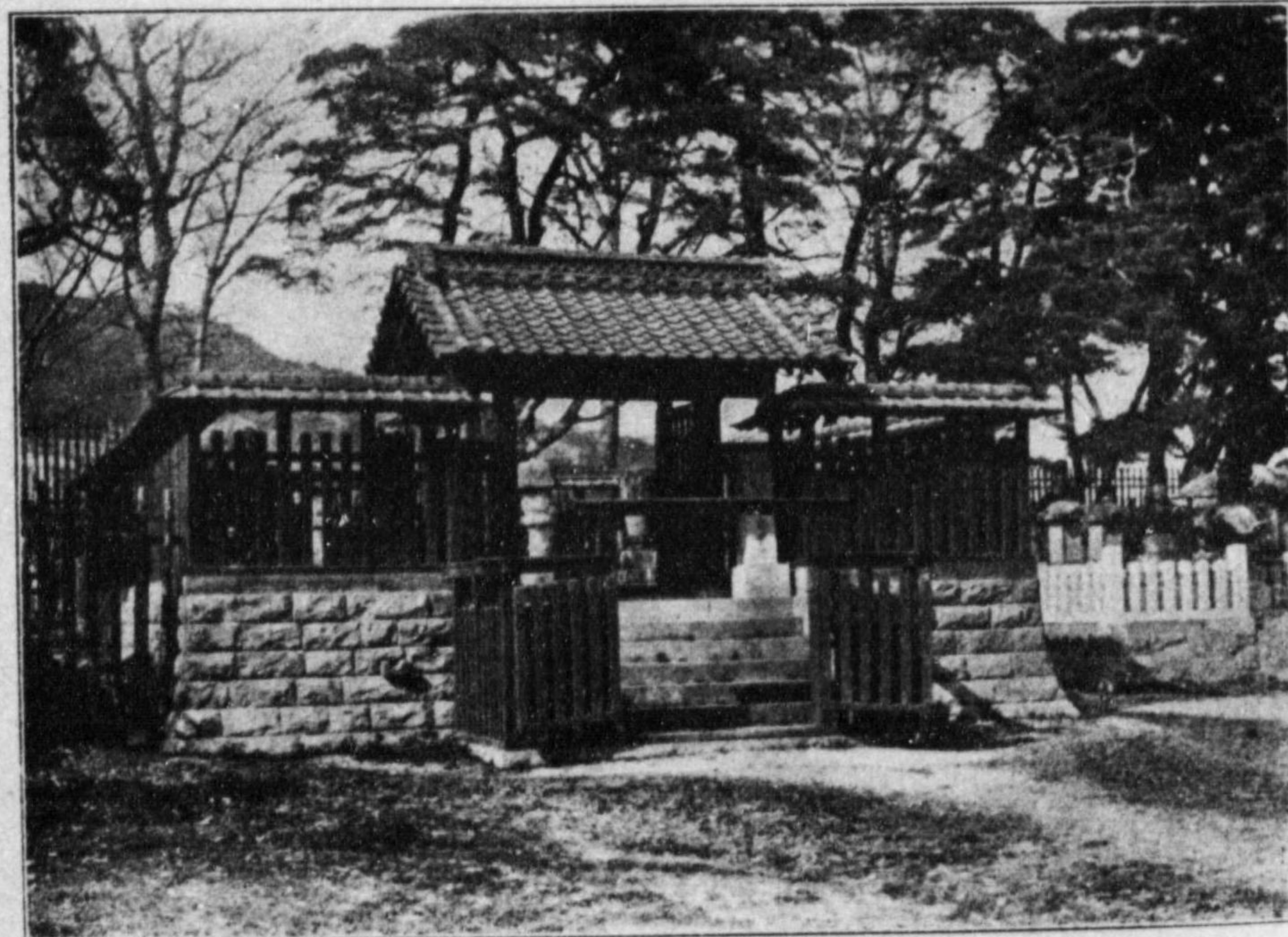


大勸進内庭



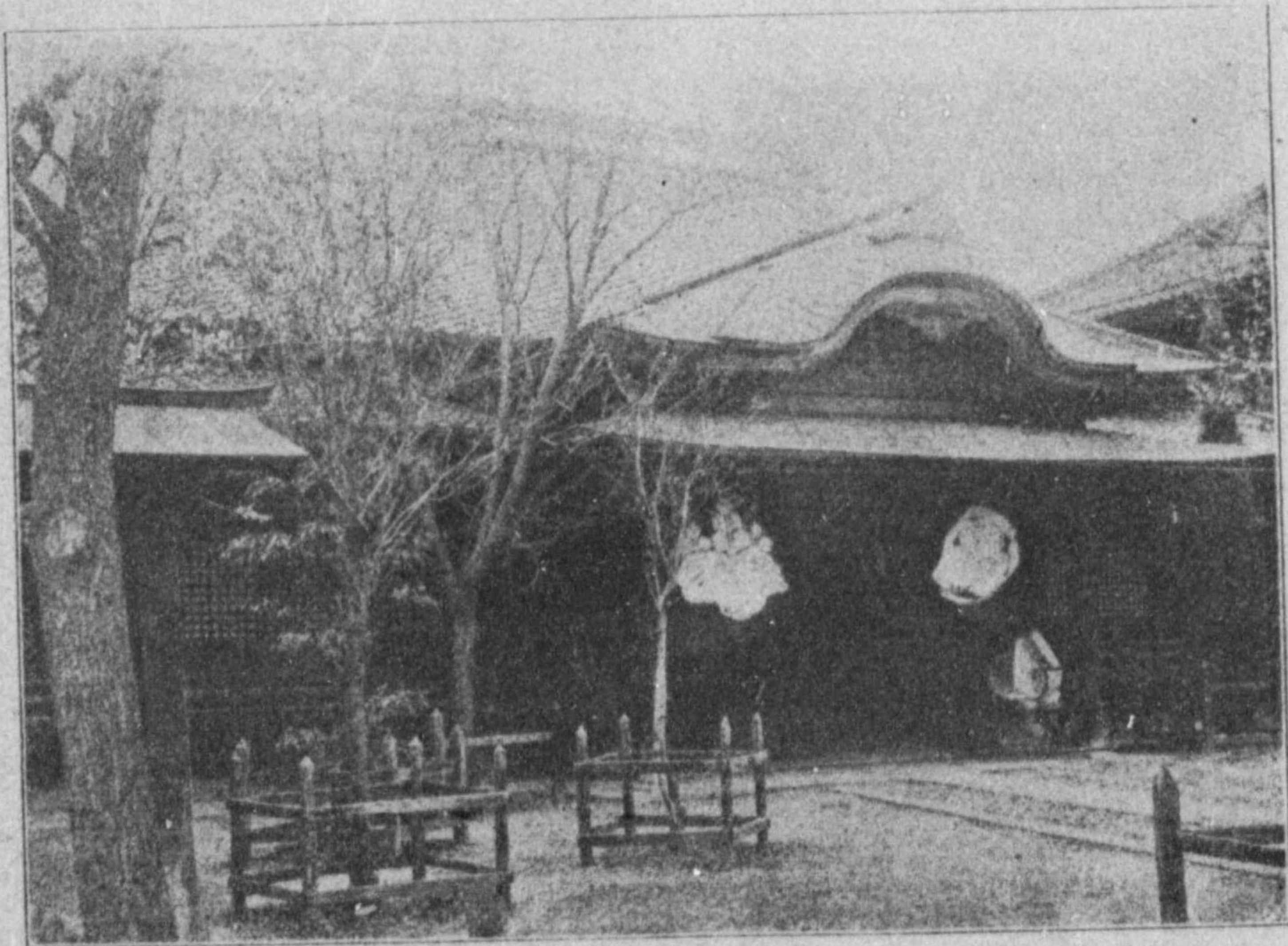
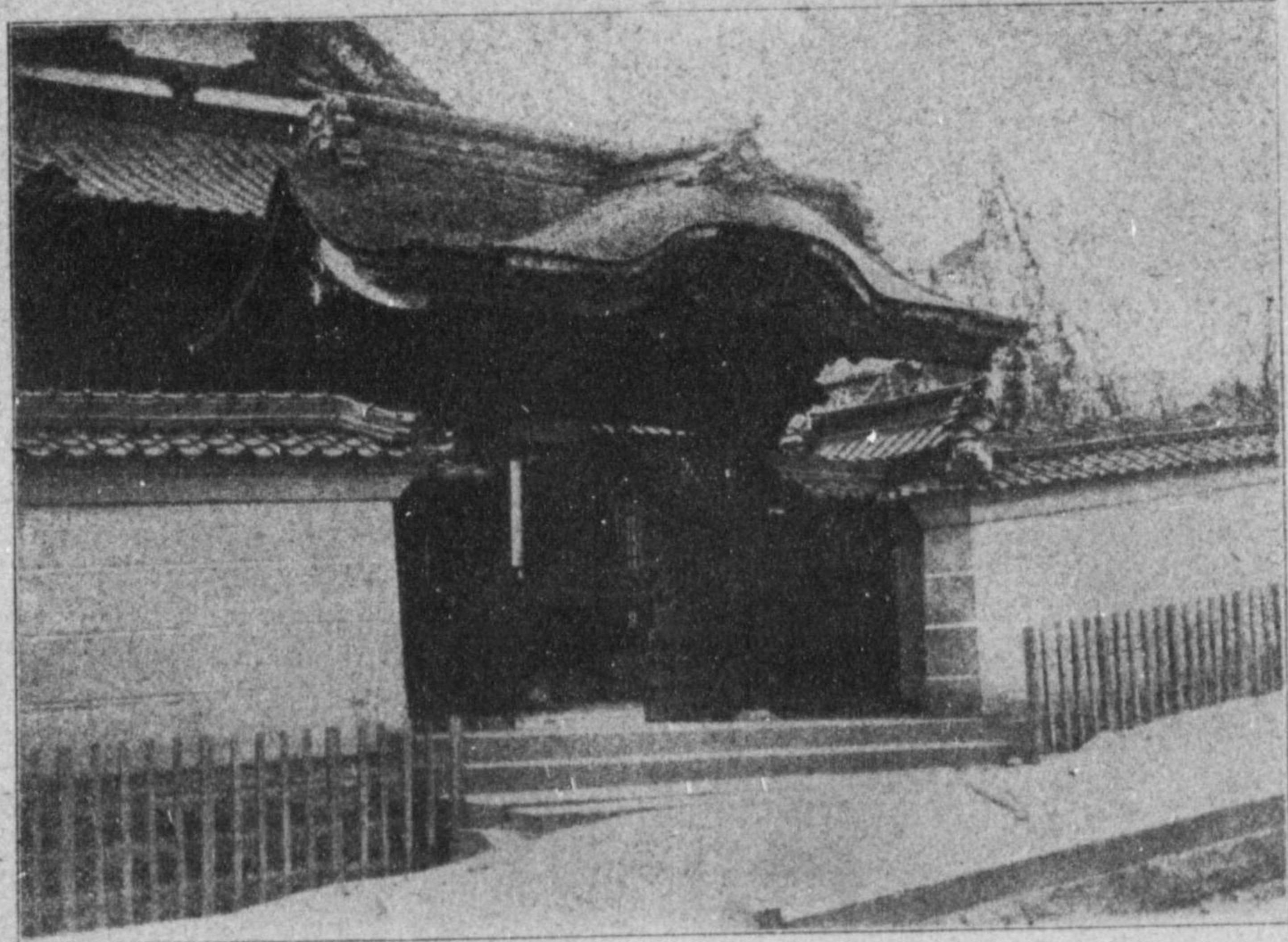
大勸進不動堂

大勸進内佛殿



大本願代廟所

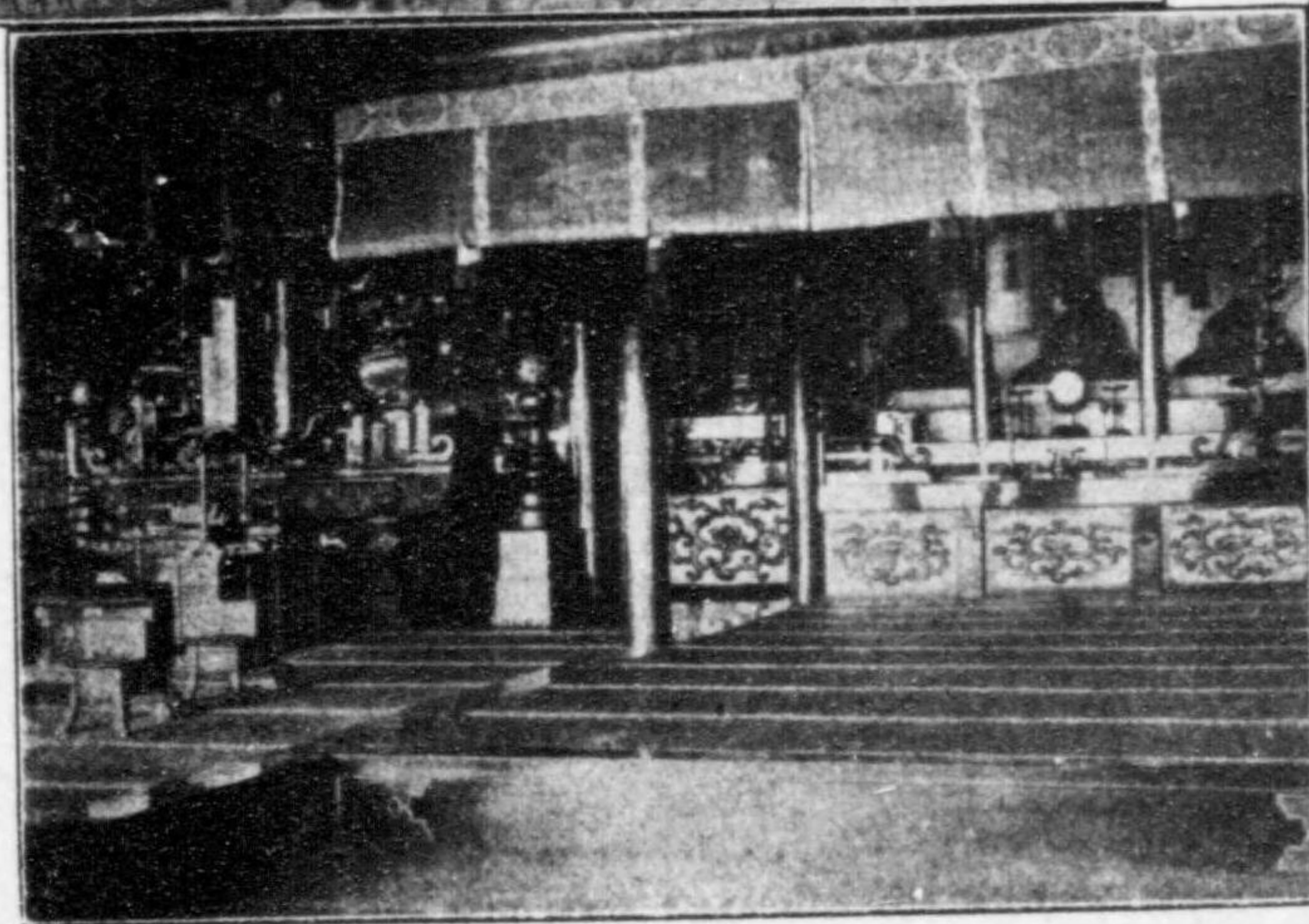
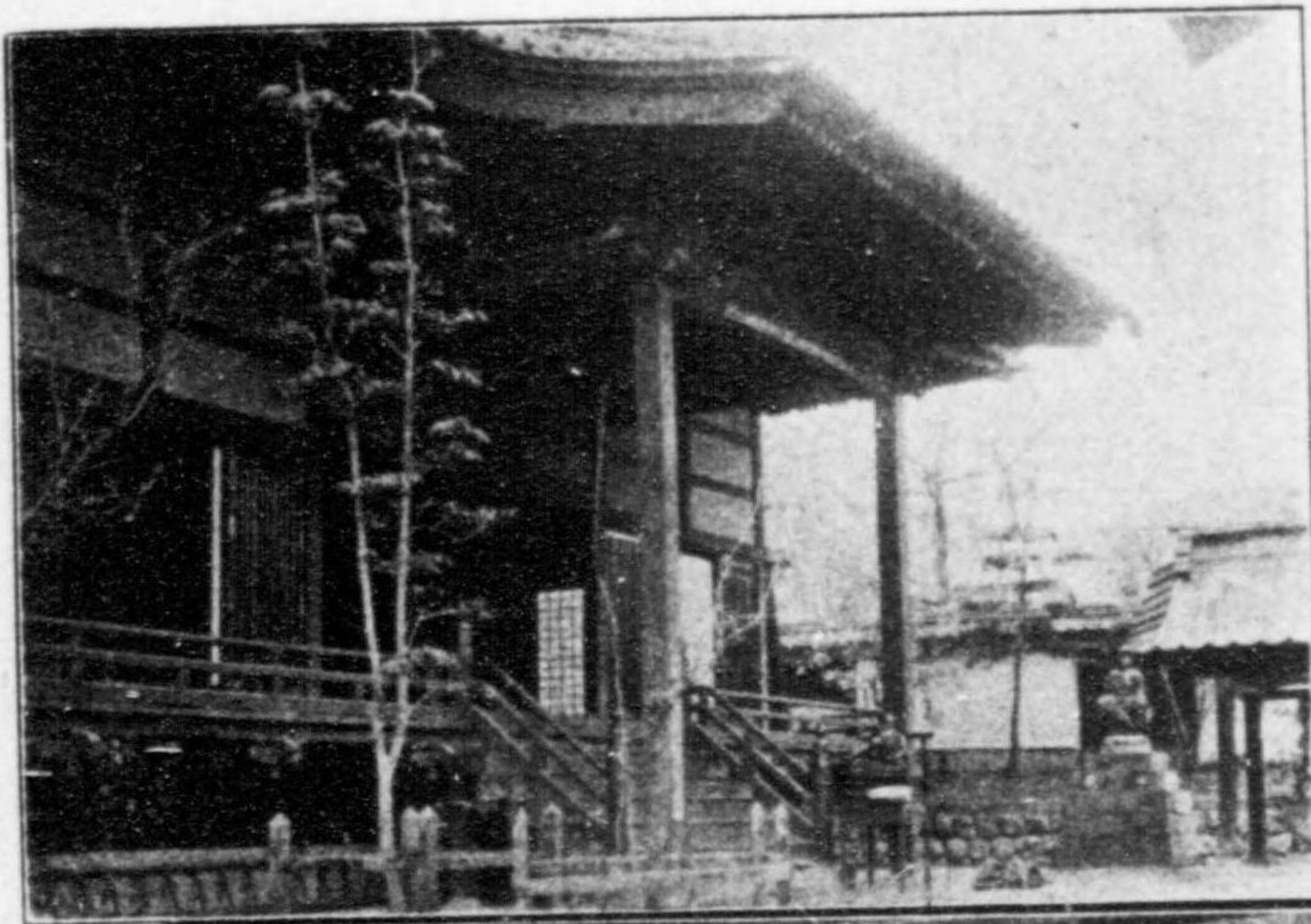
大本願本誓殿正門



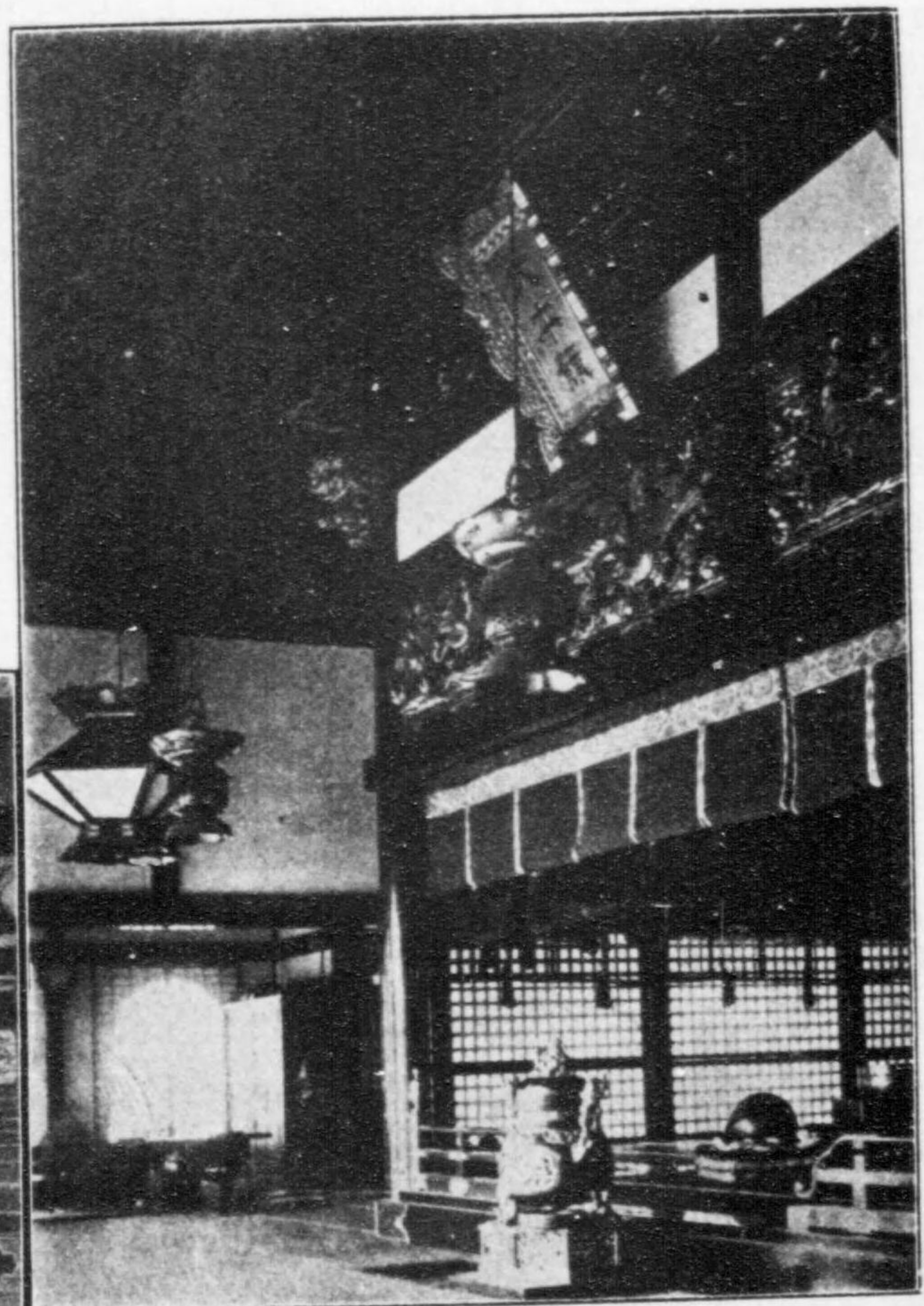
大本願玄關



大本願誓殿本堂

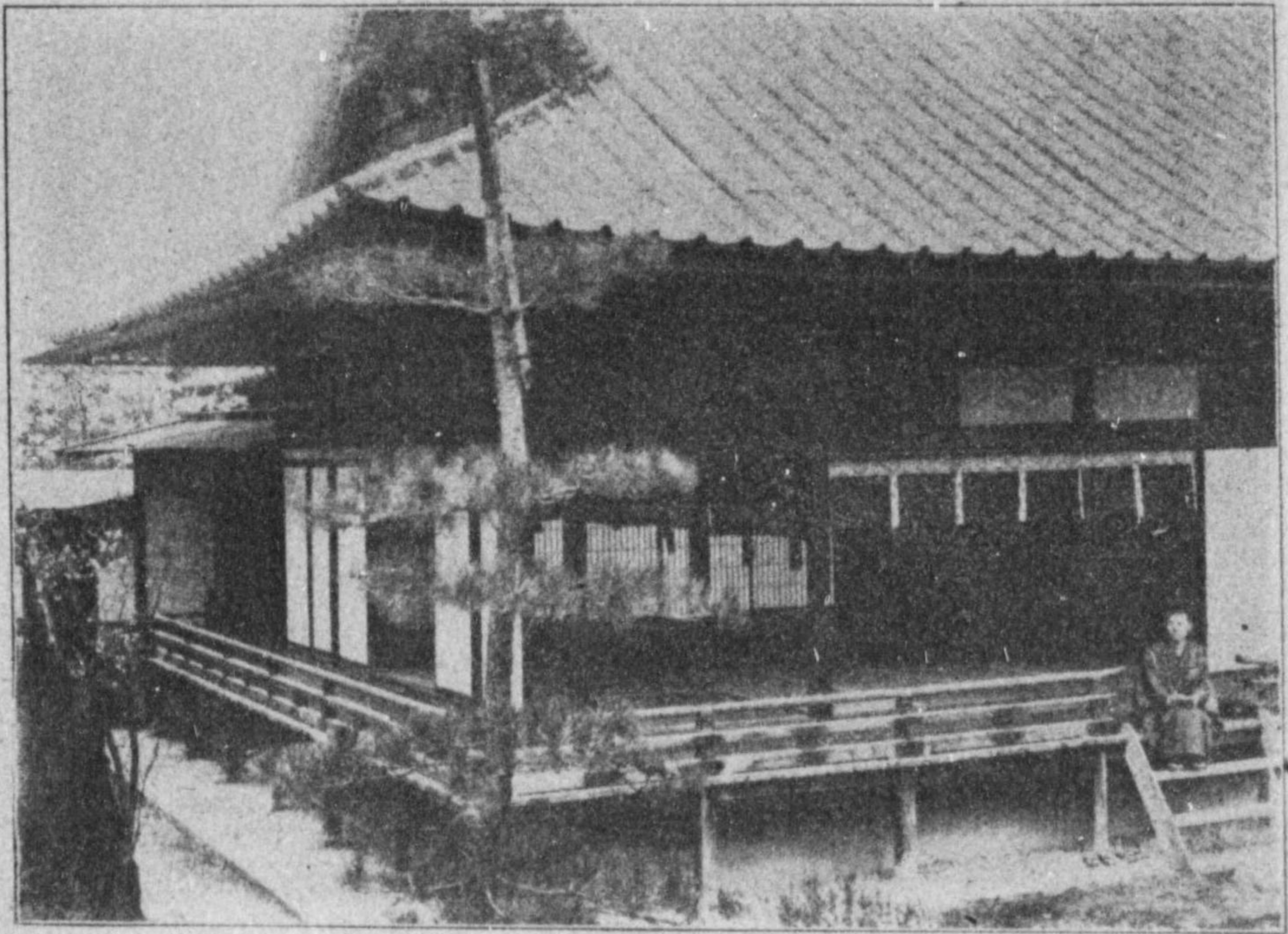


全上右側



全本願誓殿內陣正面

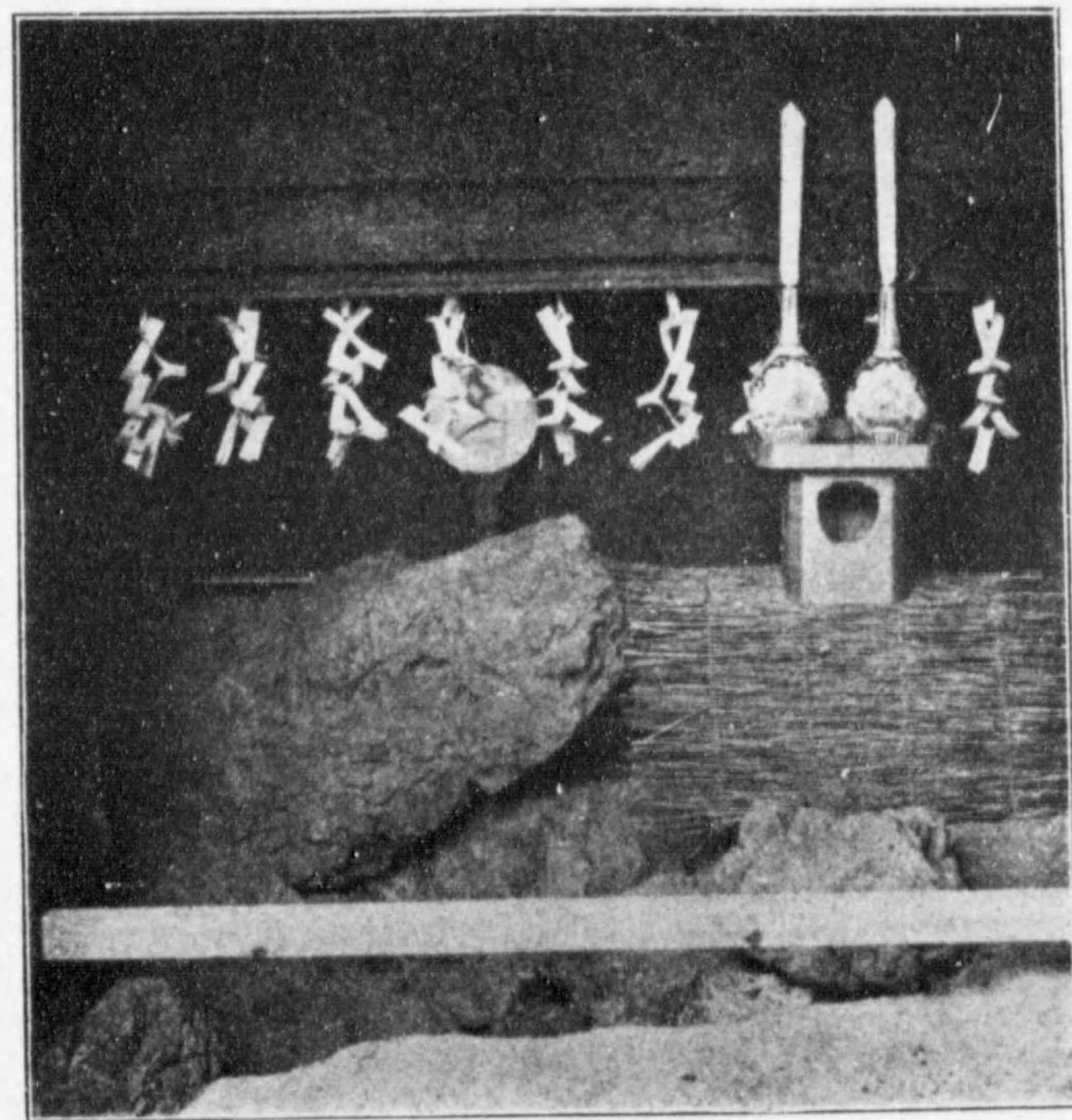
大 本 願 奥 書 院



大 本 願 光 明 閣



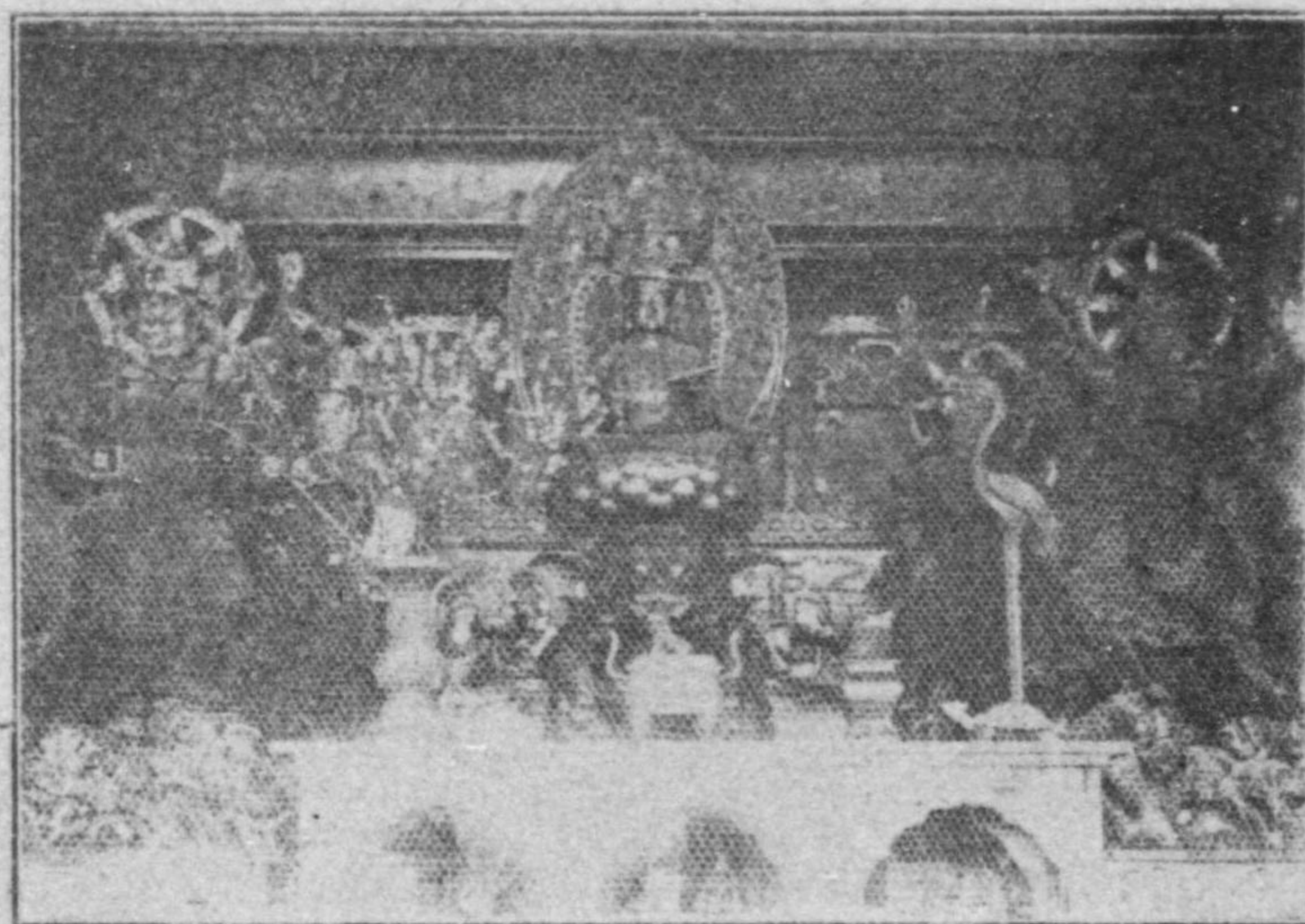
善光寺鐘樓



阿闍梨池(木覺院)



善光寺山門



善光寺山門上階内

## 緒言

著者嘗て郷里に在るの時、それよ、十一二歳の頑是なき頃なりき、隣家の老翁が老婆を相手に、珠數爪繰りつゝ、『身は此處に、心は信濃の善光寺、導き給へ彌陀の淨土に、南無阿彌陀佛、く』と、その聲は皺枯れたれど、極めて痛切に極めてしをらしげに、しかも他意なく熱心に、詠歌しつるを耳にしき、然り、予は實際此時より、この善光寺につきて深くわが腦裡に銘じ、今尙當年を聯想するごとに、那麼に崇高なる古刹なるよ、如何に靈威赫々たる名寺なるよと、遂にはこれが事蹟の詳細を知らんと欲したりき、然るに今や本館主の特殊なる恩恵と、偉大なる同情とに依り、愉々快々の間に、予が十年の主義目的たる我國名勝舊蹟の保存顯揚に従事する事を得、こゝに予が『各宗本山名所圖會』の第六編として、本寺の事蹟を編述刊行し、いさゝか是を讀者諸君に報ずるを得たるの幸福は、彼老翁老婆が本尊に歸依渴仰して、淨土に於ける蓮の臺の樂みの、その如しと嬉しさの餘り、蕪辭をつらぬる事如斯、かしこ

於博文館編輯局

翠葉 石倉重繼識

明治三十六年九月

例言

一、本書は緒言中に述べたるが如く、わが國最初の佛像を安置せる古刹として、靈威赫々たる善光寺の事蹟を編纂せるものにして、寺や草創以來十一回の火災に罹り記録古文書の多くは湮滅し、且中昔より本寺を別當守護せるの寺院は二ヶ所に分れ、宗義は天台、淨土の二つに別たるの故を以て、そが法要の差異等より度び／＼兩者間に於て相反目せるの傾向あり、殊に元祿以後明治維新の際に至る間の如きは、實に聞くさへいまはしきこともありしか、斯かれば従つてこれが編纂の資料に乏しく、また材料の撰擇に苦しみ、いふべからざる困難と辛勞を経たりき、讀者諸君希くは其間の消息を察せられ、事實の誤謬、記事の相違等を見出し給はゞ、宜しく指示垂教の勞を惜むなからん事を、尙著者は本書に筆を下すに當りては、務めて公平を唯一の目的としたることは、敢てこれを普く讀者に告白せんことを欲するものなり、尙文中或は誤字、假字違の個所あらん、是亦著者淺學不識の致す處、併てこゝに其罪を謝し置く。

一、本書編纂の爲め、これが實地調査として不肖出山の際は、大勸進住職道貫大僧正、一鵬職彦坂海亮師及び大勸進執事高橋海治、大本願執事宮下銀兵衛の兩翁より偉大なる盡力と懇切周到なる補助を與へられたり、著者は特にこゝに此事を記して永く感謝の意を表す。

一、本書表紙の意匠及挿畫の揮毫は、著者の親友青木香葩氏の勞を煩はしたり、敢て讀者諸君にこれを告ぐ、希くは不肖と、もに愛顧の榮を垂れ給へね。

以上

善光寺名所圖會目次

寫眞銅版口繪

○天台座主三津玄深大僧正題字

- 後西院天皇御宸翰文字名號
- 善光寺四門額(善護院二品尊  
澄法親王御筆)
- 光格天皇御所持御中啓
- 孝明天皇御所持御末廣
- 皇太后宮陛下御所持御烟草入
- 聖護院益仁入道法親王御遺品筆策
- 和宮殿下拜領御提煙草盃
- 伏見宮邦家親王殿下御歌
- 全御息所殿下御歌
- 山階宮晃親王殿下御歌
- 久邇宮朝彥親王殿下御歌
- 小松宮彰仁親王殿下御染筆額面
- 山階宮晃親王殿下御染筆額面
- 久邇宮朝彥親王殿下御染筆額面
- 輪王寺宮貞享三年掟書
- 天海僧正の掟書二通
- 善光寺口割證文
- 徳川家康下知書二通
- 連慶作阿彌陀如來木像
- 家康寄附勝軍地藏古像
- 善光寺如來緣起
- 善光寺本堂
- 鐘樓
- 不動堂
- 大勸進表門
- 大勸進本堂
- 全内部
- 全内佛殿
- 全内部
- 全行在所内部
- 住職の居間
- 全後庭
- 全著明閣
- 全廟所
- 大本願表門
- 全本誓殿外部
- 内部二面
- 全光明閣
- 全尼宮御殿
- 全大玄關
- 全廟所
- 阿闍梨池

本文目次

- 緒言……………一
- 例言……………一
- 位置……………一
- 本堂……………二
- 本堂回祿の次第……………八
- 本堂遷座の次第……………一〇
- 本堂の内部……………一三
- 大香爐……………一三
- 二太鼓……………一四
- 番人……………一四
- 勸化司……………一四
- 御花松……………一四
- 閻魔大王……………一五
- おびんづる……………一五
- 繪馬と額面……………一六
- 妻戸……………一六
- 外陣……………一七
- 中陣……………一七
- 内陣……………一七
- 常燈……………一七
- 瑠璃壇廻り……………一七
- 内陣入……………一八
- 戒壇廻り……………一九
- 守屋柱……………二四
- 善光寺と雅人……………二五
- 本尊の縁起……………三一
- 善光寺如來非釋迦辨……………六一
- 改正善光寺如來非釋迦辨并附言二則……………六四
- 善光寺縁起論……………六八
- 生身阿彌陀如來由來……………七三
- 善光寺本尊……………七四
- 本尊を難波江に乗しといふ説に就て……………七四
- 前立本尊……………七七
- 開帳と回向……………七七
- 年中行事……………七八
- 朝拜……………七八

本文目次

- 修正會……………八一
- 卷數献上……………八四
- 御印文頂載……………八四
- 吉書始……………八七
- 垢飯……………八九
- やせうま……………九〇
- 祇園會……………九一
- 六月穰……………九三
- 百萬遍……………九四
- 大躍と小躍及び歌擧……………九四
- あやめわたり……………九六
- 燈籠揃……………九六
- 御乳日傘に桔梗笠……………九七
- 七夕の人形飾……………九七
- 風祭……………九八
- 十夜佛……………九九
- 貴念佛……………九九
- 事納と事の餅……………一〇〇
- お餅搗……………一〇一
- お煤拂……………一〇一
- お松はやし……………一〇二
- お松飾……………一〇二
- お歳越……………一〇二
- おからこ……………一〇六
- 鬼拂と金剛杖……………一〇七
- 大般若轉讀……………一〇九
- 彼岸會……………一〇九
- 花市……………一〇
- 四十八度詣……………一〇
- 裸參と百人參……………一一
- 四門勅額……………一四
- 本寺に山號を用ふるは理由なしとの説……………一八
- 本尊崇敬の姓氏……………二一
- 木食上人の寄附狀……………二六
- 文治三年源頼朝下知書……………二七
- 全年信濃國目代への奉書……………二八
- 最明寺禪室の水田寄附狀……………二八
- 虎關禪師の善光寺飛柱記……………三〇
- 南禪寺義堂和尚の寶塔募縁疎……………三三
- 武田信玄控書……………三四

次 目 文 本

●武田勝頼控書	一三五	●地藏菩薩	一四九
●徳川家康判物	一三六	●聖徳太子碑	一四九
●道中御朱印	一三七	●五百餘堂八百餘社	一四九
●善光寺々領の事	一三九	●石燈籠鐵燈籠	一四九
●山門	一四三	●敷石	一五〇
●仁王門趾	一四三	●諏訪明神と熊野權現	一五〇
●二天門趾	一四四	●飯繩社	一五〇
●鐘樓	一四四	●駒返り橋	一五〇
●地震横死者の塚	一四五	●大勸進廟所	一五一
●千人塚	一四五	●大本願廟所	一五一
●經堂	一四六	●納骨堂	一五一
●五重塔	一四六	●公園	一五一
●佛足跡	一四七	●大勸進	一五二
●地藏銅像	一四七	●由緒沿革	一五三
●萬善堂と不動堂	一四七	●善光寺の記	一五九
●山王社	一四八	●表門	一六二
●繼信忠信の墓	一四八	●玄關	一六五
●瓜形の彌陀	一四八	●事務所受付	一六五
●大佛	一四八	●廊下	一六六
●六地藏	一四九	●待合堂	一六六

次 目 文 本

●用部屋	一六六	●年中行事	二二三
●紫雲閣	一六六	●大本願	二二六
●大廣間	一六七	●由緒沿革	二二六
●調理室	一六八	●表門	二二一
●内庭	一六八	●本誓殿	二二一
●事務室	一六八	●玄關門	二二三
●諸堂	一六九	●大玄關	二二三
●侍僧部屋	一六九	●小玄關	二二三
●住職の居間	一六九	●應接室	二二三
●庭園	一七〇	●靈寶室	二二三
●茶亭	一七一	●光明閣	二二三
●行在所	一七一	●奥書院	二二四
●牡丹園	一七二	●尼上人の居室	二二四
●後庭	一七二	●表書院	二二五
●内佛殿	一七二	●年中行事	二二五
●位牌堂	一七三	●山内四十六坊	二二六
●本堂	一七三	●衆徒	二二七
●善光寺別當の事	一七四	●中衆	二二八
●善光寺別當歴代譜	一八〇	●堂童子の事	二二八
●寶物古文書	二一〇	●妻戸	二二〇



- 本善堂と阿闍池……………二二一
- 本善堂……………二二一
- 阿闍梨池……………二二三
- 皇圓阿闍梨池略縁起……………二二三
- 釋迦堂……………二三五
- 十王社……………二三五
- 常念佛堂……………二三六
- 圓光大師の舊蹟……………二三八
- 見真大師の舊蹟……………二三九
- 聖德太子御影堂……………二四〇
- 曼荼羅堂……………二四〇
- 縁起堂……………二四〇
- 觀音堂……………二四一
- 四十九ヶ所の靈蹟……………二四一
- 旅館……………二四三
- 拾遺……………二四四
- 若麻績氏父子西上の事……………二四四
- 若麻績といふ氏の事……………二四五
- 若麻績氏父子を本多善光本次善佐と唱ふるは法名なりといふ事……………二四六

- 若麻績氏に家紋といへるものはあるまじき事……………二四九
- 若麻績父子の名彌生といふ事……………二五〇
- 若麻績氏丈部氏を合せて二十六世を檀越といふてあるべき事……………二五一
- 若麻績氏父子甲斐信濃の國司の事……………二五二
- 若麻績父子の冠位の論……………二五二
- 若麻績氏系譜……………二五五
- 丈部氏系譜……………二五六
- 丈部氏といふ氏の事……………二五七
- 大壇越歴世年數考……………二五八
- 信濃目代守護の事……………二五九
- 善光寺地頭職奉行人の事……………二六〇
- 栗田氏の事……………二六二
- 眞田家外護の事……………二六三
- 我寺上世宗旨詳ならざる事……………二六三
- 我寺中世以來は天台宗なる事……………二六四

目次畢

善光寺名所圖會



位置

翠葉石倉重繼著

人信濃國を談ずれば、必ず善光寺を聯想す、善光寺は、畏くも欽明天皇の御代百濟國より貢獻せる一光三尊の阿彌陀如來を安置せる、我國最古の佛刹にして、俗語に曰はく『身は此處に、心は信濃の善光寺、魂は給へ彌陀の御土に』と又『參らねばならぬ國なり寒くても』と幾百萬の同胞が歸依渴仰し、人此世に生活るれば、一度は必ずこの寺に詣拜し、以て如來の大慈大悲の靈光に浴せずんば後世の程もあそろしとさへ堅く信じ深く崇敬し、宗義の差異、僧俗、老幼のきらいなく日に幾千の詣者を絶たず、まことにわが國無二の名寺たり、寺は長野市の北大峯山の麓に在り寺域東西百四十七間、南北九十四間、面積一萬五千三百餘坪を有し、中央に如來堂塔窺々として雲間に聳え金紋は輝々燦然として映射し、堂東には洒落たる庭園苔蒸して滑らかに、老梅、椎櫻色香を競ひ、堂後には翠綠たる大池を隔て、近く大峯山を眺め、旭山は西方に峨々たり、地極めて幽邃に仙雲蹊躑として殿堂を擁し、梵音讀經の聲のどかに、大勸進、大本願の兩寺は互に本堂を守護するが如く、其他の衆坊亦毫を並べ、實にや佛縁の深き靈場とこそ申すもかしこし、東京より五十九里、上野停車場を午前六時の一番汽車にて發すれば、午後三時に到着すべし。

本堂

山門を入りて進む事數十歩、正面に巍々として雲間に聳ゆる大伽藍あり、是即ち我國唯一の古由緒を持ち庶人の崇敬尤も深き生身如來を安置せる殿堂にして堂は最初人皇三十七代孝徳天皇白雄五年建立以來、元録十三年に至る迄殆んど十一回にわたる回祿に罹り、現今の本堂は、實に元録十四辛



己年十二月廿五日より大勸進別當本孝法印等舊金堂の北百數十間の地に基礎を定め全年即性院權僧

正の時、官許を得て全國に大勸進し、舊幕府の臺命を承け、全十六年松代藩主真田伊豆守監督のもとに工を起し寶永四年七月十六日に至るまで計五年間の日子を費やし、漸く竣工したるもの、その人工凡そ十六萬三千六百二十六工、全手傳二萬四千工、木挽七萬三千六百二十工、全手傳一萬二千工、を要し金子一萬二千九百七十四兩三分六匁余、惣家根の工料金七百三十兩一分五匁八分を要したるが如き、那麽に偉大なる建築なるかを想像するに餘りある可し、茲に現今堂宇の縮圖を掲げて参考に資す、堂は高さ箱梁迄十丈二尺八寸四分東西十七間七寸四分、南北二十九間二尺七寸二分、本柱の數百三十六本、垂木數八千八百十二本、東西梁間十九間四尺四寸八分三厘、外に向拜出端三間一尺八寸、南北桁行三十二間四尺七寸八分、外に向拜出端六間二尺二寸、此地坪數五百三十坪五分九厘六毛、惣屋根坪數千五百十坪二分三厘六毛なり。

伽藍造營に就きて善光寺道名所圖會の著者は當時の狀況を記して曰はく「善光寺今の伽藍造營の事元祿十四辛巳年十二月廿五日より、戒善院慶雲、日本廻國にて、奉加有し故、御普請の儀、江戸表より松代侯へ御奉行被仰出、同十六未年五月十九日、江戸大工萬兵衛と云者來り、材木積、木寄等執計ふ(但元祿十三庚辰七月廿七日下午細小路)なり、慶安庚子年再建にて入佛よりわづか五十一年になる

○御堂地割坪數工數之事○惣屋根坪數千五百二十二坪八分三厘

- 一 桁行廿九間三尺一寸 一 梁行十三間七寸二分
- 一 桁六間七寸六分 一 出端三間一尺八寸
- 一 向拜坪數廿一坪餘 一 桁行三間一尺六分八厘

一脇向拜出端三間一尺八寸六分、此坪數十六分四厘八毛、惣地坪合四百三拾五坪九分六毛、但一坪に付三百八十工の積りにて、

凡合大工十六萬三千六百廿六工、同手傳二萬四十工、木挽七萬三千六百二十工、同手傳一萬二百工、右工料合て金一萬二千九百七十四兩三分六釐余(但大工一人に付二匁八分、同手傳一人一匁五分)惣屋根の工料金七百三十兩一分五釐八分、同年七月二日より大工小屋並に諸役人小屋等今の本堂西堀外に三間、梁廿五間四間、梁五十間に出来、同八月松代より諸役人相越、松代候名代小山人、風廻(小頭一人同)○地大工棟梁四人、木挽棟梁一人、普請方棟梁四人、御家根方棟梁一人、普請方人足奉行三人、材木凡拾五萬八千挺余、元祿十七甲申年九月手斧始(十二月實永)江戸大工棟梁四人來る、小屋場合印

②上重軒巡り(佐平) ⑤柱貫虹梁(五平治) ⑨板上重組物虹梁(吉九郎) ⑩板敷椽下(太兵衛) ⑪下重軒巡り(九左衛門) ⑫御堂小屋組(太兵衛) ⑬洞立(平左衛門) ⑭下重組物(長三郎) ⑮天井長押箱棟揚(與忠右)  
(源吾郎) 寶永三丙戌三月板割初、同年十月江戸へ歸る、斯て寶永四丁亥のとし入佛より以降、風雨水火の禍なく、連綿として巍々たる大伽藍は泰山の如く、生身の彌陀如來三身圓滿四智究竟の佛徳日々に新にして、實に日域の靈場なり、堂内に掛る所の額の數々にも見ゆるがごとく、あるひは截曾たる者疋留を得、または踰躐たる者も、跋躐する事を得たるごときの化益は、あけて計べからず、眞信の心を以て渴仰する時は壹感應なからざる、仰べし信ずべし。云々と、尙ほ芋井三寶記には下の如く

記す、俱に本堂の事蹟を知るに於て尤も好資料たるべし、曰はく『金堂 平安の畑維龍のあらはせし、四方硯(七)に、本朝古今伽藍の制とて、和州法隆寺は隋の制にならひ、攝州四天王寺南都招提寺は唐制にならひ、京師の五山禪院は宋の制にならひ、黄檗は明の制にならふ、黄檗は雅なれども近世の制なり、といひ、また好古小録(藤原貞)下(二)南都招提寺の講堂は平城宮の朝集殿と云傳ふ、予其結構を見るに、朝集殿の結構に非ず、金堂の結構を詳にするに、間架結構疑ふべくもなき朝集殿なり(藤井及土檀は當時金堂として)材の美も諸堂の及ぶべきに非ず、講堂を朝集殿と云説は、古來よ



鎮鐸と椽

り誤りて傳へたる者とみゆと、いへり、おのれ今法隆寺をあけつらはん、四天王寺以下なそらへて

知るへし、書紀 推古天皇九年皇太子與宮室于班鳩とみえ、十三年皇太子居班鳩宮とみへて、その十四年班鳩寺とみへたる、是法隆寺なり、是班鳩宮に佛をあかまひたまふなれば、やかて寺と云にて、班鳩寺は宮の様なるをみるへし、敏達天皇六年百濟國より造寺工を奉りしより後のことなれば、はしめものしたまふより、寺の様にして、隋の制にもならひたまふなるへけれど、つひには法隆寺なること、漢音吳音といへるもの、我國の音聲にかなへて、ものしつるものなれば、ついに我音聲なるが如くなること疑なし、我舊金堂は善光主の居宅を模造し、大内に準據し、隋唐の制をも兼用ひたるなるへし、はしめ我佛の麻績におはせる、別に精舎をみへるをよろこひたまはず、この芋井に遷りたまひても、またしかなり、かくて時のいたれるにや、皇極天皇の勅願にて、金堂を創立あれは、その居宅を模造すへく、大内に準據すへきこと、もとよりその道理也、又隋唐の制をも用ひたるならんとおもへるは、その傳はなけれど、その時世をかむかへて云なり、しかはあれとつひにはわか金堂なり、我舊金堂東面なることは、四門あり、東門の御題を善光寺といふにて明けし、その南面になりけんこと、いつのころよりしかなりけんといふに、緣起金堂炎上次第にうちつゝきて文永炎上以後(按後宜)塔建立次第に(按塔子上)金堂者東西七間南北十七間(南北十七間)南廻廊東九間西九間とありて、諸塔建立せるぬしたちみな治承以後文永以前の人なれば、文永以後塔建立次第は、文永以前塔建立次第ならんを誤脱せるならん、かゝれば南面になりしは、治承炎上の後、鎌倉右大將御建立、名越遠江守朝時奉祈して建ける時をはしめとすへし、堯惠法印の北國紀行、文明八年五月善光寺の御堂に通夜の處に千悲川は御堂の東に流れたりとみへたれば、その

頃も南面にそありけん、又和名抄(調度部上)に、金堂梁元帝入佛殿禮拜詩云玳瑁金堂柱檀藥紺篠叢とみへ、南都の古刹は今もなほ金堂と稱ひならひ、わか金堂も緣起古文書等みな金堂とのみあるを、近世本堂とのみおほへて、金堂としもいふとはすれたるが如くなるはいかにそや、「寶永中重建金堂圖記」(この間圖あり畧す)是元祿中別當本孝法印の非常の人におはして、官裁を請得て、舊金堂の百數十間の北に基趾を定められて、寶永中英雄の名高うおはし、別當即往院權僧正の時、常憲院大將軍の台命を奉して、眞田伊豆守信房朝臣の監護にて重建の功を全し、我本寺圖衆、大明院一品法親王の御名代とある護國院、圓覺院常然權僧正を導師として供養落慶せる所の新金堂の縮圖なり、新金堂高十丈有餘南北三十四間、東西十九間三、棟手木造り二重屋根御所棟唐破風にて、説者みな皇極天皇創建の金堂に復せるよしふなれと、なべて上世の遺制を摸造せしなるへし、但南面のみは、中世の制なり、本尊のおはする所を瑠璃檀といひ、又内々陣といふ、瑠璃檀の乾の柱を守屋柱といひ、若麻績氏親子の三像を居この所を善光間といふ、この瑠璃檀善光間の下に戒壇と云あり、瑠璃檀、善光間の前をすべて内陣といふ、常燈三あり、其次を中陣、外陣といふ、又其次を彌勒間とも禮堂ともいひて、此間の成亥に彌勒菩薩を安置せるは、古制にて此間の左右の柱を飛來柱躡柱と云ことは、正和中飛柱よりの事なり、禮堂の次金堂の口なるを妻戸といひて、妻戸の棚あり、その棚に御花松と云あり、妻戸にて來迎松といひ、俗に親鸞松といふ、是なり、内外陣妻戸などいふ名目を唱來れることも、ふるきことなるへけれど、いつのころよりと云事はさためかたしと、「あり、以上掲げた

る所によりて讀者は充分に本堂の事蹟を了知し得べし、尙ほ左に本堂回録の年時を記し、而して次項に於て本堂内部の萬般を精密に觀察記述すべし。

本堂回録の次第

平城天皇大同四年次來東山院天皇元祿十三年に至る本堂の回録次第を記せば左の如し。

△平城天皇(五十)大同四年己丑五月廿三日

金堂回祿奉<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>重建焉

△圓融院天皇(六十)天延三年乙亥

金堂復<sub>二</sub>火<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>重建焉

△鳥羽院天皇(七十)天仁元年戊子二月三日

西門火遂延<sub>二</sub>金堂諸堂<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>重建焉

△高倉院天皇(八十)治承三年己亥三月廿四日

金堂又燬延<sub>二</sub>四面廻廊<sub>一</sub>後右大將源頼朝卿重建<sub>二</sub>金堂<sub>一</sub>從二位平政子建<sub>二</sub>念佛堂<sub>一</sub>前武藏守北條泰時建<sub>二</sub>觀音堂<sub>一</sub>遠江守名越朝時建<sub>二</sub>南回廊及常行堂法華堂中門鐘樓<sub>一</sub>淨定上人建<sub>二</sub>十王堂<sub>一</sub>定性坊建<sub>二</sub>五層塔曼多羅堂<sub>一</sub>觀揚坊建<sub>二</sub>東回廊及釋迦堂太子堂<sub>一</sub>蓮淨坊建<sub>二</sub>西回廊<sub>一</sub>今溝兵衛入道某建<sub>二</sub>諏方南宮社<sub>一</sub>蓮淨坊建<sub>二</sub>護法堂及籠屋舞殿唐門<sub>一</sub>

△龜山院天皇(九十)文永五年戊辰三月十四日

西門火延<sub>二</sub>燒諸堂塔<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>重建焉其八年辛未十月金堂成、上野介結城朝光請<sub>二</sub>鎌倉若宮別當大僧正隆辨<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>導師<sub>一</sub>供養落慶、

△花園院天皇(九十)正和二年癸丑三月廿二日

金堂及諸堂回祿、鎌倉執權相摸守北條高時重建焉、別當律師圓西公供養落慶、

△後光嚴院天皇(九十九)應安三年庚戌四月三日

金堂火、別當律師善峯公重建焉、

△稱光院天皇(百二)應永三十四年丁未三月六日

東門發<sub>二</sub>火延<sub>一</sub>燒堂塔、始造<sub>二</sub>假堂<sub>一</sub>、後大將軍足利義尙公奉<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>重建焉、

△後土御門院天皇(百四)文明六年甲午六月四日

金堂及四門悉<sub>二</sub>火<sub>一</sub>、五層堂纔<sub>二</sub>存<sub>一</sub>一重<sub>二</sub>云<sub>一</sub>、爾後不知<sub>二</sub>其重建<sub>一</sub>焉、遂遷<sub>二</sub>徒他邦<sub>一</sub>者凡四十年、慶長二年丁酉八月復飯<sub>二</sub>于善光寺<sub>一</sub>、蓋後重建<sub>二</sub>金堂<sub>一</sub>、

△明正院天皇 寬永十九年壬午五月九日夜

西町發<sub>二</sub>火<sub>一</sub>金堂及諸堂舍成爲<sub>二</sub>焦土<sub>一</sub>、則造<sub>二</sub>假堂<sub>一</sub>遂請<sub>二</sub>官<sub>一</sub>重建<sub>二</sub>金堂及諸堂<sub>一</sub>、寬文六年丙午別當法印重昌公供養落慶、

△東山院天皇 元祿十三年庚辰七月廿一日夜

下堀小路發<sub>二</sub>火<sub>一</sub>、延燒<sub>二</sub>金堂諸堂<sub>一</sub>、因以<sub>二</sub>西町西方寺<sub>一</sub>且當<sub>二</sub>假堂<sub>一</sub>、別當即往院權僧正慶運公懇請<sub>二</sub>官司<sub>一</sub>寺社、令<sub>二</sub>伊賀守永井直敬朝臣<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>伊豆守真田信房朝臣<sub>一</sub>重建<sub>二</sub>金堂<sub>一</sub>、寶永四年丁亥八月十

五日東叡山護國院主圓覺院權僧正常然代。大明院一品法親王。供養落慶、後延享寬延之際、別當受德院大僧都香巖公建三門二王門鐘堂寶曆中大經藏未成而化、別當大僧都香雲公落慶之、天明中別當不輕行院前大僧正等順公將建五層塔而官司遂不聽

本尊遷座の次第

本尊阿彌陀如來の遷座の次第を案ずるに、この本尊が欽明天皇即位十三年十月十三日百濟國より渡來し、大内に安置せられしことは前掲本尊の縁起中に記したり、而して後向原寺に遷座し、同六十年難波の堀江に投じ、四年を経て再び大内に安置し、大内に在ること十三年にして、同十四年三月再び難波の堀江に投せられ、十二年を経て推古天皇四年法興寺に遷し、後同十年四月信濃國伊奈縣麻積の草堂に遷され、草堂に御座す事殆んど十三年にして孝德天皇白雉五年に至り堂宇に勸請させ、後凡そ五百二年を経て、後奈良天皇弘治二年に至り武田晴信如來を甲斐國府中(今の甲府市)に勸請し即ち新善光寺に安置す、後天正十年に至り、織田信長更らに如來を美濃國岐阜に遷し、同年信雄尾張の甚目寺に遷し、同年徳川家康またも遠江國濱松なる鳴居寺に遷し、天正十一年再び如來を甲州新善光寺に遷し、慶長二年七月秀吉洛東方廣寺に遷し、翌三年八月如來を信濃國善光寺に遷し、爾後現今に至る迄歴然として其蹟を存し、靈威ますます赫々たり、尙ほ左に芋井三寶記に記せる遷座の次第を併せ掲ぐべし。

△鷓鴣草葺不合尊八十三萬五千七百四十年

我佛出現于東天竺二化益天竺、凡一千百年、

△珠城宮天皇(人皇十一)九十六年丁卯

我佛至漢國、化益漢國、凡三百年、

△遠明日香宮天皇(九恭帝)時

我佛至百濟國、化益百濟、凡百年、

△磯城島宮天皇(欽明帝)貴樂元年壬申(即位十)十月十三日

我佛始入、中國奉安于大内焉、後遷向原寺、在大内及向原寺者、凡十九年、

△金光元年庚寅(即位三)

流弃于難波堀江、在堀江者、凡四年、

△陀田宮天皇(敏達帝)二年癸巳

再入于大内、在大内者、凡十三年、

△十四年乙巳三月

再投于難波堀江、在堀江者、凡十二年、

△小墾田宮天皇(推古帝)法興元年丙辰(即位四年)

遷法興寺、在法興寺者、凡七年、

△願轉二年壬戌(即位十年)四月

奉安于科野國伊奈縣麻績草堂、在麻績草堂者、凡四十一年、

- △飛鳥板蓋宮天皇(皇極代)命長三年壬寅(即位元年)
- 遷于水内縣芋井草堂、在芋井草堂者凡十三年、
- △難波長柄宮天皇(孝德代)白雉五年甲寅、
- 奉安于金堂、在金堂者凡九百二年、
- △後奈良院天皇(百六)弘治元年乙卯
- 遷于甲斐國府新善光寺、在新善光寺者凡廿八年、
- △正親町院天皇(百七)天正十年壬午
- 遷于美濃國岐阜、
- 遷于尾張國甚目寺、
- 遷于遠江國濱松鴨江寺、
- △十一年癸未
- 奉安于新善光寺、凡十五年、
- △後陽成院天皇(百八)慶長二年丁酉七月
- 遷于洛東方廣寺、
- △八月
- 飯于善光寺、慶長二年丁酉至天保十二年辛丑、凡二百五十五年、
- 欽明帝十三年壬申至天保十二年辛丑我佛化益 中國凡一千二百九十年 天保十二年辛丑五月

臣岩下貞胤謹撰 (以上三寶記參考)

本堂の内部

朝なく蓮の露の光りかなと輝牛の老爺は吟し、盧元は山も眠りさますや堂の朝御帳と口すさみし本堂内部の光景たるや、實に筆紙を以て好く盡す可きにあらず、或は遙々九州の果てより、或は遠く北海の地邊より、殊勝にも杖を曳き珠數爪操りて、口に六字の念佛を稱へ群參するの老翁老婆は、恰も波浪の岸を嘯むが如くにして、其の身に美しき金爛の衣を着け、讀經の聲爽かに、靈佛の前、香爐蓮華台を中央にして圍繞しつ嚴かに帳を開くの法要を營む有様は、恰も天女の樂を奏するが如く、颯として清風松風を訪ふが如きに比すべきか、さては縷々として天に沖するの香烟、撞き出す梵鐘の音、一度この堂内に身を投ぜんか、那麼なる俗者と雖も必ずや沛然たる法雨に浴し、燦然たる靈光に化せられて、邪氣を拂らひ慈心を絶ち、いはゆる現世の淨土に悠々乎として人生の圓滿を樂しむが如なるべし、いでこれより本堂内部の全般を観察せんかな、先づ本堂南面(即ち正面)の階段十三級を登りゆけば、直ちに眼に映ずるものは偉大なる

大香爐

なるべし、これ越前上鯖江の齋藤與三郎、千福の田中甚兵衛、家久の西岡甚兵衛等が特志によりて奉納せるもの、そが側らに

二 太鼓

あり、いつれも古色掬すべく、鼓面に書かれたる雲龍の如き、誰名匠の筆の跡か優にやさしく、右の隅には

番人

數人跪座しつゝ、堂内受附所の案内を爲し、または詣者の保護堂内の巡見に餘念なく、左の方には

勸化司

あり、勸化の事を司る、その後ろに大なる松を挿したる花瓶あり、是即ち有名なる

御花松

にして、俗に親鸞上人手挿の松と稱ふるものにして、翠蓋四時色を變へず、芋井三寶記にこの事を記して曰はく「妻戸棚なる御花松を、妻戸の僧徒の傳に、妻戸中興證阿上人は、縁起に燈阿上人とありて、此證阿上人此松に如來の來迎を拜まれしより、來迎松といふよし、又二十四輩順拜圖會など云ものに、親鸞松とせて、今はなべて、親鸞聖人我寺に百日御通夜のところ奉り給へりし松也、といふを、或曰こは教授院慈林堂奉祈のころ堂番(日雇の類なり)に幸右衛門と云ものあり横澤住居のも

のにて、教授院に奉公しそれより、堂番にはなりし也、教授院は尾張の某郡をはしめ、淨土眞宗の門徒多く止宿す、かゝれば幸右衛門その心を得て、是親鸞聖人のさし給ひし松にて、今に枯すしであるなりと云ひてしより、今はなべて小僧などの道者の案内をせるにも、みなしかをしふることにて、まこと親鸞のさし給られし如くなりたりといへり、或また此説をうへなはずして、いひけるは、證阿上人の來迎の松とてありしを、親鸞聖人の參詣せられしころ、立かへられしにて、俗傳の如く聖人の建られしにもあるべし、一概にはいふべきにあらずといへり、此説たゞしきなり、と善光寺道名所圖會には「外陣に定番の臺あり、其脚の花瓶に松を挿す、これ親鸞聖人御手生の松といふ、毎月朔日に差替るなり」とあり、現今に於ても尙親鸞上人御手生の松と稱へ來り、毎月一日必ず挿替ゆるを例とせり、この御花松の四邊には香爐幾臺を並へて詣者の香を焚く煙り濛々として隆んなり。

閻魔大王

は右の方に紅の舌を吐き、瑠璃の冠、右手に劍を捧げたる、稚者を悟すの資料となる、また可笑しからずや。

おびんづる

有名なる賓頭麁は外陣に界する所にあり、眼を病むものは眼を撫り、頭を憂るものは頭をさすり、



鼻を病むものは鼻を撫て、耳、口、頬、あらゆる身軀の病難苦限の治せんことを祈るがためさしもに堅き木像も、今は滅却してわづかに形骸を存するのみ、俗に地藏の顔も三度にして怒りに觸れ罰を受くと、是は又日に幾千の參詣者が兩手に弄ばれ、眼つぶれ鼻は缺け、頬はこけ、見るもいふせき醜態を現せると雖、泰然自若として善男善女が爲す儘に委して顧みず不關焉たるの寛量に至つては到底地藏會の及ぶ所にあらざるか非乎、作者は誰と識かねども、斯道の名家は其作の非凡なるを感賞せざるなしといふ。

繪馬と額面

五彩鮮麗優美なる合天井はいはずもあれ、このあたりには大なる額面、或は牛に曳かれて善光寺詣りの故事を書ける、或は六字名號を書ける、種々雑多の繪馬と額面あれども、これと取り出でて、語る可き名品なきは、少しく異なる感ありき、以上掲げたる處を

妻戸

と稱す、即ち妻戸の棚といふものにして、三寶記に「妻戸」と云名目も禁秘御抄などにあまたみへて、禁中にもつねいふとみへたり、こゝに出仕せる僧徒を妻戸といひその出仕せる所を妻戸の棚といふ」とある是なり、尙ほ同書に妻戸に就きて語れるものあり、別項に記すべし、妻戸の傍ら疊百枚計りを敷ける處、これを

外陣

といへ、または拜堂とも彌勒の間とも稱す、客千餘人を入れ經を擧げて參籠徹夜を爲す、俗に通夜といふものにして、西に彌勒、東に觀音の像を安置す、三寶記に曰く「某間」と云事は善光間の條にいへるが如し此間をまた禮堂といふことは諸人の拜禮の間のこゝろならん歟東鑑十八十八オに笠置解脫上人使者去項參着於當寺可建禮堂間所申將軍家の御奉加也とみへて禮堂造畢のよしもみへたるは今の社などに拜殿といふもの、如くきこゆか、れば禮堂といはんより彌勒間といへるかた古名にて正しきに似たり」とあり、依之彌勒の間の所縁を知るべし、通夜の事は更らに項を別ちて詳記すべし、さて外陣を左に見つ奥深く進みゆけば一壇高さ處あり、是即ち

中陣

にして、右の方、やゝ小暗きところには受付所あり、机數脚を並べ羽織袴着用者數人端然として座し堂内の諸事を辨ず、これより左方は

内陣

にして、正面は疊六十三枚を敷き、幾多の經机を並べ、金碧燦然たる佛具は千燭萬燈と相映し

常燈

は數限りなく安置され光明を斷たず、就中大なる常燈二基は、明治十五年四月江州彦根町安澤久藏の發願にて宿坊威徳院海達の取次ぎに依り寄進せるもの、瑠璃壇正面の左右に供へられ、尤も人目を曳く、その他金蓮の鉢、金香爐、一つとして美麗ならぬはなく

瑠璃壇

は内々陣の高き處、七重の戸帳を以て包まる、是本尊の安置せらるゝ處と爲す、(如來堂圖參照)内陣の左側、即ち西の方は疊二十枚を敷く、右の方受取所の正面には善光、全妻彌生姫、全長子善佐の像(江戸淺草山口庄三郎元祿五年の寄附)を安置し、一面の大鏡立てり、受附所と相接近し堂奉行以下番僧の勤番所あり、疊二十七枚を敷く、詣者若し

内陣入

を爲し、親しく尊前に詣拜せんと欲せば、先づ大勸進、大本願の案内札を受け、右の番僧に差出し、然る後案内を待つことを要す、内陣入りの札左の如し

△大勸進の部

△大本願の部

御内陣入 (何名)  
別當 大勸進  
明治 年 月 日

大本願講中  
御内陣入 何名

勤番所の東隅には金の寶塔一基を供ふ、是東京月參講中の永日牌を置くものにして、永日牌寶塔の背後須彌壇の東脇は有名なる

戒壇廻り

の入り口なり、入り口の傍らには『新しき草履の外土足わらじ木履又は靴等にて入る事を禁ず』といふ標札を掲ぐ、戒壇廻りとは瑠璃壇下の、暗き戒壇を廻り善根を得んとする者のために設けられたるものにして、弘仁六年傳教大師當山に詣拜し戒壇の基礎を立てり、この事三寶記に詳く記す『戒壇 我寺の戒壇は、弘仁六年傳教大師の創立なるよし縁起にみへて、ふるさことにて、今瑠璃壇下の黒暗の地をさして戒壇といひ、そをめぐるを戒壇めぐりといひて、參詣の人などは必めぐる、これによりて戒壇草履といふさへあるは、その名をのみつたへて、その實をうしなへるもの也、按に 堯惠法印の寛正六年の善光寺紀行と云ものに、としこる誓願し侍し善光寺へおもむきぬ中略 酉の刻の斜なるに、御堂にまうて侍り、思はざるに引導する人有て、内陣に通夜せり、剩本尊の瑠璃壇をめぐりき、まことに多切の宿縁淺からず覺へて、歡喜の涙せきあへず、如來本朝御瑞現の往昔までおもひつゝけて

てらせなほ濁りにしまぬ難波江のあしまにみへし有明の月 曉に及ぶまでに、月いと清らかに侍り姨捨山をおもひやりて ゆきやられてこそそかよふ更級や姨捨やまのあきのよの月

十五日につとめて宿坊に立かへり、土圭の影うつるはかりに、戸隠山へいたりぬ」とみへて瑠璃檀をめぐりきとあれば、其頃も今のさまにて、戒壇のはやう焼亡せしのは、築かれさりしならん、されといひならへるまゝに、戒壇とは云ならんかし」また中古叢書卷の九十三にこの戒壇廻りのことを記す、曰はく「戒壇 六道鏡を投て東の方板間より床の下へ登り、内陣の床の下へくる、左右板を以てはり、一間計りの通りをつけたり、新しきわらじをはくなり、是をたのみ置き終はりの道のわらんじとする事なり、巡ること三べん、皆大音に念佛を唱ふ、丑寅の隅に六角の柱あり、守屋柱といふなり、此地もろこし靈鷲山の土を地形につき込めたりとなり、さてこの上には如來のまします所なりといへば、念佛すぐれて高し、をかしからぬにもあらず」と、又善光寺道名所圖會にもこのことを記す、曰はく「戒壇廻りといふ事あり、須彌壇の東脇に入口あり、楷子にて下り内陣の下を三度廻りてもとの口へ出る、まことに闇夜の如し、俗間に相傳ふ、放辟邪侵なる人は此所にて犬となり又怪異ありといふ、未詳」と、尙長尾無墨の著「善光寺繁昌記」にもこの戒壇のことを記せるあり、觀察中々に面白ければ左に掲ぐ、文や、奇矯のさらひあれと、そはかゝる著書の常として深く答むべきにもあらざる可し、文即ち左の如し。

△戒壇

本堂板屏下有戒壇者傳聞弘仁六年傳教大師所創置所謂絶大幸戒而日本國頓戒壇之最初也前築山門今移之内陣之下東堂之端有二洞穴道甚狹皆踰躡行四邊茫茫不辨寸步真夜國界也

恰是天岩門始鎖六合暗黒三味唱佛名者如土中蚯蚓一行為隊伍者似出窠蟻數回者能保五百戒堂外兩側之小店草履如丘店婆揚手招賽客曰請來々々有戒壇草履穿之而去賽客就買之一意誓願者有一回者有三回者遂懷此草履歸謂收之棺中被導於極樂淨土一山之僧侶自二月一日一週間梵唄叩杖爲廻戒壇投其杖于下陣授于賽者死者收之棺依其功力與草履一般是曰金剛杖翁媪從善光寺歸少年暢勞祝無恙曰善光寺有靈響否翁媪曰謝々佛思示履與杖曰箇這戒壇草履彼則金剛杖我輩死則藏之棺必以功德達極樂淨土少年串眉曰胡亂勿説聞安養界隔絶十萬億土路遠何一履一節而得達乎况非鬼節招魂每年一度歸陽世乎未達之途擲倒伎何得達十萬億土之期乎翁曰汝勿插黃嘴箇這善光寺和尚所説教和尚則如來託宣也汝毀佛恐蒙佛罰抑於戒壇乎夙孽之語極多那破戒之旅僧回壇半途而爲章魚來那邪曲之一妾咒狙本妻回壇中衣帶爲蛇彼老婆食慾惡嫌回壇中躡一塊物乍爲大那奸商哄惑人回壇中爲鼠可怕々々汝少年以猿智慧杭我看々汝爲小猿小年不信直登學校具語助教先生々々説文明排毀不置自入戒壇人道如鎌倉勇士仁田氏入富士人穴除妖氣之狀意氣衝暗入半途而採洋製之燄兒一摩照之天地板屏光澤監人亦無一物先生曰咄本來無一物尚全書に本堂内部の光景を序せるものあり、左に轉載して一燦に供す

善光寺於伽藍平卜地于大峯山之下自往古罹火九度今之所結構者元錄年間始與土功至

寶永年間、竣之其堂宇壯闊、魏々聳雲表、金紋映射、參詣人遠仰而知地位之高、本堂高十丈二重、頭撞木造柱百三十六本、椽六萬九千三百八十四本、蓋取於法華經文字之數、云四方有昇降口、有石壇、有木壇、欄于邊、之正面東西之擔角、釣洪鐘、定香量、時而撞之、里俗曰、堂何時、太便之下、于一張幕三箇金燈籠、入口曰、妻戶、置大香爐、右側置二太鼓、左邊置花瓶、插百卉、右坐者爲番人、左坐者爲勸化司、其後置一銅瓶、常插松曰、親鸞聖人手、插之爾來追其例、每月朔、插代馬割欄、齊腰平、板扉曰、之禮堂、賽錢宮響、鏘々不絕、定香爐香煙、曩々常颺、閻魔大王、戴冠端坐于高壇、寶頭、盧尊者、跏趺如畫、井高聳、五彩紋、遠顯金燈籠、五箇奉額、百出張、網者防鳩也、其次曰、經之間、西有彌勒、東有觀音、席鋪百疊、以容千人、參籠爲徹夜、俗呼曰、通夜、雖嚴寒之夜、擁一布團而坐、祈念者、陸續不斷也、其次一壇高處曰、內陣、朱簾半卷、紫絲繩、約之東方壇上安、若麻績、東人善光及長子善佐、妻彌生、姬之三像、前立一面之大鏡、萬象盡、映射內陣、壯麗金柱、朱欄、光彩射、眼佛器、梵品、陣列左右、就中、長明燈、最美三箇、並立、晝夜、遍照、昔在善光伊那郡、宇沼村之白屋、誓願之際、燈油盡、如來放光明、爲照之、蓋白雉年間也、依其嘉例、至今不斷、取明矣、西有十六善神、內陣者、則金堂、瑠璃上奉安、如來尊體、七重戶帳、綾羅錦繡、包之、千燭萬燈、映射、雖一日三回開扉、只開一戶帳、耳秘佛之尊靈、可知也、設經臺于兩側、衆僧誦經、鐘鳴而木魚次之、大勸進來、啓扉、左右颯生、風中金雲、閃起、佛靈如動、光明赫灼、凡眼生、花參詣人、頭自然下、實此情況、非親拜、開帳者、不可語也、又向衆生、而唱佛名、授十念、爲之、每朝勸行、賽客仰、望于大勸進、出雜道、肩摩、殺擊、南半之聲、相和、內陣之下、有戒壇、弘仁年

間傳教大師所創、云東有一室、常置宿直僧、參詣之人、就而乞靈符、佛影印文及不淨除之符等、入々奉載之、皆合掌默念、怎生如來庇佑矣、  
〔拾遺〕瑠璃檀、善光の間、廻廊及内陣外陣と常燈のことにつき、麻績白上の巻に記せるものあり、左に掲げて拾遺と爲す、  
〔瑠璃檀〕瑠璃檀といひつたへたれば、本尊は藥師ならんなど云人あり、なつみたる説なり、善光寺紀行に、瑠璃檀めぐりとあるは、瑠璃檀の下をめぐると、今の戒壇めぐりのことなるべし、〔善光間〕善光間など云、例ば禁秘御抄等に二間、夜居僧の加持所なる、朝于飲間、鬼間、棹間とみへ、拾芥抄に、假粧間とみへたり、此なる三像を加州家老本多氏の寄附なりといへれど、ある人江戸の市にて買得しとして、ひめもてる名號の裏書に、奉納、信州善光寺如來本堂、○若麻績、東人本太善光、同善佐、往緣彌生、信女三鎮像、○施主、武州江戶淺草山口庄三郎、○令欣求、現世安穩、後世淨土良因、而已、元祿五壬申、天五月、吉祥日、天台傳燈沙門法印本孝、筆押とあれば、この山口庄三郎の寄附なること、いちまるし、〔廻廊〕書紀、崇峻天皇五年に馬子大臣、法興寺の歩廊を造給ひし事みへたり、貞融按に、歩廊は廻廊なり、これ廻廊のものにみへたるは、しめ也、我寺の廻廊もまた古制ならん、治承炎上の後、南廻廊東へ九間、西へ九間は、右大將家御建立、東廻廊、觀揚坊造立、西廻廊、蓮淨坊造立のよし、縁起にみへて、北廻廊のことみへぬは、しるしもらしたるにやあらん、はじめより造立に及ばれぬにやあらん、此廻廊、文永炎上の後は、ありやなしや、ものにみへたることなし、影金堂には、重建に及ばれぬなり、〔内陣外陣〕陣など云事、禁中の名目なることはいふもさら也、寺などにて内陣など云こと

我ふる事なるべし、我寺の内陣のことは堯惠法印の紀行にみへたり、又東鑑五三南御堂内陣とあるは、勝長壽院の也、又九十六、鶴岡御塔供養にて二品御出の處に内陣とあるは若宮のならん、外陣と云ことはみあたねと内陣に例して知るべし、(常燈)清少納言枕冊子あはれるもの、條泊瀨詣の下にみあかし、常燈にはあらて、うちに人の奉りたるおそろしきまでもえたるに云々と見へて、古寺には必常燈のありしと云るし、我寺の常燈は麻績草堂以來の舊儀なり、縁起に淨定上人の御燈上人たりしことみへて、御燈上人はもはらの常燈の事をものせるならん享保五年竹姫君の燈籠御寄附ありてより、今は葵の御紋をつけたり、我常燈は三あり、大和上太子の御廟の燈も三とおほゆ、又東鑑十五廿七に鶴岡上下宮常燈、油事爲大名等役一被結番なとみへ、十九十四に鶴岡神宮寺可奉常燈之由被仰下以駿河國益頭庄乃貢可爲被燈油之由被仰相州ともみへたるは、我寺などの舊儀をしたはれたるの事ならん云々と。

守屋柱

瑠璃檀の東北に守屋柱といふものあり、普通の柱なれど古來より有名なるものなり、そが縁起は未だ詳かならず、麻績の白上の卷に(守屋柱瑠璃檀の乾の柱に守屋柱といふ、我等の縁起に上宮皇子守屋大臣を亡し給ひし後、四天王寺を創立し給ひ、良隅の柱に守屋が頸を納て守屋柱といふことみへて、かへりて我等の守屋柱のゆゑよしをはもらせり、炎上にその傳を失へるもの也、因云守屋は大連にて大臣には非ず、大臣は馬子なり、かれば學者は守屋大連といひて守屋の大臣とはいふ

まじきこと也、されど我寺の縁起にも守屋大臣とのみありて、舊本今昔物語十一聖德太子建天王寺一語第廿一に、守屋ノ大臣ト云フ者有テとみへ、東鑑四十九に大臣守屋ともみへて、そのかみより世にいひならはしたること、みゆめれば、これを一かたにわろしとさだむるはなかくにわろし」とあり、依之見之上宮太子即聖德太子(厭戸皇子、八耳皇子ともいふ、推古天皇二十八年二月五日薨す、壽四十九、河内國科長の陵に葬る)が守屋連を誅戮したまひ四天王寺の柱に守屋が首をかけたまひしにより起りしか、本堂にあるは、また全太子は比よなく本尊を崇敬したまひしにより、かゝるゆかりによりてこゝにもかくは名付けしにはあらぬか否乎、敢て識者の考證を俟つ。

善光寺と雅人

氣笛一聲黒烟ともにも、塵深き京の街をさすらへ出て、ゆふべには奥の松島に月のくまなきを眺めて俳囊を叩き、朝には、吉野の奥をたづねて、花の樹蔭に歌袋を繙き、吟懐をほしむに於する現世はいはず、一簣一笠に身をやつして、草を糲とし巖を枕とし、さては苔深き清水に咽喉を沾して草鞋の紐に足の噛まるゝをいとせしとせず、杖にすがりてたどくと、名所古蹟をたづねてし、當年の風狂が勇氣と韻致とは、豈それ崇高なる逸興にあらずや、しかもかゝる多くの風狂は、この善光寺を目して那摩なる感を抱きしか、いはずもあれ曾木の老爺が

と吟ぜしが如く、多くの雅人はいづれも本寺に杖を曳きて、十七字句の雅曲をすさみ三十一字の雅

言を並べて、予輩のために妙なる紀念を存じたりき、いて少しくこれを忍ばん哉、堯惠法師は今より殆んど三百七十八年前に於て本寺に詣て、左の詞藻をすさむ、事は全法師が善光寺紀行にあり、前畧「明くる日信濃の國へうつりさ、みちすからに中酒の刻の斜なるに、御堂にまうて侍り、おもはざるに引導する人ありて、内陣に通夜せり、あまつさへ本尊の瑠璃壇をめぐりき、まことに多却の宿縁淺からずおもほへて歡喜のなみだせきあへず、如來本朝御瑞現の往昔までおもひつゝけ

照せなほ濁りにしまぬ難波江の

あしまにみえしありあけの月

曉におよぶまで月いと清らかに侍り姨捨山をおもひやりて

ゆきやらで心ぞをかよふ更級や

姨捨山のあきの夜の月

十五日宿坊にたちかへり土圭の影うつるばかりに戸隠山へいたりぬ略

伊勢の國學者荒木田久老は

皇の御代とこしくにわかいのる心をしるや三世の佛も

と詠じ行脚好きの宗祇法師は

善光寺で月見る今宵かな

と吟し、幾多の俗俳者流をして愕然たらしめき、あはれ善光寺で月見る今宵とは洒落も亦甚しから

ずや、(因に云本紙表紙の句即ち是なり)

月かけや四門四宗もたゝひとつ

是佛聖芭蕉翁が、本寺の現況を有りの儘に吟じ、月に寄して異宗同教の根元を語りしにあらざるな

さか、支考は

遠からぬこの極樂やほととぎす

と吟じ、慈竹は、朝詣の快感を説いて曰く

むく起のこゝろ涼しや堂まゝいり

と、若しそれ本堂に詣拜して、邪念を拂らひ、心すがくしく恰も涼風懐に入るが如きに思ひ至

らは、十七字句の妙味また言外に溢れずや、露川は堂内の光景を叙して曰く

見渡せは蓮台ひろき花野哉

と、實に花蓮の清らかなる、瑠璃壇前金光燦たる花立にあまた生けられたる、優に美しく

山も眠りさますや堂の朝御帳

とは盧元となん呼べる俳人が、朝なくの回向の面影を形容せしにて、朝まだきさわやかなる讀經の聲、梵鐘の音、無心の山も眼覺むべし、信の邊陲より出て、天下の俳人を風靡せしめ、奇矯脱俗の句を吐いて、しかも一種の氣概と幽遠なる風韻を存せりし俳諧寺一茶坊は、おのが郷國の本寺に對していかゞの感がある、實に渠は幾回となく本寺に詣拜し、或は無常を觀じ、或は愛子の亡きあ

とを弔らひしが如し、今渠が片影たるおらが春其他の俳句集より渠が吟句を拾ひ追懷せんに、

開帳にあふや雀も親子連



是「蚤の跡かそへながらに添乳かな」「年間へば片手出す子や更衣」頼母しやてんつるてんの初拾「名月を取つてくれると泣く子かな」われとさて遊へや親のない雀」の諸吟を吐きし兒梵腦にして、また六才のとき母を失ひし一茶が、愛子連れて柏原よりはるく本寺の開帳に詣拜せりし時の出吟なりとか、

朝霜やしかも子供のお花賣

これ本寺堂前に於て吟ぜるもの、よろしく花市の段を参照すべきなり、その他

善光寺門前 憐乞食

重箱の錢四五文や夕時雨

善光寺堂前

灰猫のやうな柳もお花かな

の如き、當代の風俗まのあたりに見る心地す、あるは

八月廿九日善光寺詣

本堂の柱に長崎の舊友たれかれ、八月二十八日詣るとしてありけるに、今は三十年餘りの昔ならん、おのれ彼地にとまりて一つ鍋のものを喰ひて笑ひのしりし、むつまじき人達なり、あはれきのふ参りたらんには面會してこしかた語りて心慰まむものを、互に四百餘里の道程へたゝりぬれば、ふたゝびこの世には逢がたき齡にしあれば、まきりにま

たはしくなつかしくなむ、

近つきの樂書見えて秋の暮と吟じ、無常迅速、會者定離の理りを示したる、僅々一日の差異に親しき全行と相見るを得ざりし口惜しさはいかばかりぞ世人は渠を目して狂者と嘲しり、渠が一女は婚家に渠の出入を拒みたりしほど、如此く俗界に相容れざりし渠は、さなきだに風交の友なく轉た寂莫を感じつゝありつらんにさりとは如來の加護にも漏れにしかと、われは寧ろ全情の涙に咽はざるを得ず、さては輝牛の句

朝なくはちすの露の光りかな

の如き、また清淨の靈境を想見するに足る、或は蜀山人太田直次郎は

難波江にあしと捨にしみ佛も

いまは信濃によしみつの寺

と洒落れ、利忠なる人は

我國にみよりの聲をきく事も

このみ佛やはしめなるらん

とすさみたるが如き、あるは米山なる人が中古叢書に本寺のおもかけを誦して曰く  
信州善光寺は毎年七月十四日より十六日の間犀川より夜更けて龍燈上る、西の方の山際樹木の  
梢をつたへく御堂の南面の方にかゝるなり、御堂は八棟作り、また撞木造りともいふ、四方  
に破風あり、南北二十五間、東西十三間、四つの寺號山號あり、南西は南食山無量壽寺、東方は  
常額山善光寺、西は不捨山淨土寺、北は北嶺山雲上寺と云ふ、正面は善光善佐母公の三人の木像、  
左の脇に如來の御帳かゝれり、毎日の日出中兩度御帳をかゝく、皆一同に念佛を唱ふ、金爛に旭  
の影照り添ひ、さながら淨土にあるか心地せり、

米山

朝風の身にしみくゝと法の庭  
毎朝參詣の輩御堂に満てり、地の人はなく皆旅人なり、世に靈佛多しといへども敢て態々參詣  
するは此佛のみなり。

まこと故人は本寺の靈威赫々たるを慕ひて、親しく曳杖し、慎しむてかゝる歌俳を吟詠したるなり  
さ、さるを現時の人の多くはたゞ善光寺の聲名を聞いて堂前にかた計りの一揖し、本寺の事蹟  
の何ものたるやも知らぬがほに過ぐる如きは明治の聖世に生まれたる身のほど識らぬ痴愚者と申さ  
んか。

因に云 前文中古叢書中に掲げられたる米山の記事中

△龍燈

につきては、理齋隨筆の文中にも、左の如く記せり、序でなればこゝに掲げて參考に資す、當時  
はかゝること絶てなし。

信濃善光寺には、七月十四日より十五日、十六日の間に、犀川よりかならず龍燈上る也、西の方  
山際樹木の梢をつたひくゝて、御堂の南西の破風にかゝるなり、御堂は八ツ棟造りなり、また鐘  
木造りともいふなり、四方破風あり、南北二十五間、東西十三間なり、此寺に四つの寺號あり、  
南面をば南命山無量壽寺といひ、東の方は定額正善光寺といひ、西の方は不捨山淨土寺といひ、  
北の方をば、北嶺山雲上寺といふ、世人善光寺とのみ覺えて外の寺號は知らざるもの多しとぞ云  
々

本尊の緣起

本尊阿彌陀如來の緣起及び閻浮檀金佛といへ、また生身の阿彌陀如來或は一光三尊の彌阿如來と呼  
ぶ所以は、彼豐田利忠が編輯する善光寺道名所圖會卷の三に記されたれど、尤も詳細に書記し考證正  
確なりと覺ゆるは岩下貞融が著はせる善光寺史畧(二冊本)及び芋井三寶記(五卷三冊本)に及く  
ものはあらざる可し(由來該二書は大勸進に秘藏せられ、門外不出の珍書として未だ曾て他人の閱  
覽を許されざりしが、不肖著者本寺に出張し、寶物記録の閱覽を乞ひしに、不肖が該舉を識せら



れ熱心なる同情と懇切なる待遇とにも、またこの珍書の閲見を許され、且引用考證せんかために  
東京へ持ち歸りて書寫せん事を乞ひしに、是亦唯々として快諾の辭を與へられたり、實に予はこの  
寛濶なる本寺の好意により、且此博識なる故人がすすみに據りて、こゝに事蹟の細密を傳ふるを得た  
る幸福を豫め感謝せざる可からず、而してこの二書の他には、續群書類從に收められたる善光寺  
縁起の一書なりとす、此他釋繞風が著はせる一光三尊之縁起、長尾無墨の著善光寺繁昌記、小宮山  
信人の長野土産等の各書あれども、是等の諸書は、多くは在來の縁起等より起稿せし如くなれば煩  
はしきを省きてこゝには引證せず、まづ讀者の便を計り、文意の尤も通俗にして識別し易き「善光  
寺道名所圖繪」の一文を引用せん、全書にこの本尊如來の縁起を語りて曰く「本尊閻浮檀金阿彌陀  
如來は、本堂西廂の間に、安置す、御厨司四方に戸帳あり、慶應三年申三月三日と記す、其外を綾  
錦金襴等にて七重に包むといふ、秘佛にして毎朝の開扉といふも、戸帳扉一重開くのみなり、中  
間より東へかけて、善光、善祐、彌生の前を安置す、されば善光を中央に置くこと故ある事なり、  
〔鹽尻〕善光寺本尊は、一光三軀なり、是れを新に摸鑄しけるは、尾張國熱田の僧、定尊法師、靈夢  
に依て、建久六年五月十五日中尊を鑄成し、同く六月二十八日に、二菩薩を鑄けるとなん、これ  
三尊別軀のはじめか、又畫像は伊豆國走湯山の僧浮蓮上人、承久三年の春告によつて御戸をひら  
き、尊像を拜して自圖像せり、同年五月佛工越前の法橋海繩鑄鎔して摸せしとかや、  
按ずるに定尊法師は、九才の時法華を誦す、夫より三十二年の間法華を誦すること凡四萬八千  
九百部と云々、其後又法華一字毎に拜し、彌陀の名號一遍づゝ唱へて一千部に滿つ、實に建久

五年四月六日其功畢りて其年の十一月六日善光寺如來の告を感得し、六萬九千人の慈施を勸縁  
して、金銅の尊像を摸鑄すと云云、  
抑善光寺の本尊を、生身の阿彌陀如來と稱する所以を聞き侍るに、其むかし中天竺にて、大聖釋  
迦牟尼佛長者月蓋の慳貪なるを不便に申召し、方便を以て西方の聖主阿彌陀如來を影向なさしめ  
其誓願を説き其奇瑞を示現し、長者が最愛の娘をばしめ、五百人の眷屬より、國中の諸氏の難病者を  
平愈ならしめ給ひしかば、月蓋長者夢の覺たる如く、殆んど隨喜の涙にむせび、信仰の思ひ肝に  
銘じ、忽ち内外清淨の本心に立歸り、釋尊の御許に參り申すやう、冀くは今の三尊の御形を摸し  
奉り、我室内に安置し、甚重の芳恩を報じ奉らん、然れ共吾凡夫の力に争てかゝる奉らん  
我が志願を感哀し給へとたり、佛長者に告給はく善哉々々、殊勝甚し、しからば閻浮檀金を以て  
鑄摸し、眞鉢を此土に止め奉るべし、そも此金は尋常の金ならず、龍宮にある所なり、然らば神  
通の羅漢ならては、争か求ることを得ん、目連を以て其使となし、龍宮城に求めしむべしと宣へり  
一會の大衆是を聞て、彼龍宮城と申すは、其行程八萬由旬の境なり、其上漫々たる沙路の底波浪烈  
しく例令神通第一なりとも、争か至るべけんやとつぶやきけり、目連忽ち衆會の疑念を悟り、進出  
て曰く吾昔時佛の音聲の遠く他方に響き給ふことを計り知らんが爲に、遙の佛土を飛越て、光明盤  
世界に到る、是をもてはかるに、何ぞ龍宮城に至らざらん、いと易き事にてあらめとて、釋尊の勅  
意を承り、其儘立て左の足にて、大林精舎の北の椽を踏みたまふかと思れば、右の足ははや龍宮  
城に飛行給へり、一會の大衆肝を消し、管感ずるより外ぞなき、斯くて目連尊者龍宮城に到り、其

形勢を見るに、四面に築地あり、鉏の門をたて、内には數多の小龍其威をあらはして守護したり、外の陣には四方に四節の景氣をつくり、玉の豊金の柱瑠璃の扉水晶の壁に玉の簾をかけ、糸竹の調悠悠と蘭じやの薫り紛々たり、門を守護する眷屬に、手長足長といふものあり、其力金剛力士の如く、厳しく衛りければ、容易に入ることかなひかたければ、目連神通を以て虚空より入らん



と思ふ所に、内より赤衣の官人出て、是は龍宮城なり、御身の如き人倫の境界にあらず、早く本土に歸り去りたまへといふ、其とき目連尊者、佛勅の趣をのべたまへば、彼者聞て、扱は世尊の御使者なるぞや、然らば上へ言上申さては有るべからずとて、急ぎ内に入て件の旨を上奏しければ、龍王聞たまひ、左あらば是へとて、南殿に請じて様々の供養をのべ、其後龍王出會て、尊者に對面ありけり、目連佛勅を伸べて曰く西方極樂世界より、化現來臨の如來の御形を摸し奉りて、末代の衆生を利益せんことを願ふ、然るに鑄うつし奉るには、龍宮城の珍寶、閻浮檀金に勝れる金な

し、望み給ふところは是なり、願くば此金を佛に送り給へかしと、其旨をぞ伸べ給ひける、龍王うち聞きたまひて、いかにも此金と申すは、殊に此土に於て第一の重寶なり、それ此土には田畠を耕す事なければ、米穀あることなく、園に桑なければ、絹布の類を調する業をなさず、唯安樂に渡るに難、此金の徳にて、衣食自ら足て乏しき事なし、たとひ佛の財金と成とも、送り参らす事はこそ叶ひ申まじと宣へり、目連聞て思ふやう、吾佛前に於て勅を受け、殊に大衆の中より此使者に撰まれながら、空しく歸らん事本意なき業なり、神力を現じて奪ひ取らんは最と易き業なりと思ひたまふが、もし了解して容易く奉ることもやあらんと、何となき物語に言よせて、釋迦佛の因位のむかしを語り給ひける〔中畧〕龍王是を聞て、誠に理に伏したる氣色にして斯く申すと尊者怒りたまふこと勿れ、仰に隨ひ此紫金を捧げ申さん、去りながら容易く参らせんも、尋常の輕き寶の如くや思ひ給ふべき、龍宮第一の重寶なる由を演て、奇異のほまれにあづからん爲、斯くは申せしなり、此所に此金なくば、いかで佛勅を蒙らん、左なくば尊者の來臨もなかるべし、且は佛勅、且は佛尊の資料なり、争て吞み申すべきと、其儘座を起ち、寶塔の扉を開き、閻浮檀金三千七百兩を手自ら取出して、恭しく捧奉らる、目連紫金を受取、此功德廣大なるよし讚嘆して、刹那に毘舍離國に飯り、閻浮檀金を世尊に奉りたまひける、世尊歡喜し給へば、月蓋長者も悦ぶ事限りなし、かくて彼金を玉の鉢に盛て、臺上に備へ置き、三尊を請じ奉れば、三尊忽ち光明を放ちて照したまへば、又釋尊光明を放ち、二尊の光明にて閻浮檀金を照したまへば、不思議なるかな、此金忽ちやはらぎ沸すが如く成にけり、干時釋迦牟尼佛、三昧禪定に入らせ給ひ御身に積せたまへる

功德六度十婆羅密十力四無所畏三十二相八十種好内外一切の功德を現じたまへり、然して禪定より出させたまひ、金に向て印したまへば、忽ち三尊の聖容に違はず、金色の佛鉢と變じたまふを有りがたき、良あつて本佛歩みよりたまひ、新佛の頂を三度撫て給へば、新佛又三度禮したまひ二佛同じく虚空に飛上り、住立したまふ、其高きこと七多羅樹の如し、俱に光明を放ち神變不測の粧ひを現じ、西方に飛行きたまひければ、月蓋遙に拜み奉り、聲をかぎりに申けるは神佛をまうけ奉るは南閻浮提の本尊となし奉り、未來永劫の衆生に至るまで、利益を蒙らしめんが爲なり、争て我願を空しく本土には歸り給ふぞと歎き悲みければ、虚空よりあらたなる御聲をなして、汝暫く待つべし、本佛を送り奉りて必ず歸り來るなりと告げさせたまひしが、やがて飛歸らせ給ひ、西の樓門の上に立ち止まりたまへり、長者歡喜あさからず、如來を請じ入れ奉り、金銀七寶を鑲めたる大伽藍を建立し、五百人の比丘を扶持し、六八弘誓の願力をあふぎ、不斷禮拜をいたせり、是みな大聖釋尊の厚恩なり、かくあらずばいかでか斯る奇特の有べき、長者を初め其外の眷族總て毘舍離國の萬民こと々々大林精舍に詣て、菩提の道にぞ入りける、我朝に出現したまひ、善光寺如來と申すは此御佛の御事なり、

正身如來重サ六貫三百目 前立二尊一佛重サ八百七十目宛  
斯て月蓋長者は同名同姓にして、七代迄跡を續ぎ、五百歳の間榮華に樂めり、其後の願には、一天萬乘の國王と成て、世に恐るゝものなく如來を安置し奉り、隨值供給し奉らんと願ひしかば、其次の生に於ては、百濟國聖明王便ち月蓋長者の再誕なり、是偏に如來不可思議の佛力ぞかし、本尊天

竺國にましくて衆生を利益したまふ其年月五百年の間なり、夫より百濟國に飛行きたまへり、是即月蓋長者、今は彼國の大王と生れたまふ所以なり、如來は百濟國の禁闕に望み、空中にましくて光明を放ちたまへば、玉殿庭上耀き渡つて見へけり、諸々の臣下上下の官人、こはをもちかにと怪めば、天子も此よし御覽じて驚きたまふ事限りなし、如來光明の内より顯れたまひ、あらたなる御聲をして告げたまふは、いたくな驚きを、我はこれ四十八願の主、西方極樂の教主なり、左右の侍者は救世の大悲、衆生護念の薩埵なり、抑聖明王の前身、ひかし天竺にあつて月蓋長者たりしとき、無二の信心を以て我が極樂淨土より吾を請ずること切なるによつて、吾又應化して長者并に眷族を初め、其外群生を濟度す、是偏に我本願不取正覺の誓ひゆへなり、此功德に依て長者が願望の如く、帝位に備はる、志かれども十善の榮華に誇り、聊無常を忘れ、三寶に歸する志を失ひ、長へに惡果の業をなす、此後また三途の故郷に歸りて、永劫の苦みを受けむこと見るに忍びず昔の機縁つさざる故に濟度利益せんが爲、今此處に來現せりと告げたまふ御聲、聖明王の耳にふるゝと、忽ち宿習開發して、信仰の心肝に銘じ、感涙袖にあまり、庭上にくだり、玉の冠を地につけ、慙愧懺悔し虚空を禮したまへり、而して玉殿をしつらひ佛間と稱し如來を請じ奉れば、三尊の如來微笑の御眸を廻らし、空中より紫雲に乗じ、殿中に入移りたまへば、異香四方に薫じ、光明耀さ渡りて、萬倍の燈火を一度にたつるに異ならず、御門をはじめ后宮、々々女、諸臣、百官、渴仰恭敬し奉り、威信の聲しばしは鳴りもしつまずらず、三業の精誠を勵し、六時の勤行怠りなく、給仕恭敬し給ひけり、如來百濟國の御化導年月を重ねて、一千百十二年にぞ成りにける、其間の帝王凡九代

とぞ聞えし然るに九代の天子をば、推明王とぞ申ける、如來此帝に告げたまふやう、吾此土の衆生と機縁既に熟しぬれば、今より他方に至るなり、其所をいはゞ是より東海を越へて、一の國土あり大日本國と號す、彼國に到て群類を濟度すべしとぞ告げたまふ、御門をばしめ后妃百官下が下までも聞き傳へて、御別れをしたひかなしむ事限りなし、され共他方に遷りたまはんの御示現度々なれば、千人の僧徒泣くく外陣へかき出し奉りけるが、あまりに御名残をかなしみて、またく内陣に入奉らんとせしが、長老申けるは、始め如來此國に到りたまふとき、雲に乗じて來らせ給へば、此度もまた空をかけりて、日本に渡りたまふらめ、飛行自在の御佛なれば、何と止め奉るとも、凡夫の力には及びがたし、暫くも止め奉ることは、冥の知見も憚りあり、又は佛慮も計りがたし、只日本に渡し奉りたまへと申ければ、みなく此議に同じける、御門には此御別れを歎き悲みたまふと雖佛の御告なれば力及ばず、詔を下して日本に送り奉りたまふ御船をこそ用意し給ひける、七寶を以て飾り、金玉の檀を構へ、錦繡の褥、寶蓋をかざり、千人の僧都如來を御輿に遷し奉れば大臣百官供奉をなし、御門太子后妃侍女の御方々、玉の簾を挑げ、御名残を惜みたまひける、其外國中の賤男賤女に至るまで、巷にひれふし御別れを惜み悲む聲四方に響くばかりなり、斯くて御船に移らせたまへば、水主梶取櫓擡を取、海上に漕出すまで如來に附奉る、日本への勅使には、西都姫氏達卒奴利致契思卒多利致衍等、其外二人の僧なり、日本に添へ渡したまふ、狀に云、純金一光三尊阿彌陀佛像、長一尺五寸、同脇士觀世音菩薩、得大勢、至菩薩像各長一尺、同奉副經論幡蓋、臣聞萬法中佛法最善也、諸道中佛道最上也、是法難解難入也、周公孔子猶不知、

善光寺緣起

抑善光寺生身如來申者、昔依東天竺毗舍離國月蓋長者之召請來現此土本尊御座也、奉尋其出世利物生起由來者、即可有三國傳來之三意、三國者天竺百濟日本也、夫明天竺利益者器也、世界未成立之時、世界如虛空、一物更無之、然風水金三輪自然成就妙高等九山漸々建立、須彌山四方有四大州、今此南閩浮州當南也、三世諸佛皆悉於此處出世成道、西域記云、南閩浮提分四、西波羅股國、北胡國、東震旦、南五天竺也、亦名印度、東天竺昆舍羅國爲中國數六萬七千國、南天竺留支國爲中國數六萬五千國、西天竺毗波羅國爲中國數五千國、北天竺藍維國爲中國數五萬四千八ヶ國、中天竺弗俱留國爲中國數五萬六千國也、此中天竺在大王、名淨飯大王、佛本行集經云、此賢却初地立已有、一最尊富貴轉輪王種、名田主王、田主王有一人王子、名云眞實、即爲轉輪王、眞實王有千太子、其長子名善意、如是王法相續云云、劫初自田主王當八萬四千二百六代、名瞿起羅王、瞿起羅王御子名尼休羅王、住伽毗羅城、尼休羅王御子名俱盧王、俱盧王御子名師子頰王、師子頰王有四人王子、淨飯、白飯、解飯、耳露飯也、故自田主王至淨飯大王、當八萬四千二百十代、此淨飯王有二三王子、薩婆悉達及難陀也、而悉達太子御年十九出家三十成正覺、摩訶陀國寂滅道場菩提樹下云

處爲頓機、二七日之間說、別圓頓大法門、是名花嚴經、所以移花藏世界儀式、鑿帝綱重々莊嚴、學實報花王寶刹、鑿龍門金闕於鸞鏡、能化佛台上盧舍那尊特相海粧嚴、所化機法身大士厚殖善根德貴、故蓮花台砌限三賢十聖、並肩法界唯心蓮獨四十一地交、其後趣波羅奈國鹿野苑之時、引替尊特之相海之粧、巍々堂々現丈六昇小形、脫捨瓔珞細軟之上眼、用鹿弊垢穢之衣、高山頓說光用漸及、波羅奈國齒谷、乳中兼別轉法輪、數移鹿苑小乘略教、十二年間偏說、但空理、是名阿舍經、次方等經、四教並座金石定品、二音說法涇渭分、流庵羅園砌方淨名彈呵聲喧、大寶坊內早晚耻小思盛也、當



此時分、釋迦如來於東天竺毘舍羅國菴羅樹園大林精舍、說諸觀世音菩薩消伏毒容隨羅尼咒經、即明善光寺生身如來娑婆來現由來也、釋尊成道之後第三十八年、目佛御年六十七御時也、今靜勘其時代、當唐土周穆王治天下四十二年庚申、當我朝神代十二代末、鴉草葺不合尊治世八十三萬五千七百

四十年神武天皇以前三百年歟、

請觀音經云佛一時在毘舍羅國菴羅樹園大林精舍重閣講堂、與千二百五十比丘僧、皆是大阿羅漢、諸漏已盡六通無尋也、其名曰大智舍利弗摩訶目提連摩訶迦葉摩訶迦旃憍梵波提阿難羅睺羅等、菩薩摩訶薩二萬人皆大智本行成就諸根調伏六度滿足其名曰文珠師利童子寶月童子月光童子寶積童子日藏童子等、乃至人天大會天龍八部群集後會、捧供養房、流隨喜淚、爾時毘舍羅大城有一人大長者、名曰月蓋、其家大富財寶無量也、其城爲鉢鐵築地立銅門、瑪瑙寶鮮立黃金柱、懸金椽、鑲摩尼小尻、凡金甕玉簾壁白淨頗梨扇金吹琉璃格子以黃金編入紫金、障子純熟銀錢引手、山水木立海邊遣水人形屋形師子馬形盡工等盡忠庭灑香水、散色々名花、內覆大寶帳垂種種花幡、枕以珊瑚、交玖珀床座、白銀鑲摩尼、寢殿客殿鑿金玉、映徹釣殿渡殿交衆寶、羅波、億千藏積、七珍萬寶、百萬箱納綾羅錦繡、以真珠瑠璃、莊其身、柳檀沉水、句薰城中、百千僮僕、夙夜侍衛、無量眷屬、朝暮守護、其中有五百人眷屬、皆得長者號、衆馬牛羊、羣與車乘、不知其數、依之十善王位、常愛念之、群臣高家併置處、雖然、至知命歲、男子女子不持子事、哀、長者女房有五十二人、五十二台、以金銀、莊以珠玉、瑩爰長者五十一女一人出來御座、名如是、御前鐘愛、無限居袖上、喻優曇花、置掌中、菴羅菓、饗之、長者親類二萬五千人、舉日月仰之、惣毗舍羅國上下萬人、傳承無不喜之、然程被養、縮窓內、長羅帳下、形潔如水、精山月深夜增光、顏鮮似混明池蓮花、經日添色、何樣長生給者、踏萬女之頂、歟、夜宿金色衾下、扣紅玉膚、晝居掬養膝上、摩翠首簪、宿殖德本形、副日艶々象人愛、敬姿進時、清々、其形勝世、聞給御年十三、申秋暮、當君弟一太子東宮御方、蒙內待宣旨、時二人父母驚駭

申人親子育之習、爲男子成大臣公卿、爲女子女御后被尊、望思事人親常習也、而今不慮蒙內侍  
宣旨、事持女子、面目何事如之哉、雖然於我等身者無二人一也、故被纏纏、自縊、自縊、十三  
才至、今如秋天月、如掌中玉、尊之一日片時不敬身、而今朝夕見、月形登九重雲上、給者、何恣彼  
淨光招、蓬屋窓前、耶、父母二文中奉、居之悉和項、傘午花顏、容守見秋夜長々々々無睡、皓々天難、挑九  
技燈、惜參內餘波、給、晝終日催、千秋萬歲亂舞、夜終夜奏、蕭笛琴瑟管絃、然綸言頻、重、整帳臺間、  
營參內出立、綾羅袂交、色錦繡裙重、妻金釧王交形、鎖瓔珞、腕環光明互耀、衆瓔色鮮也、然月蓋長者念、  
鍾愛一女之計、遠三寶、慳食第一、無見佛開法之志、故无詣、大林精舍、爾時釋迦如來欲、利益慳食月  
蓋長者、告舍利弗尊者、言汝往月蓋長者城、乞食教化、舍利弗蒙佛勅、立長者門、長者情思、樣人間  
之習人有、情人又我有、情未聞奉、供養佛、有還揚之者、不如不供養、追返之、又佛言、舍利弗、長  
者無宿緣、行憍梵波提尊者、又立長者門、長者言不供養先尊者、供養此佛弟子、者先尊者可有、  
御恨是奉、返、又佛告羅睺尊者、言往月蓋長者門、乞食給、尊者承佛勅、徘徊長者門前、長者遙奉、  
見之、亞有侯御姿云、其旨、淨飯大王御孫悉達太子、王子不臨、飢者、爭長者許可、有來臨、奉供養、  
念先二人尊者御恨佐有、羅睺尊者奉、返、其後釋迦如來濟度慳食月蓋長者、思召御志甚深、阿難羅  
曠羅爲左右侍者、目連須菩提等大阿羅漢、殊彌勒等大菩薩、前後左右圍遶、佛自恭放、大光明、趣長者  
門、鳥瑟高顯、晴天翠濃、白毫右旋、秋月光圓也、青蓮御眸、現慈悲之相、頻姿御唇、具梵音相、至長者  
城、爾時月蓋長者奉見佛來臨、思惟云、亞恭哉、在世者十善萬乘、主、一天四海、大上天皇、可奉敬、隨  
世御身、我等程下、臈本渡、給事勞人、傳供養申事、有恐、白淨瑠璃鉢盛、滿純白清淨瑠璃淨米、長者自捧持

進給精白米、映徹瑠璃鉢、餘殊妙俄、慳貪心出來、思樣、須達長者除佛奉、近付七度、貪成、々々後悔不  
有、甲斐、佛不供養云云、夫會慳貪之月蓋、不及佛力、空歸、大林精舍、路次下女洗米、思樣佛臨、  
飢仰願世尊雖、漿令納受、時佛哀憐、下女心念、御鉢受、漿三口食之、舒大智御手、摩下女頂、讚言、善哉  
々々汝當來可、生都卒內院、與授記、歸菴羅園、千二百五十人大衆、二萬人大菩薩、釋梵護世、諸天等、灑  
之終不盡、然後退九卒、都婆本影、石佛、自入置之、至今世有之乎、然程大聖世尊親、雖在國中、毗  
舍離國大長者隨、此下知、人民无成、供養、邪見不信、三寶、慳食造十惡、依是諸行疫神伺、短得、  
便亂入、昆舍利國、滅人民報命、昨日者訪、他人之疫癘、今日者痛、自心之病患、病者結、菴出、門外、死  
去者、納棺送、山林、鴉鳥排、兩眼、啄、腸、犬鳥、靜、手足、吸、肉、然者、死人積、山岳、駭、骨、論、瓦礫、故道路  
失跡、人馬、絕、道、爾時長者、此由傳聞言、抑左樣之病、何物取爲、問給近習答云、青黃赤白、黑色之鬼神、取付  
病侍、承長者聞之、其最安事哉、左樣鬼神、不可入立、可禦、數十町、築地、內集、軍兵、取无、映、問、十重、甘、重  
甲曹、長者々々、思人、可、警、固、催、給、近、習、遠、樣、吾々、不、知、數、守、護、彼、城、內、雖、然、始、警、固、兵、者、一、病、臥、事、如、吹  
風、靡、草、木、時、長、者、聞、之、天、地、沘、々、不、辨、是、非、爰、諸、行、疫、神、寄、合、々々、議、給、夫、月、蓋、長、者、受、難、受、人、界、生、值、難  
值、佛、出、世、雖、然、一、度、无、詣、大、林、精、舍、不、結、見、佛、開、法、之、緣、晝、夜、造、惡、業、是、偏、爲、養、育、娘、之、如、是、也  
造、惡、之、深、起、自、鐘、愛、女、不、如、彼、最、愛、養、育、如、是、令、受、五、種、溫、病、令、發、信、敬、三、寶、之、志、議、畢、諸、行、疫、神  
先、雲、上、界、天、形、星、都、跋、國、武、答、天、神、北、海、國、牛、頭、天、皇、耳、麗、苑、邪、毒、氣、神、此、四、神、爲、上、首、卯、性、國、吒、啞、鬼、神、等  
部、類、眷、屬、如、雲、霞、亂、入、金、剛、鳥、金、光、鳥、飛、龍、鳥、等、色々、鬼、神、各々、手々、以、銑、鋒、劍、鎚、磨、玉、臺、交、四、珍、結、  
花、幡、垂、瓔、珞、厭、人、間、火、用、珠、光、登、月、蓋、長、者、南、殿、馬、腦、發、散、々、踏、摧、伺、珠、籠、間、亂、入、綺、帳、內、有、黑

色鬼神、色黑如墨、曲牙上樣生出、吸人精氣、名云乞孛伽羅鬼、左手把針、右手以鏡立、寄仰日月、如是御前枕上、柔和額打、針悶絕、僻地五躰不安、又有白色鬼神、眼如聖電、齒如刀山、開口吐毒氣、其息死如伊蘭、龜似蒸風、右手把鐵杖、居跡邊、爾時如是御前自五躰流汗、病床邊湛溫泉、自根起黑煙、看病輩咽熱氣、不得近付、自兩眼雨血淚、自左右耳出濃汁、自鼻黑血流、舌嚙無言、取食物變成龜、文識閉塞、如醉人、此時父長者請良醫師、名耆婆、携方至業、奉醫療之道、誇十全術、愈一切病、屈請此大醫、與金銀珠玉、引綾羅綿繡、雖加療治、依為不信、三寶之業病、无良藥治術之効驗、次屈請陰陽寮、盡種種珍財、祈祭給重々搔、並捷檀棚、色々矯立七寶幣帛、祭具足所出財寶、不可稱計、所謂鑊、金銀、手箱、錄真珠、懸子金、鈿玉、交形水精、櫛、篋、百練、鏡、錦、蘭、綾、衾、沉檀、枕、栴、脇、足、凡、嚴、身、具、足、一、不、殘、積、累、一、時、放、火、天、燒、舉、壽、水、精、摩、尼、沙、金、白、玉、散、供、驚、普、天、卒、土、神、祇、祭、泰、山、府、君、雖、然、敢、无、其、驗、人、親、思、子、之、習、愚、可、悲、况、此、如、是、御、前、為、林、嬋、娟、之、粧、柳、絲、亂、風、女、郎、花、帶、露、之、風、情、也、然、其、形、自、昨、日、今、日、弱、自、朝、猶、夕、衰、爰、有、五、百、人、眷、屬、長、者、其、中、歡、喜、長、者、嗜、年、長、者、萬、歲、長、者、留、志、長、者、等、異、口、同、音、申、在、大、林、精、舍、釋、迦、如、來、救、濟、衆、生、苦、之、由、傳、承、急、詣、佛、前、此、事、可、有、御、申、時、長、者、聞、此、言、打、緣、督、不、言、斯、處、如、是、御、前、御、命、今、限、成、給、城、內、貴、賤、上、下、騷、相、其、時、眷、屬、長、者、重、曰、打、捨、萬、事、急、可、有、御、詣、長、者、言、去、比、彼、佛、為、乞、食、來、臨、給、奉、返、也、而、今、云、何、可、請、云、人、々、申、佛、大、波、羅、蜜、中、忍、辱、波、羅、蜜、御、行、候、過、々、喜、々、不、思、食、不、詣、恨、不、思、召、如、是、御、前、空、不、成、給、之、前、急、々、可、有、御、詣、諫、長、者、佐、汝、等、一、同、可、御、供、申、泣、々、參、詣、大、林、精、舍、車、飛、如、騾、驢、猶、早、佛、以、天、眼、遙、見、之、下、乘、橋、下、留、車、退、凡、卒、都、婆、本、近、付、羅、喉、羅、尊、者、有、御、覽、是、誰、有、御、尋、舍、利

弗尊者彼我等追返慳貪之月蓋長者仰、十餘町之内、偷聞月蓋耳計長者遍身流汗、後悔亡淚、留漸詣佛前、頭面作禮、合掌瞻仰世尊御顏、爾時釋迦如來對長者言、有何因緣、此來給乎、長者泣々白佛言、南無歸命頂禮無上大覺世尊、我有二子、名如是、令受五種溫病、萬死一生也、然者彼良醫耆婆雖盡秘術之中、襟更無療方之少減、運命待且夕、次請陰陽寮、祈祭、敢無其感應、仰願大佛釋尊哀愍一切、消滅身中取犯之罪障、始自如是御前、病令除、國中人民病苦、給袖押當、雙眼悲泣、見聞諸人押量心中、无不催哀、佛告長者言、汝女子一人命有助方便、三千界衆生命、爭可不助、是故相會者定離、有生者必滅、此是娑婆世界常習、闊浮不定之理也、然汝等此度入善提道、勸共、我力无可資之方便、定業也、早々還城、可見一女最後有樣、爾時長者仰天、臥地、悲白言、佛御力不叶者、我今還私宅、為奈、悶絕涕泣也、尊重告長者言、吾昔為尸毘大王之時、為鳩與身、為薩婆王子之時、為虎捨命、凡遍三千大地、皆悉捨身命、亘十方土田、又併絕利益、如是難行苦行、皆為濟度衆生也、然餘汝深歎申之間、除滅病苦之方法、令告知、汝能諦聽、去此不遠、從是西方過十萬億佛土、有世界、名曰極樂、其土有佛、號无量壽如來、左右御弟子名觀世音、大勢至、今現在說法、向彼方懺悔罪障、稱念名號、當奉請彼佛、乃二菩薩、始自汝女如是、國中人民病患、悉可消滅、云云、于時月蓋長者聽聞此教、歡喜无極、歸私宅、即向西方、備香花燈明諸供具、頭面作禮、唱四行如陀、曰

願救我苦厄 大悲覆一切 普放淨光明 滅除癡異暗 南无阿彌陀佛々々々々々

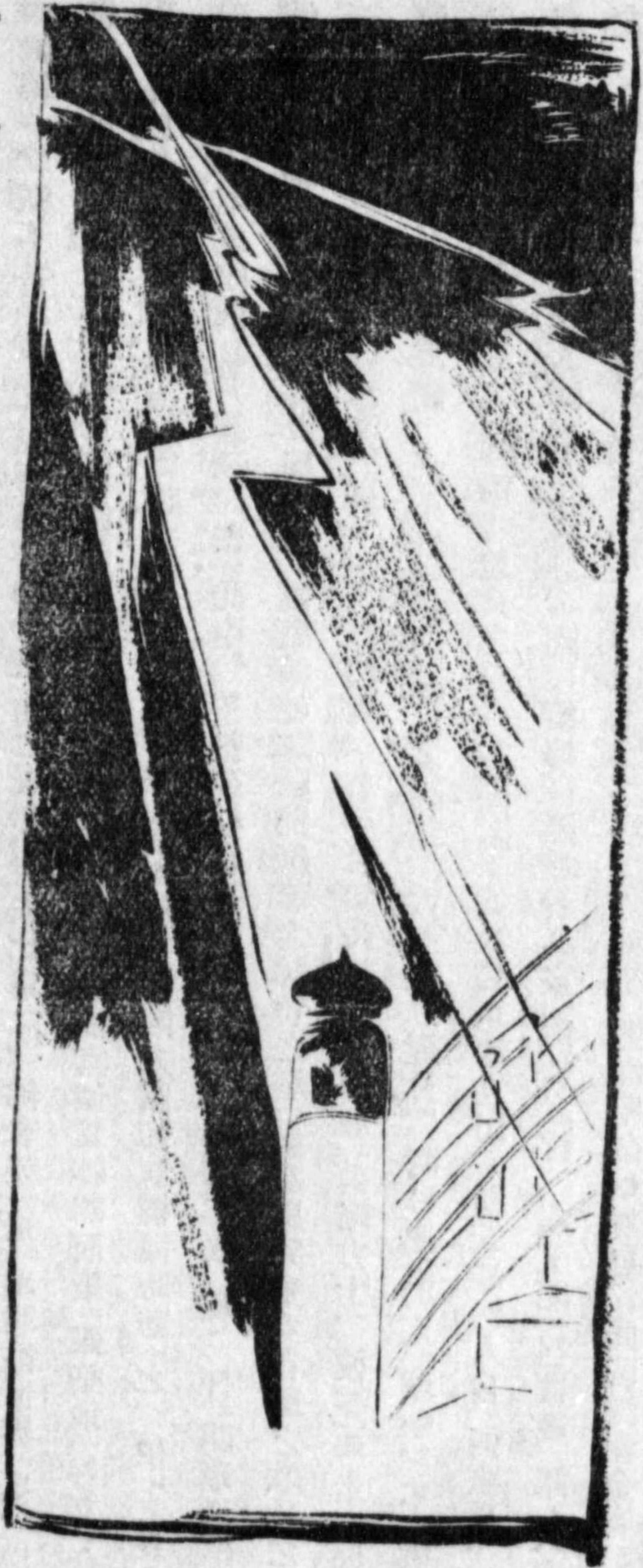
令稱十念、爾時西方極樂世界彌陀如來、知食月蓋取念、應十念聲、促六十萬億那由他恒河沙由旬、相

海、示一尺五寸御靈容左御手結刀劔印、右御手作施無畏印、須臾之間現月蓋長者西樓門、放二十  
二大光明、照毗舍離城、皆變金色界道、山河石壁更無取障、彼如來光明餘佛取不及、況於天  
魔鬼神哉、故諸行疫神當此光毒箭如入胸身心熱惱而方々逃去、而阿彌陀佛說大神咒曰「消伏毒  
害陀羅尼破惡業障陀羅尼六字章句隨羅尼消滅重罪云云 觀世音大勢至應同本師身促廣長身量  
現一尺形軀、二菩薩同結般若梵籙印、定惠掌中納真珠樂箱、侍立本師如來左右、塗藥於楊柳之  
枝、靡國中病人、然聞如來御前耆婆良藥無効驗、陰陽法力無冥助、忽為命終之處、蒙彌陀如  
來光觸、六根如故平復、掌觀音勢至良藥身心安樂也、頗相好具足其形、殆超過於古、猶如光音  
天功德天女依之非長者悅、近習上下五百人長者一向隨喜之淚潤袖、竭仰之志滿胸、結庵出置門  
外之病人忽平復出庵外、合掌奉禮如來、納棺送捨山林之死人速蘇生除棺蓋、端座奉拜如  
來、經云「毘舍離國人平復如木是意也、斯此奉請三尊、利益益末代惡世衆生、思食哉、不立還本土、  
無早晚、住立毗舍離城門、當此時五天竺中所有國王大臣婆羅門居士比丘々々優婆塞優婆夷四  
部弟子、去來參詣奉拜如來、如雲霧來集、外方多門、持國、增長、廣目、天、等金鎧草摺泚並築三  
平等鋒、賢午持鬘恒橋大王衆三十六部神王、萬億恆沙善鬼神、握縛曰羅捧、堅四方、又難陀龍王跋難  
隨龍王沙竭羅龍王等大小諸神龍王金毗羅因隨羅等十二神隨伽毗羅水火電神等佛法護持忿怒衆百重千  
重並居又欲色二界諸天雨曼陀羅花摩訶曼陀羅花等々芳散如來御上、又乾闥婆王樂乾闥婆王等引  
卒六十一人樂師、奏琴笛琴箏篠之曲、成琵琶鏡銅鈸之調、然間菴羅園梢飛寶花、異香紛々毘舍離城  
間照妙光寶羅赫髮、凡上天下界冥顯衆充滿地上菴宅、奉讚嘆供養如來、爾時月蓋長者信仰之餘

身毛彌堅流隨喜之泪、白佛言彼奉請三尊欲奉留此世界安置供養報深重之恩德、但月蓋之力非  
取及、唯願世尊垂加被助我願、爾時世尊趣月蓋之請、勅神通第一之目連尊者遣龍宮城、召寄閣  
浮檀金、當模彼形像云云、爾時一層大衆疑云、彼龍宮城遠八萬由旬也、其上鹽路浪上劇難爲、  
神道第一、輒不可渡、各思合目連知衆層之疑念、言去比爲聞佛音聲、飛光明番世界也、以彼  
思此、最安事以左足踏大林精舍北挺、右足飛付龍宮城、彼龍宮城爲鉢四面築銀築地、谷立金門、  
八萬四千小龍共、何振成忿眼、待衛門外、守護內陳、亦四方四節有樣同時顯之、依之長生殿  
裡春秋富、不老門前日月遲云、留此中、王寶金柱銀椽摩尼小尻、言語非取及、押開瑠璃櫃、水  
精壁輝七寶色、卷舉王簾風鈴隨風亂搏乾闥婆那羅等之絲竹之調、南北風聞采女眷屬之歌詠之聲、東  
西章信、快樂無極、遊宴盡妙、爰守門者、有手長足長物、其力如金剛力士、彼等通走寄閣、目  
連欲拋遠方、少不動、此小僧力強、神通者覽振舌不得近付、時目連欲入城中、不能開  
城門、目連飛上虛空入城中、思食之處自樓門中赤衣裝束者立出、問云是何人自何來乎、此處  
名龍宮城、非異生人境界、速歸本國、爾時目連尊者具宣佛勅之言、龍王聞召旨趣、請入南殿  
有對面、尊者言自西方極樂世界、化現來臨爲奉摸如來、閻浮檀金最尊也、此閻浮紫金爲取望  
爲釋尊御使來、此砌上伴子細事一々語御座、龍王答云、閻浮檀金者龍宮第一重寶也、此世界不  
耕賤山田、米穀之類更无之、不取園菜、不營絹布態、然共爲閻浮檀金之德用、衣食二事不  
不侍一兩二兩、成佛御會木之程不可叶惜氣色也、目連思食千二百五十人大象中小僧蒙此勅、空  
歸事可失面目、我發通力儉奪取之歎、但先昔語而感見、不叶之時、菟角有思食、靜座敷仰



龍王靜聞、釋迦大師同行昔爲大施太子之時、爲滿一切衆生願、望如意寶珠、龍王惜之聞、太子汲于大海、依大悲檀度法力、海水半分乾龍宮既爲顯之時、棒如意寶珠之事有之、是一又釋尊成道之後、報悲母摩耶夫人十月懷胎恩、登忉利天、一夏九旬之間說報恩經、難隨龍王云、我等上禿童常越行不安現、大龍王身、八萬由旬、須彌山山匝卷上、首於忉利天、自口吐黑雲、欲迷其路、



時目連發通力、龍王一倍八萬由旬須彌山十四匝卷上、首於梵天、自口吐白雲、吹拂黑雲、顯其路、化八萬四千小蟲、入一々鱗內、令熱鱗身心之事、如何忘給歟、是一千二百五十人大衆中呼神通第一、其名譽當此時可失、忽發通力、乾大海水、顯龍宮城、成牛馬蹄、如何、其上龍王之身

生死依身也、無常殺鬼冥途便可出來、其時取持閻浮紫金、終不可成我物、且佛尊御曾木、且釋尊勅命也、奉紫金、成來世得脫困緣、一度威一度教化、龍王聽聞之、變色轉計言、尊者勿噴、可隨仰、此紫金有夕顏取出奉之如人間輕寶、可思召之間、龍宮第一重寶之由、申爲預奇異譽也、而此處无金者依何恭蒙佛勅、不蒙佛勅者爭尊者可有來臨、我今聽聞御說法、始覺生死无常之理、可入善提道也、是偏尊者恩德也、此恩難報、且云佛勅、且云報恩、亦佛尊御曾木等也、進退惜申事不可有、起座敷、自開寶塔戶、水精塔婆八萬餘里也、寶亂尊上、句春霞露盤映微暈、秋月、清調託木調雲上、石上流泉、曲霞中靜也、其取上重收、翻迷開悟修多羅御經、次重安、過去千佛御舍利、第三重收、此閻浮檀金、則取出此閻浮檀金、三千七百兩、獻世尊、紫金猶不足者、進蒙命申、目連得此金、裏偏真衣袖、喜飯即至、東天竺毘舍離國、彼閻浮檀金奉獻釋迦、大師世尊歡喜踊躍怡微笑、爾時月蓋長者祈願純熟機緣時、至彼閻浮紫金入金御鉢、置臺上、釋迦如來與來現彌陀、二尊同放智慧光、照閻浮紫金、迦葉尊者立寄以三衣袂、三度扇給彈指之間、金蕩畢、于時世尊稱人三昧定、觀佛內證外用之功德、說從諸禪定、出立寄仰、彼紫金給、須臾之間、本佛御靈容、少不違顯給、非佛眼者、爭得奉見分耶、自本佛步寄、二度摩新佛之頂、新佛又三度禮拜本佛、而二佛騰虛空、高七多羅樹互放光明、現神變、二佛各指西方、飛歸給、爾時月蓋長者遙奉拜見之、舉聲叫悲奉、留此尊容之意趣者、爲南閻浮提本尊、欲利益末代惡世衆生、何不令遂我素懷、立歸本土、結乎、仰天臥地、歎悲、其時虛空有和雅御聲、告長者、言汝待須臾之間、我奉送本佛、即可歸來、佛勅御座、未經時刻、飛歸住、立長者西樓門上、長者歡喜无極、奉請入如來、以金銀七寶、建立大伽

藍二屈請五百人比丘、備三衣一鉢威儀、仰六八弘誓願力、致不斷禮拜修行、是則釋迦大師廣大恩德也、自非釋尊大慈大悲善巧方便、爭我等今輒奉、值彌陀如來他力本願、哉、始自長者諸從眷屬及五百人長者總毗舍離國人悉詣大林精舍、皆成佛御弟子、趣善提道、其後月蓋長者臨命終之時、詣如來御寶前、自白如來言我且不離生死、受人界相續生、代々爲如來大檀那、奉報如海如山思德、誓畢命訖記斯生身如來於天竺、利益衆生、事五百歲之間也、實貴御事共也、云々

と、依之讀者は本尊如來の緣起と閻浮檀金、一光三尊、生身の如來と稱する緣由を知りたるべし、而してこの尊像を三國傳來と稱す所以は、すでに前にもある如く、まづ最初印度にて支那に遷り、後ち我欽明天皇の朝に至り三遷したるを以てなり、この事全じく善光寺緣起及び善光寺道名所圖會に記す、即ち善光寺道名所圖會に其狀況を記して曰はく『斯て御船を出しけるに、御門后妃、もろくの侍女を具したまひ、日頃は翠帳の内に居たまひて、路頭には出でたまはざれども、如來の御別れを悲み、人の見る目も愧ぢたまはず、海の邊りに出でさせたまひ宜ひけるは、我等五障の雲厚くとも、三尊の光に照され奉らむ事、今生の樂みと悦びしに、此後はいかて業障の雲霧を拂ひ、淨土の月を詠め奉らん、娑婆の別れを翻へし、淨土の再會の緣となさしめたまへとて、自ら御衣の瓔珞を採て如來に供養し奉り、御船に縋り移りたまふかと思へしが、其儘海中に飛び入りて、大往生をとげさせけり、乳母、大臣、百官、諸々の宮女あはて騒ぎけれども力なく、只忙然として悶へ懼れ、如來に別れ奉るかなしみに、又御后にさへ別れ參らせて、彌々安執の雲に迷ひなん、我等をも同じ淨土に導き給へと、稱名の聲諸共に續いて海に飛び入しは理りにもまた哀れなり、

都て入水の人三百五十餘人とぞ聞へし、忽ち紫雲海上にたなびき來り、聖主來迎し引接したまふぞ有難き、異香四方に薫じ音樂響き渡り、極樂往生の相を現す、見る人聞く人心も詞も及ばれず感涙に沈みたりければ、國中の貴賤日月の光を失ひ、闇路を測る心地して、釋尊入滅の昔に異ならず、斯くて御船は波浪を凌ぎ、飛ぶが如くに驅けゆき、島々浦々うち過ぎて、事故なく大日本國攝州難波津に半夜の鐘と共に着きたまふが、大光明を放ちたまへば、四方の山々忽ち金色の光とぞ成りにける、

抑我朝に生身の如來來迎ありしは、人皇三十代欽明天皇の御宇十三年壬申十三日なり、其比の内裏は、大和國山部郡斯飯島の金刺の宮とぞ申し奉る、去るほどに百濟國の官使並に二人の僧如來の寶輦を昇ひて、内裏の庭上に居へ、推明王の書翰を俵げ、其よしを奏す、則ち叡聞に達しければ、御門諸臣を召されて百濟國より渡すところの佛像經卷受納すべきやを問はせたまふ此時一同に奏しけるは、外國より渡すところの佛像、敢て納めたまふべからず、其故は彼國より日本を窺ふ事度々なり、然れとも神國の威風に恐怖して、近づくこと能はず、今此像を渡すことは、日本を呪咀し調伏する爲ならん、速に御返しあつて然るべしと奏しける、然るに蘇我大臣、稻目宿禰奏して曰、夫れ國に道あるは徳なり、徳なきは恥なり、異國の輩假令昔は日本に野心を挾むとも、今は惡意を翻へし、かゝる靈像を渡し、佛經を送る條、偏に日本の威徳にあらずや、夫れ我朝は神國なり、神明の本地を佛として、貴敬せば可ならんか、あへなく還されんに於ては、小智愚昧の國なりと侮り、吾國を窺はんは必定なるべし、尤尊信したまふべき形像にて候となり、御門開召し蘇我大臣に

勅 あつて、異國の使者に佛像安置供養の儀式を問はしめたまひぬ、天皇しかくと申を敷聞まし  
詔をして小墾田の御殿をあらため、如來を遷したまひ、香花燈明をかへ、珍物寶物を供養  
し奉り、禮拜恭敬したまひける、かくて異國の使者に引出物を賜はり、返書をあたへ二僧を留め、  
御暇を給はりければ、百濟國にぞ歸りける、其後蘇我大臣の宅に佛所を新に構へ、如來を遷し奉り、  
金銀珠玉の莊嚴をつくり、七寶の檀、錦の帳、花縵幡蓋に至るまで、善美をつくせり、或時如來の  
眉けんより光明をはなち、十方をてらしたまひければ、禁闕の殿舎、宮女、曹司、局に至るまで、  
耀り渡りて實に生身の佛躰なれば、靈驗不思議數々にて、值遇し奉る輩利益を蒙らざるはなく、  
御代も穩にして十九年の春秋をば送り迎へける、然るに庚寅にあたる今年、如何なる故にや在々  
所々に疫病流行して、貴賤男女親に別れ、子を先だて、是をくるしみ、其外牛馬六畜のへだてなく、  
市中山野に至る迄歎きの聲止む時なし、依て御門宸襟を惱ましたまひ、群心眉を懸むるばかりなり、  
内裏には大臣公卿其外諸臣を召され、天下安全ならしむべき評議をぞ聞し召ける、其時物部遠許志  
大連奏聞申されるは、つらく此疫難を致へ候に、異國より不思議の佛像を渡しけるを御尊敬  
ある故ならんに、斯かる異なる像を本朝に渡す事、其例なきところなり、依之我朝の天神地祇異  
國の人形を崇めて神祇の威を失ひたまふを怒りて、陰陽の氣順環せず、病痾の惡氣と變じ、國民を  
惱ます條明かなり、夫吾朝は伊弉諾伊弉丹の尊より、一氏も異姓を混ぜず、正しき苗裔なり、然る  
に異國の人形を供養し、尊重したまはば、我朝の神祇の崇り、國土の人民に到る、はやく異人の  
形像をすて、崇ふべき神祇を敬禮したまふべしと憚なく申されければ、諸卿一同此議に同じ、奏聞

申されければ、御門も此由聞召して、申すところ實にしかなりと信じたまへば、評議既に究まりて、  
勿躰なくも生身の如來を失ひ奉るべきにぞ成りにける、斯くなりしほどに遠許志大臣下知して河  
内攝津より鑄物師數多召しあつめ、猛火盛に吹き立て勿躰なくも如來を取て其中へ投げ入り奉り、  
七日七夜吹きけれ共、如來の御身は色も變らず、聊も損ねたまはず、見聞の輩は是をも如何にと、  
身の毛を立て舌を巻てぞ恐れける、大臣も今は興さめ穴怖ろし、只々水底にすてよとて、難波の堀  
江に捨て奉る、其後世間にさまぐの希有多かりき、翌年辛卯の初夏に欽明天皇崩御まし、  
遠許志大臣も病の床に薨じたまひぬ、昔旃度波羅門は惡言を以て暫時佛を謗りし咎に依つて、無間  
地獄に墮たり、假令繪に摸き、木に刻むとも、佛躰ならば崇むべしとぞ承る、初敏達天皇御即位  
の後、御不豫なり、上下萬民怪み歎かずといふことなし、博士を召して考へさせたまふに、奏して  
曰御惱の事、前帝の御代に燒き失ひたまへる佛像の崇りなり(この文あまりに皇室に對し無禮な  
るふしあれば、わざとこれを省略せんとおもひしかど識者は識者の眼識あり、且は佛徒のいたらぬ  
心よりおもはずかゝる附會の説をなせりとは、苟も常識を備ふるもの、認識する處なれば讀者希く  
ばこれを諒せよ)と申す、御門をはじめ奉り、諸卿大に驚きたまひ、やがて勅使を難波の堀江  
につかはしたまひて、さまぐの懺悔をなし申さる、其時如來水面に現じ、光明耀さければ、急  
ぎ此由奏聞して、やがて内裏に請じ入、さまぐの供養をなし給ふこと、昔にも過ぎたり、斯くて  
御惱は平かにならせたまへば、貴賤悦びの色をなし、萬々歳をぞ唱へける、爰にまた司削大連守屋  
大臣(遠許志大臣の子なり)つらく思案をめぐらし、參内の折から奏しけるは、先帝の御代には此

人形を禮しぬれば、國土衰へ人民病惱すとて永く失ひたまふ所に、今また先君の例にそひきたまひ、尊崇したまふこと御不孝とや申さん、本朝の諸神怒りをなし給ふ事必定ならん、失ひたまふに如くはあらじとなり、帝此議を信じたまひ、然らば汝が奏する如く、先帝の舊儀に隨ひ、吾朝の神祇を敬ひ奉らんと詔ありける、守屋大に悦び某が爲にも敵ぞかして、河内紀伊國より多くの人を召し寄せ、斧鉞を以て打ち碎かんとすれ共、盤は碎け土は折ても、佛鉢は聊も損じたまはず、貴賤忙然として物いふものなし、守屋今は力つき、大息ついて、假令千日千夜打とも焼くとも損滅はせまじ、只元の如く難波の堀江に沈めよとて、黄金の佛鉢佛具迄水底にしづめ、金軸の經卷は波の上にご漂ひける、又曰假令佛像を失ひぬる共、附き守りたる僧を安隱に置かば重ねて佛法を弘むべしとて、一々捕へて法服を剃ぎ、牢に押籠め、禁しめける、かくて丙午八月に至りて、敏達天皇崩御ましく、帝弟御位をつがせたまひ、用明天皇と申奉る、御后は穴太部皇女とぞ申ける、然るに御后或夜の御夢に、氣高き僧御枕上にぞみて、後の胎内をかり參らせん、後の御答へに、自が胎内は甚く穢れ侍るものと仰されば、僧の曰吾に救生の願あり、我はこれ西方よりと宣ふ聲と俱に、後の御口に飛び入りたまふと御覽じて、頓て懷妊ましくける、聖德太子是なり、胎内に十二ヶ月在す、麻戸の王子上宮皇子八耳の皇子等の御名なり推古帝二十八年二月五日薨す壽四十九河州科長の陵に葬り今上の太子といふ

按ずるに麻戸の皇子は御降誕あつて後も不測の奇瑞さまなる中にも、幼くして異國の經論にも流通したまひ、或は守屋の大連と交戦の折柄も、掠の靈木にかくろひて、其危難を通れたまふ

となど、聊怪しきに似たりと雖、茲に譬をとるに、神代の昔大己貴神諸神の猜にあひたまひし時鼠出て、内は洞々外は窄々として己が穴にかくし奉りしによりて、燒野の危急を觀ぎたまひし例にも比すべけんや、終には守屋を誅戮したまひ、難波堀江に如來と御言を交はし、其佛敎を受用したまひしより、永く本朝に其道弘まり、君臣上下信用せずといふ事なく、衆生化益の本を立給ふ事は、大なる御功勳ならずや、是併ながら皇大神の御心に應じたまはずんば、争てか神國に跡を垂れたまはんや、是を以てこれを思へば、神祇を尊崇するに次で、尤恭敬し奉るべき靈像とぞ仰かれける、

人皇三十四代推古天皇十年壬戌に當る四月上旬の頃、信濃國本田善光といふもの、都のつとめ事終り、此序にとて名所舊蹟を見巡りしが、道の便りにつけて、難波の堀江にさしかりけるが、何かはしらず水中より光さして見えければ、あらけしからずやと走り過ぎんとする後より聲ありて、やあ善光怖るゝ事なかれ、我は是生々世々汝に機縁あつて安置せられし阿彌陀佛なり、汝靜に聞け昔の因縁を示さん、我汝を待つ事年久しと宣ふ、御聲殊勝に異香薫じければ、善光忽ち信仰の宿縁開發して、不審ながら申けるは、しからば過去のありさまを示し給へとなり、則御告に曰

昔在天竺名月蓋 奉請如來致恭敬  
次在百齊名聖明 我飛彼國被安置  
今在日本名善光 三國一體同擅那  
我今尋汝來此處 早仕宿緣歸敬我

生々世々護念汝 如影隨形不暫離  
故我隨汝往東國 欲令利益惡衆生  
如來重て宣はく、我汝を待たんため、底の水屑と俱に年月をふりしなり(凡十六年の間なり)時  
既に至れり、汝我を具して本國に下るべし、汝と一所に在て衆生を利益すべしと、佛勅定にあらた  
なり、善光隨喜の涙にくれて思ふやう、此如來靈異天下にかくれなし、殊に上宮太子御歸教もあれ  
ばとて、王命を窺ひて後、悦び勇み如來を負ひ奉りて、我本國にぞ下りける、つらく萬法一如の  
道理を按ずるに、迷へば則日本信州の棲、茅屋土生の小屋の土人、悟れば百濟の臺さながら莊嚴微  
妙の佛界なり、素より家の内に情き物とては白より外なければ、此上に如來を安置し奉りて、親子  
三人俱に朝夕恭敬し、心ばかりの供養をなし奉りけり、

如來當國にて伊那郡に止住したまふ事既に四十一年の間なり

人皇三十六代皇極天皇元年壬寅にあつて、如來告げて宣はく、當國水内郡芋井卿に我を遷すべし、  
是より後彼所に機縁あるなりと御示現度々に及びければ、則ち水内郡にぞ遷し奉る、善光前々より  
思ひし如く、佛と一所に住まん事恐れありとて、住居の西に一字の草堂を營みて、本善堂と號し如  
來をうつし奉れ共、此所にて又元の如く善光が家にぞ歸り給ひける不思議なりし事どもなり、  
一時油に事をかきて御前の燈明をかゝげざりければ、如來光明を放ちたまふに、家内白晝の如  
し、善光祈誓申けるは、有難き御利生、詞を以て演べかたし、願くは此光明を移して、燈明香の  
火となしたまひ、末代に傳へなば、利益衆生の結縁誠に切徳計りかたしとなり、光明即佛の頂き

にかへり、又眉間より光を放ちたまふに、香につき油にとり照させ給ふぞ不測なる、如來偈を  
唱へたまふ  
一度見常燈 永離三惡道  
何況桃香油 決定生極樂

是即如來の心光にして、三有の衆生の迷闇を照し給へる御心をのべたまふ文なり、されば如來寶  
前の燈明は、眉間の白毫より出でし光明にして、數百才を經れ共、更に消る事なく、今猶佛前に

かゝやき給ふともし火是なり、  
其後如來御堂建立の事は、御門の御願として、燦然御造營なり、抑材木を輓に至りて、さまゝの  
不思議あり、諸天善神影向まし、誰ひくともなく材木自ら踊り歩むが如く、彼靈場にぞ集り  
ける、金堂をつくるには、彌勒ぼさつ工匠と現して、是をつくりたまひ、修造事終りて後、忽ち彌  
勒ぼさつとあらはれ、天に昇らせ給ひける、彼のぼさつ造營の間すみたまへる所に、一間をしつら  
ひ、今の世に至るまで、彌勒の間とぞ申しける、今此善光寺は日本の邊地にして、凡夫薄地の草創  
とは雖、ぼさつの御手を以て建て給へば、魔障あとをけし、却て守護神と成りければ、事故なく成  
就せし靈場なれば、何人か之を仰かざらんや、父が諱の字をもつて、善光寺とぞ號しける、如來を  
供養し奉る云々と、  
また續群書類從本善光寺縁起に曰はく  
抑生身如來、百濟國一千十二回御利益事畢波二日國、付攝津國難波浦、于時吾朝仁皇三十代欽明天皇

治天下二十三年、貴樂元年壬申十月十三日辛酉日也、其時內裏大和國山部郡、斯歸島宮金刺內裏也、百濟國二擬紫宸殿、定西臺於皇居、奉禮拜供養、百濟國使者奉送置如來、棹空船浮海上、分浪之匙霖押渡之、神露无、不浸處、如來留日城、使者還百濟、心裏有何計、其後如來奉移蘇我殿、莊巖院內、映飭宮殿、懸摩尼籬、垂真珠帳、四方懸花鬘幡蓋四維、垂寶鏡寶鈴、燒沉檀香、散苦葡萄花、奉供養恭敬、自百濟國御共申任持僧善仲爲國王臣下師範、談癡惡修善義、留十惡修十善、故天下安穩也、仍年號名師安元年、其後剃髮染衣形始知僧之故有改元號、知僧元年、安置靈像一光三尊如來放眉間毫光照十方、清涼紫宸等四九三十六殿不用珠光、內外映徹無晝夜明闇之差別、弘微侍從等八九七十二室不押燈燭、表裏照曜无翠帳珠籬之隔、依之又有改元、名金光元年、如斯之間星移天廻、送十九ヶ年星霜、然一類同業衆生前、前業所感之故金光元年庚寅歲、天下皆熱病更發、爰有不思議之事、大臣物部遠許志大連申下思、自異國斯形像渡之例無之故陰陽氣滯、病痲軀侵萬人臥苦、不足爲珍事、源此人形之所爲也、此由奏達天皇、欲失形像、即參內裏、如是巧惡業、步足音堅牢地神申頂戴三千大地、其地神御耳鳴、必墮无间獄々々々々、聞若修善庭又聽聞砌運足音、鳴能至佛道樂、聞侍、然此遠許志大臣爲如來談訴、被參內裏、履音堅牢地神御耳佐聞供奉者其外人耳鳴、必墮无间獄々々々々、聞佐參內裏、被申自異國所渡之形像召請安置之由承及候、此條都不可有次第候、夫人勅使內裡南面庭上奉搔居如來、同捧牒狀達奉、達此由、其表曰、「純金光三尊阿彌陀佛像長一肘手同脇士觀世音菩薩、得大勢至菩薩像、各長一尺、同奉副經論幡蓋、其臣聞、萬法之中佛法最前也、諸道之中佛道最上也、是法難解難入、周公孔子猶不知此法、能生无量

无边福德果報、乃至此法成辨无上菩提、遠自五天一泊三韓、依教奉行天皇陛下宜修行、故渡博帝國、佛之所化我法東漸、故附便貢獻、宜信行者、貢上如有云云、爾時天皇聞召此旨、歡喜无極、即下詔命問諸臣、言百濟異國明王所被奉渡之、御像者受治應拜恭否、諸臣一同申言、自異國所渡之佛像不可拜、其故自異國爲隨我朝一度々々、伺此國、數調伏日本、然者所渡之佛像速可奉歸本國、斯處蘇我大臣、稻目宿禰奏云、我見本文夫國有道徳也、无道耻也云、日本神國也、神明本地者佛也、縱古雖揮野心、翻惡性所渡佛像經卷、是非日本面目乎、然日本小國而人意愚癡也、不知神明本地發區徒、必可伺我國、如何是則應奉人貴敬之形像也、仍任宿禰勅答、天皇忽致信仰心、勅蘇我大臣、彼使者報云、如來化現之始以香湯掃除十善玉鉢、舒金銀一庄、嚴三尊宮殿、後奉移新造道場、皇帝萬乘渴仰、傾項、天下諸人歸依合掌晝夜群參、之男女堂內如花、六時、稱名之音聲、佛前如雷、夫恭敬禮拜儀式者言語道斷已、今以不是言豈顯信心色哉、奏一察萬矣、于時天皇聞召此旨、朕不可劣異國帝、忽下詔命、奉請入聖田云々、以下畧之、以上掲げたる處によりて讀者は本尊の緣起及び閣浮檀金、一光三尊、生身如來及び三國傳來の所以をほゞ知りたらんも尚ほ之れが詳細を傳へんに前に述べたる彼岩下貞融は其著芋井三寶記卷一、麻績白の卷に三國傳來の説を爲して曰く、「舊説に我佛天竺を化導し、それより虚空を飛て百濟に至り、つひに我朝に渡りつたへしよしいへり、貞融按書紀、推古天皇三十二年の百濟僧觀勒か上表に、夫佛法自西國、至于漢、經三百歲、乃傳之、至于百濟國、而僅一百年矣、然我王聞日本天皇之賢、哲而貢上佛像及內典、未滿百歲、云云とみへて、扶桑略記、元亨釋書の資治表並にこれに

したかひてしかいへり、こゝに佛像といへる、我佛をのみ指せるにはあらねと、我佛をはしめ大かたの佛像内典をいへるなれば、我佛は天竺唐土を経て我朝に傳來せるなり、かゝれば三國傳來といふは、天竺唐土我朝とかそふべくおのれはおもへるなり、百濟はわが屬國にして、ことにうけはりてかぞふへきにもあらずなん、云々と、またこの本尊の閻浮檀金といふ事に就きては左の如く説を爲す、即ち同書に「わが佛を閻浮檀金と云事は、人口に膾炙すといへども、しかしるせるは我縁起のみなり、貞融按當時天竺にて、月蓋長者の崇敬して鑄寫し奉る尊像豈金銅ならんや、精金なる疑なし、閻浮檀金と云とは、實を推して知るべし、書紀卷記の本縁起など、みな金銅としるせる誤也、神皇正統記に金像といへるぞよろしき、按、谷響集卷四、閻浮那提といふ條に、客問閻浮那提金光、那提何梵語耶、答補注云、那提此云河、閻浮樹名也、金出其樹下河底故以爲名也、今據此按云檀云提者皆河梵名也、一謂提檀並翻云洲者非是矣とみへて、閻浮は樹名、檀は河のことにて閻浮樹のものと河底よりいづる金と云ことにて、そを金像と云てはいさゝかたがふことなけれど、金銅は赤金に黄金を加へたるものにて、全黄金にはあらず、漢籍にも金銅像のこと、また金銅載などいふもしくはくみへたり、これも金像と金銅像と兩説なり、云々と、これにより本尊を閻浮檀金佛といふ義、及び黄金なることを推知し得べし、而して生身如來といふことにつきては同じく同書に「我佛を本師如來と云事は聖德太子の偈に、本師彌陀尊とあるをはじめにて、縁起にはあまたみへたり、こは千手千眼陀羅尼經は、唐伽梵達摩譯なり、至心稱念我云名字亦應專念我本師彌陀如來と見えて、彌陀を指して本師本佛とあかひるにて、我佛をのみ云名にはあるべか

らねと、大かた我佛の異名のとくなりたるも、天下に名だかうおはする彌陀なれば也けり、又生身如來と云ことあり、ほとけ、ほとほりけ、など名づけたる我佛なれば、まこと生身の佛なりとあかむるなるべし、生身如來ものにみへたるは、東鑑第十九、承元四年八月の處にしか見へたるやはじめならん」云々と説けり、依之本尊の縁起を知りたるべし「因に云、本文によりて本師如來と呼ぶ理由をも併せ知るべし」



尚云ふ、本尊阿彌陀如來に就きて、たましく世人がこれを、

善光寺如來非釋迦辨

わが善光寺の如來は、うつなく彌陀如來なるを、この佛のまわりしはじめのことを、書紀欽明天皇の十三年に釋迦とし給ひしより、偽撰先代舊事本紀元亨釋書の資治表、古今著聞集の釋教部、など、そをひき用ひて、日蓮上人などいふ學匠も、善光寺の本佛も釋迦なりとあながち

にわきまへられしこと、その傳記にみゆといへり、かくて今の世に儒者などの、ともすれば釋迦なりやなといふもうべならんかし、これ皆書紀の文に拘執して、その世のさまを深くもとめざるよりのあやまちなり、安永のころ八事山締忍上人、此事を心くるしくやおもはれけん、一枚起請文諸説辨斷の附記に、善光寺如來異説決正といふを著して、やんとなき經文などひきいて、善光寺如來を釋迦と云ても亦にたり、彌陀と云ても亦にたり、圓融無礙の妙義なり、かろくしく議することなかれといひ、南浦文集元亨釋書廿の慶圓傳卜部兼右の正宗秘要に、八幡宮を釋迦の垂跡とし、元亨釋書十乃行教傳神皇正統記に八幡宮は彌陀の垂跡なるよし、是好例證なりといへるは、さるかたにめてたけれど、今少しゆかぬは、おのかひかおもひにこそあらめ、その八幡宮の垂跡の二やうなるは、善光寺如來の兩説あるには好例證ともいふへし、その圓融無礙の妙義とやらんにて、彌陀といはんもよろし、釋迦といはんもあしからずといへるは、眞佛のうへについてこそさるやんことなきことよりあらめ、たとひ舉世生身彌陀本師如來とあかむる眞佛にことなることなきわか佛にても、金銅像とあらはれきたらんに、そのあらはれたるかたにつきてこそいふへきことなれば、彌陀とか釋迦とか決せずしてはかなひかたし、眞融らか身にはおほけなきことなから、今そのかみをおもひめぐらすに、繼躰欽明の御ころ西蕃なとより獻つりし佛像のある中にも、いとやんことなき我佛にはおはすなれと、百濟唐人なとは釋迦とも彌陀ともいひもすれ、こなたにては西蕃神大唐神なとあるか如く、異國の神なりとあかむる人は、あかめもしつるなるを、用明推古の御ころ佛敎を興隆し給ひし

かは、この我佛の彌陀なることは、その御時にやたしかにさたまりつらん、さはあれと、その御ころもなほ釋迦ともいひもしつらんとおもへるは、さるかたに深くもたとらぬ人は、後の世もおなしことなりけん、かゝれば百十數年を経て、元正帝の養老四年に舍人釋王の奉たまへる書紀には、さるかたに深くもたとらぬ人のゑるしおきつるものによりて、釋迦とはゑるし給ひしならん、そもく我佛は消伏毒害陀羅呪經にみへそめて、唐國三韓のことは詳ならねと、こゝに渡り給ひて、用明推古の御ころ、聖德太子の我佛におこせ給ひし御文に、本師彌陀尊とも彌陀の御ふものとも、西方教主彌陀尊ともありて、この信濃國に遷座し給ひて後も、まのあたり拜み奉し人幾許かあるらん、一人も異なるつたへなきは、彌陀なるとうたがひ無ればなり、わか善光寺縁起といへるも、七百年のあなたのものなることは、扶桑略記にのせたる本縁起の明證あれば、まのあたりをかみ奉し人のかけるものなるをや、鎌倉右大將のをかみ給ひしと、古今著聞集二釋教にみへ、尾張僧定尊走湯山僧源延のをかみしこと本朝高僧傳にあり、虎關禪師もその元亨釋書には、書記によりて釋迦とゑるされたれど、善光寺飛柱記には無量壽殿とかかれて、その濟北集にのせたり、神皇正統記には天竺の月蓋長者の鑄奉し彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江に捨られしを、善光といふもの取奉りて、信濃國に安置す、今の善光寺是なり、とみへたり、かく南北兩朝の御ころまでも異義なかりしをや、今し御厨子のうちにふかくこめ奉りし佛のあまたあるか中にも、わか前立本尊と聞ゆるは、善光主のつくれるなり、京師五條新善光寺の佛は善佐主のつくれるなり、高田專修寺の佛は、わが佛の分身の像



にて、親鸞聖人の得給へるなり、かゝる像をかまれ奉らるゝなり、この今の世にして釋迦な  
どいはん人の、ことのはわきまふるにたくすなん、云々と。

改正善光寺如來非釋迦辨 井附言二則

善光寺の佛は釋迦にはあらで、彌陀觀音勢至の三尊なるを請觀音經に見えそめて、古縁起疑ふ  
べきにあらず、金銅にはあらで、金像なるとも、古縁起に 鶴鴛背不台尊の八十三萬五千七  
百四十年に天竺國にて月蓋長者のかしこみかしくみまつりてしより、鑄うつし奉れる尊像一擲  
手半の御長なれば、閻浮檀金といはんもしひごとはあらじかし、ざるを此佛のまゐられしは  
しめのとを、書紀 欽明天皇十三年壬申十月十三日に、金銅釋迦像一軀とし給ひしより、  
異説まち／＼にぞなりにける、今そのかみを思ひめぐらすに、天神國神のみあがむる御國風  
のかしこきは、繼躰 欽明の御頃、西蕃の僧などが、うち／＼に獻れる佛像のたぐひ國王らが  
おほやけに表文さへげて獻れるこの彌陀三尊の如きも、こゝにはたゞ異國神記といひ、その神  
よほとほりけありとて、ほとけ 觀音上人 正像未和證と名づけて、さしおかれるを、三十餘年を経て  
用り、推古の御頃聖德太子の佛教を興隆し、とりわきてこの彌陀佛を崇奉したまひて、まゐら  
せ給へる御文に、本師彌陀尊とも、西方教主彌陀尊ともありて、彌陀なるとは其御時にやたし  
かにさだまりつらん、さはあれとざるかたに深くもたどらぬ人は、釋迦とも彌勒ともおぼつか  
なきなりけらし、かゝれば百十數年を経し世にても、元正天皇の養老四年に舍人親王の奉りた

まへる書紀には、さるかたに深くたどらぬ人のつたへつることによりて、釋迦とはしるしたま  
へるならんとおしはからるゝ、さはあれどかく一たび正史にあらはれたらんには、そをうち  
けしなんことはいとかしこきわさなれば、我寺にて古縁起作れる頃も、そを憚りて同年同月同  
日に、從<sub>二</sub>百濟國<sub>一</sub>阿彌陀三尊浮<sub>浪來</sub> (書紀引本縁起一代聖記盛衰 記卷九卷廿四阿婆塞抄の類)とかけるは、あかぬいひさまになん、  
しかはあれど正史の釋迦とあるが、まさしく釋迦ならんには、その釋迦のゆくへさだかに見ゆ  
べきを、さらに見へずして、聖德太子の御文はいふも更<sub>一</sub>、蘇我稻目父子の捨宅爲<sub>寺</sub>つるを  
も、物部尾與父子の流<sub>棄難波堀江</sub>しといふをも、世こぞりてみなこの彌陀のうへにかけてい  
ひつぎ來ぬるなれば、古縁起にしか、けるも、さまたげなきに似たり、皇圓阿闍梨の扶桑畧記  
に先書紀に從ひて、金銅釋迦像一軀といふをあけて、次に一云とて、阿彌陀佛觀音勢至像  
といひ、表文をさへのせ、また其次に或記云信濃國善光寺阿彌陀佛像則此也としるして、我  
寺の本縁起を引てありしとまざだめられたるより、一代要記、帝王編年記のたくひも、みな略  
記によられつとぞ見えたる、北畠准后の神皇正統記には、いさゝか憚<sub>ところ</sub>もなく、欽明天皇  
の條に、天皇聖德まし／＼て三寶に感<sub>感</sub>せられけるにこそ、群臣の諫<sub>いさめ</sub>によりて其法をたてられす  
といへとも、天皇の勲志にあらざるにや、むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄たてまつりし彌陀三  
尊の金像を傳て渡し奉りける、難波堀江にすてられたりしを、善光といふ者とりたてまつり  
て、信濃國に安置し申さ、今の善光寺是なりといへり、この畧記と正統記の二部は、私史には  
あれと正史の闕たりしを補ふべき正書なるをや、そも／＼天竺國にて此佛を鑄奉りしそのかみ

をおもふに、時は上世なり、金銅などいふものあるへしやは、人は長者なり、わつかに一操手半はかりの三尊の料の黄金、何かはをしむべき事をもとおしはかりて、古縁起、盛衰記、平家物語のえんぶだんごん、正統記の金像とあるに従ふべし、この信濃國に遷座し給ては、まのあたり拜み奉れる人幾箇あるらん、一人も異なるつたへもなきは、閻浮檀金の彌陀三尊なる疑なければなり、略記に所引本縁起、はた七百餘年のあなたのものにて、金銅とあるは書記になづみたりしいひさま、あかぬわざなれど、彌陀なりとさだめられたるこゝろいちじるし、鎌倉右大將の拜み給ひしこと、古今著聞集第二に見へ、尾張僧定尊走湯山僧延のおかみしこと縁起に見へて本朝高僧傳にもせたり、虎關禪師の元享釋書には、書紀によられつと見ゆれど、濟北集の善光寺飛柱記には無量壽殿とそしるされたる、まして我縁起によれりとおほしき源平盛衰記平家物語和語燈報恩記述慎抄壘抄のたくひ、何かは異議あるべき、今し御厨子のうち深くもこめ奉りてをかみ奉るべきにはあらねど、まさしくうつし奉りし佛のあるか中にも、わが前立本尊と聞ゆるは甲斐國司若麻績東人後に善光といふ人の作れるなり、京師五條新善光寺の佛は信濃國司若麻績作留後に善佐といふ人の鑄たるなり、高田專修寺の佛はわか佛の分身の像にて親鸞聖人の得られつるなり、かゝる像をかみ奉らるゝこの今の世にして、釋迦などいはん人のことは、わきまふるにたらずなん、

附言

善光寺の佛を儒者などの書紀によりて釋迦なりといひ、大田覃(蜀山)といふ博覽の人にて、か

りそめの筆のすさびにもせる成事不説の如きはいふにも足らねど、水戸家選述の参考源平盛衰記の如きは、いかにも事理分明にて、さるすぢをも深くもたどらずて、博達の君子と聞へし伴信友といふ翁も信ぜられさとおぼしければ、今こゝに参考の説をいさゝかわきまふべし、参考源平盛衰記卷九曰。按日本紀。欽明十三年。百濟聖明王。獻釋迦佛金銅像一軀。安置蘇我稻目家。既而物部尾與中臣鎌子。奏請弃之難波堀江。敏達帝十三年。從百濟來鹿深臣。有彌勒石像一軀。佐伯連有佛像一軀。蘇我馬子請其二像。營佛殿。安置之。明年物部弓削守屋大連。中臣勝海大夫。奏請投棄之。天皇奏可。於是守屋自至。燒佛像及佛殿。既而取所燒餘佛像。令棄難波堀江。外國獻彌陀佛者。無所見。以善光撈得于難波堀江之佛像。爲彌陀者。妄謬而已。善光寺如來真像。嘗藏在府下士栗田寬大家。見之乃釋迦佛也。又有銅印二枚。其文皆楷書。一云本師如來寶印。一云本師如來喚印。蓋寬大會祖父寬安采邑在信州。而善光寺其管内。而寬安慮有盜賊兵燹之難。移置佛像於其家云。といへり、こは書紀に彌陀を釋迦とあやまれる事のよしをもたづねず、そのうへそこにしるされたる佐伯連の佛像のみかは、扶桑略記所載藥恒法師法華驗記の 繼躰天皇即位十六年の佛像壘壘抄所引大安寺審祥大德記の 宣化天皇三年從百濟國始傳來などいふ名を記さぬ佛のあれば、外國獻彌陀像者所見なしとも怪しむべしやは、又その善光寺如來の真像とある釋迦佛に銅印をもそへて、元祿五年九月柳澤出羽守保明朝臣が、水戸藩臣栗田八郎兵衛より乞得て、我寺に寄納せられし、其文書に、阿彌陀佛一軀聖德太子寶印三顆とありて、其佛は毎年十月十夜には開扉して、我寺にては十夜佛と名づけて、

釋迦佛には非るなり、銅印も三顆なり、二顆にはあらず、天保某年某月某日栗田八郎兵衛といふ人、水戸家より二條殿に入たまひて北の方とある御わたりにありしを、いとまたまはりて京より國に歸らん路次、その妻なる人をも携てこゝに參詣せしとありき、此人はまたく其家に安置せし佛すなはち我寺の本尊なりとおもはれたりしを、さにはあらざりきとは、此時にぞわきまへしなりける、又それよりもをちつかた天保四年癸巳六月酒井左衛門尉殿の臣栗田衛士某といふ人しばしがほど我別當所に滞留せしことありき、こは永正文の頃、我寺を守護せるとあるく、彌陀三尊の金像はいふも更也、武田信玄父子より善光寺に授けられたる古文書二通東照宮より賜へるをも今につたへもたるよしなれば、栗田氏正系嫡流うたがひなきものなるをや、水戸家につかへしは庶流なるべし、其像彌陀なれど三尊ならぬはいかゞあらん。又八事山緋忍律師といふ人、安永中著はせる一枚起請文諸說辨斷附記に、善光寺如來異說決正といふをのせて、經文など引いて、善光寺如來を釋迦と云ても亦得たり、彌陀と云ても亦得たり、圓融無礙の妙義なり、かるくしく議することなかれといへるは、さるかたにめてたかるべけれど、決正といふ、ものにはかなひがたしや、さはあれどかるくしく議するとなかれといさめつるはいとめてたし云々とあり、(著者云栗田某の持佛如來の事鹽尻にあれど畧す)

善光寺緣起論

善光寺緣起に就きて岩下貞融氏は其遺著三寶記に於て、諸種の緣起を參照し周到緻密なる歴史的觀察と公正なる考證的頭腦とを以て詳細に論評せり、大に史家の參考とすべく又本尊緣起を知ること

に於て缺く可からざるものと信ずれば左に掲ぐ。

論善光寺緣起

善光寺緣起は、本緣起殘闕して、今僅かに扶桑略記二百卅九字のみ、七百年前の眞面目なり、寛文刊の緣起をはじめ、其餘數種現行のものは、杜撰孟浪にして識者の誚を免れざるものなり、自今具に論之、凡緣起六部なり、

一最古緣起、是はその全本あるにはあらず、先天竺の事は請觀音經、漢土の事は後漢書、永平十年佛像經卷渡來の所と、書紀所載の百濟僧觀勒か上表に據りて皇朝の事は、欽明天皇紀扶桑畧記に聖德太子の尊崇し賜ひし古傳説觀覽聖人の正像末和讃を併せ觀て、次に寛文刊緣起の古意古色の存せる所及その檀越次第に色葉字類抄等を參酌して是を最古の緣起と仰ぐへし、

一古緣起、是は緣起數種を本據とし、次に扶桑略記、色葉字類抄、菩提心集、源平盛衰記、平家物語、正像末和讃、和語燈錄、報恩記、述懷抄、法然上人行狀繪圖、阿婆抄、七帖見聞、神明鏡、諏訪繪詞傳、壇囊抄の類を緣起の羽翼と觀、また次に皇代記、一代要記、帝王編年記、神皇正統記、歷代皇紀、花營三代記、増修和漢合運圖年代記、配合抄等の紀年の類、元享釋書、濟北集、空華集、雜記集、本朝高僧傳、甲陽軍鑑、家忠日記、豊臣家譜等をも博求旁搜し、且本寺緣起のうへにも、壇囊抄などにも、いつれも委曲に過たるは、後人の臆入無稽の蛇足なるべければ省き、近世の書に

ても取へきをは取て、古縁起に復すへし、  
一寶文刊縁起、四冊卷四の末に寛文八年仲冬吉日西尾五兵衛刊行とまをせり、秘庫中に古寫本四冊あり、文字異同あれと同種也、

一元祿校補本五卷 本考法印御校正ありて御自筆也、官筆本五卷一の卷は、鷹司左大臣兼源公、二の卷は鷹司右大臣房輔公、三の卷は飛鳥井左衛門督雅量卿の染筆なり、四の卷は東久世權中將博意朝臣校合にて、筆者は東園前中納言基量卿なり、五の卷は染筆なく白紙なり、四卷いづれも本孝法印御自筆の原本に御附札ありて、少か校正染筆の本なり、集注本縁起五冊天明五年乙巳野村坊現住慈運の集注自筆の本なり、この三種大同小異はあるへし、

一元祿流布本縁起五冊、これは元祿中京都菱屋孫兵衛刊行繪入平假名にて附録あり、  
一本山藏板畧縁起一冊、これは初刻は東臺凌雲院慈等大僧正の撰述なるを、今の再刻本はかしらに改めたる方わろし、初刻に従ふへし、

〔拾遺〕本尊縁起につきて麻績白卷の上に善光寺本縁起の文と題し左の如く記せり

『皇圓阿闍梨の扶桑略記第三、欽明天皇十三年壬申、冬十月十三日、辛酉、百濟國聖明王始獻金銅釋迦像一軀、并經論幡蓋等、云云』とあるやう書記とことなることなきはしるす云と云ふより或記云といへる處にこの善光寺の本縁起を引たるいとめつらかにおぼへてこゝにします、一云同年壬申十月、百濟明王、獻阿彌陀佛像、(長一尺)觀音勢至像、(長一尺)表云、臣聞、萬法之中、佛法最善、世間之道、佛法最上、天皇陛下、亦應修行、故敬捧佛像、經教法師、附使貢獻、宜信行者、(上)或記云、

信濃國善光寺阿彌陀佛像則此佛也、小治田天皇御時、壬戌年四月八日、令秦巨勢大夫、奉請送信乃國云云、善光寺縁起云、天國排開廣庭天皇、治十三年壬申、十月十三日從百濟國、阿彌陀三尊浮浪來、着日本國攝津國難波津、其後經卅七箇年、始有佛法、仍以此三軀爲佛像之最初、故俗人號之悉曰本師如來、小懸田推古天皇十年壬戌、四月八日、依佛之詔宣、忽下綸言、奉移信乃國水内郡、佛像寂初靈驗揭焉、伴佛像、元是釋尊在世之時、天竺毘沙離國月蓋長者、隨釋尊教、正向西方、遙致禮拜、一心持念彌陀如來觀音勢至、爾時三尊促身於一操手半、現住月蓋門闈、長者面見一佛二井、忽以金銅所奉鑄寫之佛并像也、月蓋長者遷化之後、佛像騰空、飛到百濟國、已經一千餘年、其後、浮來本朝、今善光寺三尊是其佛像也(已上出彼寺)この二百卅九字は善光寺本縁起の文なり扶桑略記には仁和寺書籍目錄に三十卷阿闍梨皇圓抄とみへて原本は三十卷なりしを今は缺本にて十四卷に拔萃一卷ありて十五冊也幸にこの缺本の存せるによりて本縁起の七百年前の面目をうか、ひ且今の縁起の證本にそなふることめてたしといふもよのつねになん阿闍梨は比叡山功德院主にて博學の名たから圓光大師の師匠におはし、はいふもさら也こゝにも參詣せられてその舊跡今猶衆徒本覺院の庭に阿闍梨井といふ井ありわが佛を崇敬せられし一人にこそ『善光寺本尊考曰第三卷久しく缺す今これを尾張國大須の眞福寺の秘庫に得たりとて温古堂にあり』と、尙ほ(欽明天皇御時よりあなたに唐國百濟の人の佛像をつたへし證)といふことを記して曰はく『畧記乃善光寺本縁起之文といふにうちつゝて日吉山藥恒法師法華驗記云延曆寺僧禪岑記云第廿七代繼體天皇即位十六年壬寅大唐漢人案部村主司馬達止此年春二月入朝即結草堂於大和高市郡坂田原安置本尊皈依禮拜舉世皆云是大唐神之出縁

起隱者見此文欽明天皇以前唐人持來佛像然而非流布也(上)とみへ鑑囊鈔第十八本朝佛法始事と云條に新羅學生大安寺審祥大德記云日本國佛法初傳年代檜隅廬入野宮御宇也宣化天皇三年歲次戊午年十二月從百濟國始傳來云と見へて繼躰天皇十六年は欽明天皇十三年よりは三十年前のことにて宣化天皇三年は十五年前のことなり」と尙ほ上世には佛をも神といひてありし事」といふ一文を載す曰はく「延曆寺僧禪岑記にはもろこしの入馬達止(鹽竈抄には南梁(司馬達等とあり)繼躰天皇の御時に大和高市郡坂田原の草堂に安置せし佛を御國の人は大唐神といひしことみへ鑑囊鈔第十八本朝佛法始事と云條にはその事をのせて其御時また佛法と云事をしらざりければ異域神と名つけしよしへりもとより神の御國にしあればもろこし神ことくにの神といひてありしことうへなるいひさま也かくて欽明天皇十三年に百濟國王より送り奉り我佛をも書紀欽明天皇十三年の記に守屋大連等は蕃神といはれしことを藥師寺沙門景戒は靈異記卷上信敬三室得現報緣第五には隣國客神ともた客神とも自注に客神者佛也とも記して舊本今昔物語卷之十一建現光寺安置靈佛語第廿三守屋大連の詞にも今國ニ災ノ發ル事ハ隣國客神ヲ國ノ内ニ置ケル故ナリ早ク客神ノ像ヲ取出シテ豐國ニ可棄流キ也とみへたり大連は佛法を信せずしてとなりのくにの神といはれしもいとうべなることなり云々」と又(ほとけと云訓ハ我佛にはしまれる事)を題し記して曰はく「書記に佛をほとけとよめるはほとけはけの略言なるべし神代記下(六)即放火燒室云云次避熱而云云又(十九)避火熱とみへてほとけは火熱の義なり枕冊子にほとけは出給ふと云も抄にうらみはらだつ也とありて火熱より出たる詞なることしるし當時我佛の渡り參れる時ほとけはけあるよしにてつけたる名にて後世に生身如來と云に

似たる詞なり親鸞聖人の正像末和讃といへるものに善光寺の如來の。ワレヲアハレミマシノケテ。ナニハノウラニキタリマス。御名ヲモシラヌ守屋ニテ。ソノトキホトリケトツマフシケル。疫癘アルヒハコノユヘト。守屋ガタグヒハミナトモニ。ホトリケトゾマフシケル。ヤスクス、メントアメニトテ。ホトケト守屋ガマフスユヘ。トキノ外道ミナトモニ。如來ヲホトケトサタメタリ。コノ世ノ佛法ノヒトハミナ。守屋ガコトバヲモト、シテ。ホトケトマフスヲタノミニテ。僧ゾ法師ハイヤシメリ。弓削ノ守屋ノ大連。邪見キハマリナキユヘニ。ヨロヅノモノヲス、メント。ヤスクホトケトマフシケリ。此五首の和讃にいへるほとけはほとけと云こと全わか里人の口碑にのこれることなきは古傳説のまゝを和讃にはものしつるならんか、ればほとけと云名は我佛にはしまれるなり云々と。

### 生身阿彌陀如來の由來

ある家に秘藏せらる、信州善光寺生身阿彌陀如來の由來記として傳はれるものあり、三寶記にいはく「右は一故家所藏の文書草案のまゝにうつしをへぬその文義のうへ書牀など見るに元祿中別當本孝法印御代金堂樓門寶塔等建立の時草案せるものなることうたがひなし定て淨書せしものあらん見たらんをりに書改むべし信長右大臣信雄様の我佛を岐阜甚目寺にうつし給ひしこと 東照宮の鴨江寺にうつさせ給ひしことは他の記録などにも見し事あらず此文書草案といへとも後世につとふべきにこそ」と記せり、草案左の如し。

善光寺本尊

抑當寺之如來天竺毘舍離國月蓋長者奉勸請如來也一千三百年之間於天竺化益畢百濟國宗讚王時彼國來現二百年過聖明王時我朝 欽明天王十三年來朝人王三十四代推古天皇時濃國本多善光奉勸請三十六代皇極天王有事故 伽藍御建立信甲兩國寺領被下之善光善佐惣務之其時彌勤菩薩巧匠化本堂樓門五重塔五百小堂八百社御建立也御座候此時越後國古多濱紫金涅槃像來現其後炎燒時禁中御再興就中治承三年回祿時賴朝公信州一國公領私領之材木人夫可有助成之旨被仰付御建立之事東鑑第七卷分明御座候北條家執權之時不斷經不斷念佛料御寄進之由是又東鑑候御座候

- 一後土御門御字文明五癸巳年依 勅將軍義尙公御建立
- 一永祿元戊午年八月十四日信玄甲州勸請
- 一天正十壬午年信長公濃州岐阜勸請其後信雄公遠州甚目寺被奉移由御座候

一權現樣遠州濱松鴨江寺御勸請依 靈夢翌年甲州 葦其後御當家成信州御歸座而御座候  
權現樣慶長六年千石餘寺領御寄附被遊候事  
右此度建立相企候付而 上々様方御耳奉達度念願而御座候畢  
每年天下安全之御祈禱相勸 御城卷數獻上仕候

本尊を難波江に棄しといふ説に就て

欽明天皇の朝三十一年、物部尾與大連等の奏聞によりて本尊を難波の堀江に投ぜしといふ説に就て彼岩下貞融は其遺著三寶記に於てこれが詳細の説を爲せり、文中大に諾かるゝふしあればこゝに掲げて讀者の參考に資す、著者淺學未だこれが可否を斷ずるの明なし、志ばらく先輩の遺説を掲げ、他日稿を改めて述ぶる處あるべし、即ち全書に曰く、「我佛の實は難波堀江に流棄せしには非るなり、欽明天皇十三年に百濟より渡り給ひ大臣蘇我稻目宿禰すゝむるによりて、大内に入給ひしを、物部尾與大連こはみしかば、やがて大臣に給ひて大臣向原寺をたて、安置し、三十一年大連の奏して難波堀江に流棄てことごとく伽藍をやるよし書紀にはみへたれど、敏達天皇二年再大内に入給ひしこと縁起にみへたる、これを其證のはじめにて、敏達天皇十四年物部守屋大連再び難波堀江に投ぜしこと縁起にみへ、これと 用明天皇、崇峻天皇の歸依せさせ給ひしこと上宮皇子の難波堀江に拜し給ひて大内へ入んとものしむしこと、推古天皇四年皇太子の消息をまぬらせたまひしことみへて、十年善光寺難波堀江に拜したまひ秦巨勢太夫をして奏し請ひて、この信濃國に遷し奉りしよし縁起にはしうそへたり、かれば尾與大連の流棄しといふをりは、稻目大臣の取奉てその家に安置し、守屋大連の流棄しといふ時は馬子大臣の取奉てその家に藏せしにぞありける、又元祿本縁起附録と法隆寺異寶目錄に、推古天皇の御時我佛を元興寺に安置したるよししるしたれば、元興寺は法興寺なり、用明天皇二年馬子大臣の守屋大連を伐て大連亡びてのちは、法興寺に安置したまひけるならん（日本書紀通證廿四）難波堀江寺鳥氏曰豊浦寺東飛鳥川西也今按在高市郡與仁德紀所謂者異 善光寺如來繪詞傳といふ書云難波堀江といふは大和國高市郡飛鳥村の西豊浦寺の東に

あすか川ありこの川の西の入江に淵ありひろくして底ふかし故に難波のうらになぞらへて難波のほりえとも豊浦ともいふと法隆寺の舊記にあり又玉井抄にもしかいへり今はうつもれてなし」尚こ難波の堀江につきて考證して曰く『なにはの堀江のこと、古事記(仁徳)大雀命坐難波之高津宮治天下也といふ所に堀難波堀江而通海とみへ、書紀(仁徳十一年紀)に堀宮北之郊原引南水以入西海因以號其水曰堀江とみへて、此時に此堀江を堀られたるにて、古事記傳(三十五)に即今の大阪の大川なりといはれるぞよろしき、かくてあまたの御世を経て、書紀 欽明天皇十三年紀に、百濟王の獻りし金銅釋迦像一軀を物部大連尾與中臣連鎌子の奏せるによりて、以佛像一流棄難波堀江とある難波堀江も其難波堀江なること疑なし、釋迦像は我彌陀佛也、鎌子は勝海の誤なるよし先達いへり、又 敏達天皇十年紀從百濟來廉深臣(彌名)有彌勒像一軀佐伯連(欠名)有佛像一軀是歲蘇我馬子宿彌請其佛像二軀とみへたる佛像を十四年紀に、物部弓削守屋大連中臣勝海大夫の奏せるによりて、取所ニ燒餘佛像令棄難波堀江とある難波堀江もその難波堀江なることとあきらけし、此時再び我佛を流棄られしことは、我緣起にありて、書紀にはみへず、かくそのかみ難波高津宮に天下しるしめし、仁徳天皇の御時にその宮の北なる郊原を堀て難波堀江といへりしに、欽明天皇、敏達天皇の二御世に我佛を流棄させたまひしこといちじるきを、三才圖繪に難波堀江は豊浦寺東飛鳥川西にて守屋大連の佛を投せられしはこゝ也といひて、谷川士清など其説に従しはいかにそや』云々とあり、いさゝか参考の資とするに足るべし。

前立本尊

前立本尊とは、本尊を寶籠の内に深く秘め奉りし時善光摸造したるものにして、寶籠の前に立てるがためにかく名付けらる、そが仔細は麻績白の卷に記せり即ち『前立本尊孝徳天皇白雉五年に大檀越三世若麻績諸身勅を奉て我佛を寶籠のうちに深くこめ奉れる時、大檀越始祖甲斐國司若麻績東人善光我佛の眞影を摸して造れる御像なり、後世に前立本尊といふは、當時寶籠の前に立給へるよりの名ならん、今は別當所の内佛殿に安置す、又の名を開帳佛といふは、金堂に開帳しあるは巡國あるは三都に開帳せるよりの名ならん、大内に入奉り大城に供奉せるみなこの御像也』とある是なり。

開帳と回向

善光寺の開帳は、他所とは異りて本尊にあらず、いはゆる前立本尊の開帳にして、一に回向と唱へ來れり、開帳は三十年に一度又七年に一度などいへど、こも亦定まれるにはあらず、某翁の談に善光寺萬善堂に於て定念佛あり、堂守始終念佛を唱へ、念佛號十萬滿願の時を以て古來より開帳の年時となし、十萬念佛の供養は殆んど八九年或は十年の日子を要するがため、世俗に十年一度又は七一年一度の開帳と唱へ來れるとぞ、因に云この念佛供養の都合にて十六年目に一回の開帳もありしかや。

年中行事

本寺に於きて古くより行はれし年中行事につきて、大勸進寶庫中に秘藏せらるゝ門外不出の書岩下貞融翁著芋井三寶記難波硯其他予が知れる諸舊書漫筆を参考し、且大勸進現住道貫僧正衆徒一職大僧都彦坂海亮師及大勸進執事高橋海治、大本願執事宮下銀兵衛の兩翁より語り聽されし物を參照し、順を追ふて次項に記す、記事或は誤謬なしとせず、そは著者の不識の致すところにして、その責めは著者に於て素より負べき任とす、希くは大方識者の垂教を仰ふぎて更に訂正するを得んか、因に云大勸進、大本願に於て現時執行しつゝある行事は、兩寺に於て調査しこれが回答に基き兩寺の記事中に掲載したり、こゝには古來よりの行事につきていさゝか参考のために記せるものなり、見ん人その心してよ。

朝拜

毎年一月一日午前一時より六時、天台、淨土兩宗に於て朝拜の式を行ふ、朝拜とはいかなるものか、難波硯に下の如く記す、即ち「朝拜刻洪鐘を撞く、御供所の僧三寺中を順次に朝拜に上り給へと言入つてめぐる、衆徒素絹、五條、中衆、淨衣、妻戸、猿衣にて金堂に惣出せるを朝拜に上るといふ、中衆念佛を唱へ衆徒着座の後本坊に案内して後別當御上り、堂童子拜謁、堂奉行令之、それより開帳如常畢る、別當御はしめ衆徒中衆役人まで御供頂戴にて退出す、舊事記に是を朝拜次第といへ

り、貞融按禁中の朝拜は書紀廿五孝德天皇大化二年正月甲子朔賀正禮畢即宜改新之詔とみへ、類聚國史七十一、歲時部聖武天皇天平十四年春正月丁未朔百官朝賀爲大極殿未成權造四阿殿於此受朝鳥石上櫻井兩氏始樹楯槍と見へて賀正とも朝賀ともいふは、そのはじめみかどをかみと云に、賀正、朝賀、朝拜といふ文字を充たるにて、後世に到りてはまたその朝拜の文字を唱ふる事になりたるもの也、又左經記に案大極殿體非寢非堂所謂廟作也諸寺金堂皆廣作也と見へたる公事根源朝賀の條に是を朝拜とも申也、辰の時に天皇大極殿に行幸なりて行はせ給也、羣臣皆禮服を着してさながら御即位の儀式に同じ、内辨などもあり、開門などありてめしの鼓をうたしむれば、群臣列して門に入る、天子高御座につかせ給へば、兵庫療鉦をうつ、執翳いて、帳を八字にかゝり近伏(江次第抄)云クイロツ將警蹕をせらし圖書主殿香をたく、典儀言也再拜を唱ふ、群臣此時再拜す、奏賀奏瑞とて、二人の者庭にすゝみて祝申事也、是は去年の目出度嘉瑞共の有を國々より申せばこれを記して今日是を奏するや其時群臣再拜す、次に舞踏すれば武官萬歳の旗をふる也、いと目出たき儀式とも也、申しかるに六十六代一條院正曆より後はありとも不承、又記録にも所見なきにや、古は大極殿も有しかと也、今は小朝拜許にそなりにける、と見へて朝拜は久絶たりしかば、江次第等の書にも朝拜の儀は載られずして、小朝拜のみあり、江次第小朝拜事十九年臣下因請復舊など見へて、公事根源に關白大臣以下すへらさる奉拜儀にて清涼殿の東庭に四位五位六位に列して袖をつらねて舞踏する成へしといひ、朝拜を略するによりて、小朝拜とは申にや、など云へり、名目鈔詳解に元日に朝賀とて、群臣禮服を着て天子を拜する公事あり、其を畧して關白以下六位東帶して天子を拜するゆ





正月朔日  
卯の時如  
末堂にて  
辛賀の規  
式を執行

云、小朝拜は例年行はるゝにもあらず、小朝拜あるとしには、舊年に是を仰するなり、常時も清涼殿の東庭にてこのことあるなりまた御代始式はをはりなどにあるなりしなど見へたり、かれば禁中朝拜は百官禮服して天皇を再拜舞踏の儀にて、大極殿に行はれしにて、正暦以后其儀絶たり、小朝拜は關白以下六位以上束帯して清涼殿の東庭にて舞拜の儀なり、これも例年の事には非と見へたり、我金堂に元日朝拜と云へる事は僧上とやいはん、季氏が八僧とやいはん、今の世の學者にさかするならば、いかに論じ云ふらん、さはあれとは深きゆゑよしありて、孝徳天皇白雉五年我金堂大成の後、大檀越若麻績諸身祖考以來あまねく朝恩に浴せしを、かたじけなき事に思ひて、甲斐國司善光、信濃國司善佐らとかりに我佛をかしこき帝の御うへになそらへ奉り、みかどををがみ奉つるころにて、再拜舞踏などせしならん、是わが元日朝拜の舊儀にて後世はたゞみかどををがみなど云こゝろをもわすれて、元日出仕せる事を、朝拜と云名のみのこりて、その實たる再拜舞踏などの儀式ははやうしないたるものなるべければ、名ありて實なく、所謂告朔の饋半なり、かゝればそのかみのみかどををがみは僧上にはあらずして、臣子の道年首にあたりて、朝恩をかしこみ奉る禮なりと云へし、云々と、これによりてその事由の詳細を知るべし。

修 正 會

一月一日より七日迄金堂に於て修する法要を修正會といふ、即ち天下泰平國家安寧五穀豐熟、萬民快樂を祈禱するの式にして、そが沿革は岩下翁の難波硯に詳かなり曰はく「脩正會、金堂の脩正會は

弘仁六年乙未の春傳教大師の參詣せられて行はれしを起本とせるよし縁起に見へたり、元日午刻  
刻を用より七日の朝にいたりて結願せり、天下泰平の祈禱のよしをいひつたへたり、貞融云、脩正  
會は脩正月會の畧言なり、東鑑十二、建久三年壬子正月一日に卯刻幕下御參鶴岡宮今日始被行  
脩正夜、於八幡宮云云御神拜以後有壇飯之儀云云八日に八幡宮脩正結願幕下御參九日に戌尅若宮  
脩正夜、被遂之行とみへ、十三、建久四年癸丑正月十日南御堂脩正也將軍家御參云とみへ、南  
御堂を勝長壽院と云ことは、五、八オ、にみへたり、十五、建久六年乙卯正月廿日に北條殿被下向伊  
豆國是願成就院脩正以下年中佛事條々依被定下之爲令執行也一と見へ十九、承元三年己  
巳正月十二日に神宮寺始被行脩正、民部丞康爲奉行十四日に、神宮寺脩正經三箇日今日結願、  
鬼走とみへ廿八、寬喜三年辛卯二月九日に於勝長壽院內新造塔始被行脩正、導師良信法師と  
みへたるは正月に行はるべきを二月に行へるなり、又卅三、延應元年己亥三月廿九日に匠作、前武  
州。著評定所給。評定衆等進。宮根山別當與實與智藏三郎法橋良實。遂對決是當山二月經會之時  
奧實構棧敷於職衆座とみへたるは、宮根山の脩二月會なり、又卅一、嘉禎三年丁酉九月拾六日  
に、信濃諏訪社、明年五月會神事等有其沙汰云云とみへたるは、諏訪社の脩五月會なり、谷響  
集一牛寶印と云條に、我桑城古刹爲國家禳災萬性除疫有脩正脩二月等法といへり、尾張人石原  
氏名正明、字嘉左衛門、初本居前門人にて、後檢校の門人となる、予か一面識の年々隨筆五十七云、そのかみは一年十二月の脩行ありて、寺々  
にて行ふ會式ありとおほし、天下泰平國家安寧五穀豐熟萬人快樂のためにあるべき、今はさるわ  
さすへてさこへず、京の蓮臺寺の脩正と云ふ事あり、あびたしく鐘をうつとて、失火燒亡など入

のあやしまん事を恐れて、年々有司に申すとぞきし、尾張の甚目寺にて、正月十一日脩正を行ふ、形  
の如き事なりとさきつ、脩正は奈良に二月堂あり、脩二月會堂にてあるべき、中右記に、天永三年  
二月三日參圓宗寺行靈勝會御座引列有左右舞事行常行堂脩二月入夜婦と有、脩三脩四は物にみへた  
るか、おほへねど、奈良に三月堂四月堂あり、脩五は三長記は建永元年五月廿七日今日被行新日吉  
小五月會式日依御熊野詣延引也とあり、脩六は同日記に僧事の除書をのせて、法橋院明御佛并熊野六  
月會用途切  
小右記寬弘九年六月六日權僧正被過良久清談次云爲六月會暨義弟子去晦登山云云而今朔日有脩善之  
御消息申所勞之由云とあり、七月會以下は物にみへず、季御讀經も、四季にはなくて春秋二度なり、  
月次の脩法ははやくよりおこたりし物にぞあるべきと云り、わか金堂にも脩二月會以下もありし  
ならんを猶たづぬべし、云々とまた同書追加に扶桑鐘銘集冊間崎信好輯卷四十四南都二月堂鐘銘に、  
和州南京東大寺之羅索院者初良辨僧正之徒實忠和尚天平勝寶三年之冬神遊於兜卒天之後攝之難  
波津而得拾一面大悲銅像安置之梵宇也而每歲二月朔日對銅像修兜卒軌者二十七日始天平勝寶  
四年至大同四年五拾八載未嘗有缺俗呼其法稱修二月法且院名二月堂也然後九百餘紀末徒  
相承不墜先緒期至修練者疊々不懈矣若其遺風餘烈彌久煥者所以是忠之德業輝古騰今也竊惟  
夫物之固於化一成壞之勢常相因而遞代彰者不論可知矣往載寬文丁未春二月不虞罹憊攸之變堂宇  
勿灰燼鴻鐘亦銷鑠矣唯有觀音像聖武皇帝宸毫之華嚴經光明皇后親書涅槃經及手玉印板不爲  
祝融所奪云云寬文八年戊申孟春穀且願主岡本三郎右衛門重當再住妙心禪寺湛月叟紹圓誌とみへ  
たり、脩正會の條に參考すべく、また脩二月會といふにも牛王印板といふもの、用あるとをも見る

べし」となり。

卷數献上

脩正會は前に記したるが如く、天下泰平國家安寧の祈禱を爲すがためにしてそのおり讀經の卷數を記し且その理由と別當大勸進の名を記して松代藩主に參らしたりと、世にこれを卷數献上といふ、今はかゝる式は廢藩とも中に中絶したりとぞ。

御印文頂戴

御印文とは、いはゆる寶印といふ事にて、善光寺道名所圖會に「同(正)」、七日、寅の刻惣出仕にて開帳(油火の燈明)次に修正會、御印文の加持あり云々とあるこれにて、寶印の事は麻績白(大勸進門外不出の秘書)の卷に詳はしく記せり、即ちこの寶印には三顆あり、孝徳天皇の白雉五年にわか佛を錦帳の内に深くこめ奉れる時わが佛の深さみこゝる御座して、大檀越三世若麻績諸身に授けたまへるにて、わが寺第一の重寶なれば、毎年正月七日より十五日まで、結縁のため參詣の諸人に頂戴せしめ、巡國または三都間帳のをりは前立本尊に添て大内に奉り、いはまくもかしこけれど、主上をおんはじめ女御更衣までもいたゞきたまへる寶印なり、俗に御印文頂戴といふは是なりとあるこれにて、この寶印は、今尙大勸進の内佛殿即ち無量壽殿の奥の方、本尊を秘め置かる、厨子の前、東の方にある、古色蒼然掬すべき漆塗の輿中に秘藏せられ、毎年一月七日より十四日迄善光寺



御印文頂戴之圖

本堂内に持ち運ばれ、以て諸人結縁のために附與す、即ち善男善女の頭上に戴かしむるなり、俗間これを「如來様がお移りなされたから、これから極樂浄土に導かれる、難有い事ぢや」と非常に光榮とし極めて快事として喜び、以て安心立命の地位を得たりと爲すなり、さてこの印文を授與する迄には、在來より一の正規(大勸進附屬)ありてまづ正月七日より十五日迄修正會執行の際行ふ式にて世人は、大勸進の住職自からこれを諸人に戴かしむる者と、信ずるが如くなれども、實際は然らざらずして、この印文授與の式にあづかるものは、別に堂童子といふものあり、堂童子(堂童子の事別に記す)は山内の重なる寺院二ヶ寺の住職これを勤め七日より十五日迄本堂に詰切りその當日となるや、まづ本尊並に善光、善祐、彌生に印し、次に西東南北の四門にさしげ、次に天地に戴き、而して堂童子は自づから装束を外し、密壇上より御印文にて大勸進別當の七條の袈裟を押す而して別當と大本願の住職に戴かしめ、後山内の一老僧にこの印文を持ち來り授く、一老(一老とは山内の尤も上席にある僧侶をいふ)はこれを慎むて受取り、更に堂童子に戴かしめ、後ち會老順にて戴かしめ、仲衆、役僧、衆僧及び兩寺役人に頂戴せしめ、この嚴肅なる授與式済みて後始めて堂内に群集せる善男善女に授與するものなり、年中一度の授與式なれば、この御印文頂戴の爲め、遠近より集まるもの年に二三萬を下らずといふ、豈盛ならずや。

尙この御印文頂戴につきて、三寶記に下の如く記せり「御印文とは寶印を云なり、寶印のことは麻績白の巻にくはしういへれば、こゝにいはず、今その頂戴の次第をいはんに、正月七日のあした脩正會結願の後先三尊に印し、次に善光の夫婦次東南西北天地次に別當本願堂童子衆徒中衆役人に印せさするなり、云々と

吉書始

吉書始として今尙長野市の子女毎年正月二日唐紙又は半紙を長く繼ぎてめてたき文字を筆太に認め床に掲ぐ、世俗のいはゆる書初といふものにて、維新前は殊に隆んなりしとぞ、岩下翁其著三寶記にこの事を考證せり、左の如し。

この善光寺の町のはらはどち、年首に天筆和合樂地福圓滿樂などいふ事を書なとするを、吉書始といひつたへて、今もいふことなり、梅窓筆記上才十五に年始の試筆の吉書には、天筆和合樂云トカクヨシ、教長郷口傳筆法才葉ニミエタレ也、和歌ヲカクモアリ、二水記永正十七年正月一日要書吉書二和歌一首仕筆畢トアリ」とみへたれば、この里わたりの事のみならず、このさともはらふことなるにつきて貞融按に、こは中世我金堂又は別當所などによる公事のありしにならひて、童子などものかくもしか云ひたりし事、下さまにのみその言葉ののこれるならん、公事根源の政始と云次に、吉書奏といふあり、この吉書の奏も、九日にあるへけれど、よき日をえらひて、大臣參て奏す、諸國のかみ輪始て、不動の倉ひらかんと申すふみなり、政始にあひたる文なり、大臣陣につきて、この文をみる、ぎしきなとありてのち、御殿に奏聞するなりとみへ、名目抄の注に、吉書

奏は正月にも限らず、臨時にもありといふが如くに東鑑三七三十七元暦元年十月六日、新造公文吉所書初也、安藝介中原廣元、爲別當著座、齋院次官中原親能主計允藤原行政、足立右馬允藤内、遠元甲斐四郎大中秋家、藤判官代邦通等爲寄人參上、邦通先書吉書、廣元披覽御前、次相模國中神領佛物等事沙汰之、其後行燒飯、武衛出御千葉介經營、公私有引出物、上分御馬一疋、下各野劍一柄云云九一才文治五年九月廿日、奥州羽州等事吉書始之後、糺勇士等勳功、各被行賞訖、其御下父今日被下之、十一二建久二年正月十五日甲子被行政所吉書始、前々諸家人浴恩譯之時、或被戴御判、或被用奉書、而今令備羽林上將給之間、有沙汰召返彼狀、可被成敗于家御下文旨、被定云とありて、政所別當令案主知家事問注所執事侍所別當所司、公事奉行人、京都守護、鎮西奉行人の交名をしるせり、十六二建久十年己未二月六日に、羽林殿下頼家卿と云ふ去月廿日轉在中將給、同廿六日宣下云、積前征夷將軍源朝臣遺跡宣令彼家人即從等如舊奉行諸國守護者彼狀到着之間、今日有吉書始、清大夫擇申日時云云北條殿兵庫頭廣元朝臣三浦介義澄前大和守光行中宮大夫屬入道善信八田右衛門尉知家、和田左衛門尉義盛、比丘右衛門尉能貞、梶原平三景時、藤原民部丞行光、平民部丞盛時、右京進仲業、文章生宣衡等到着、政所善信草吉書、武藏國海月郡事云云仲業加清書元朝臣持參之羽林於寢殿披覽之給なとみへて、正月のは恒例の吉書始なり、其余月のは臨時にて、公文所新造に依りて、吉書始あるの類ならん、是朝廷の吉書奏をまなびて吉書始と云ること論なきことにて、我善光寺の方言に吉書始と云ふことの殘れるは、中世金堂又は別當所にさる公事のありしかつたはりしならん云々と。

燒飯

燒飯とて毎年正月元日より十四日まで、大勸進、大本願の兩住職にお齒固として、堂童子（堂童子のこととは別項に記せり）よりまゐらす式あり、今も猶此舊儀を絶たず、めてたき事なりかし、岩下翁其遺著三寶記にこの事を詳記せり、曰く「正月十日の朝、金堂なる別當の御裝束所にて、堂童子より別當に御齒固、何くれと奉る、衆徒、老僧、堂奉行相伴にて中衆の老僧取持に出る例なるを、別當香巖法印御代より、本坊に奉るべきよしにて、その式絶たれと、今もその由を前日に本坊に聞へ奉るなり、又同日朝御供所にて堂童子より衆徒中衆に齒固何くれとまゐらす、又元日より十四日まで中衆かはる朝夕のもの凡十人を饗應すべきはかり、調して、堂童子に贈る、堂童子これを本坊、本願上人にまゐらせ、老僧堂奉行役人等に贈る例なり、貞融按に是ら燒飯にて、堂童子燒飯を別當に奉るなどいひけんを、その名をうしなひたるものならん、江家次第一供御藥の條に、陪膳女房調燒飯居臺盤大盛二十杯、飯二十杯、大折櫃交菓子二合給諸司女官並六衛府大破子三十荷小折櫃、交菓子三十合此外稱脇御膳、自御廚子所供御齒固具、又供御藥酒等、以高坏六本、献之有餅鏡用近江火切とみへ、東鑑一四十一才十二月廿日に於新造御亭三浦介義澄、献燒飯とみへたるものにして、二一才治承五年正月一日卯尅前武衛參鶴岡若宮給とありて還御之後千葉介常胤献燒飯とみへ、三七才十月六日御造公文所吉書始也とありて行燒飯とみへ六六才一才四才の巻にもみへ十二一才に正月一日卯尅幕下御參鶴岳宮今日始被行脩正七夜於八幡宮云御神拜以後有燒飯之儀云云全巻にも見へ十六才六才月十三日に今日

北條殿賜椀飯於時長云など其の外あまたみへたるをおもふに椀飯とは儀式の料理の名にて正月こ  
とに儀式の料理を献りなとして椀飯といひけるならん、又我邑の手習師匠の家にて、正月廿五日そ  
の弟子をあつめて、あるじせるをわらばんといふ、是むかしは上中下ながら儀式の料理をしか云へ  
りしと、上さまにははやうその名をうしなひて、下さまにのみその名のこれを見るべし、又和訓  
栞に椀飯は椀飯の音便かといひ、靈異記攻證中<sup>十二</sup>に東鑑椀飯亦椀字也といへるが如くにて椀音完  
説文に以黍和灰而鬻也、一日補椀とあるは、糝訴求切赤黒漆にて、椀はうるしをとくことなり、  
又補字の義なり、周秀禮工記注椀は量名とあるばかりなり、椀飯にてはあるべからず、椀飯を椀飯  
に誤りて音便にはうばんとなりふることしるし、云々と記せり。

やせりま

涅槃會の際涅槃像に捧くる餅を俗間やせうまといふやうせまとは瘦馬の轉訛なるべしとは岩下翁の  
説なり、左に掲げて大方の識者に示す、その精密なる考證の如きは他日稿をあらためて記す時あ  
るべし、即ち全翁の難波硯に曰く「やせうまの事涅槃會に、涅槃像に奉る米粉にて大豆など入て造  
りたる(圖略す)如此の形のものやセウマヤシユウマとやうにいへれど、その義は知らず(わらは  
かたるなきげは、釋迦如來御涅槃のとき、ヤシユウマ女より、かゝるもの奉り)こは涅槃會の供物にかきりたる名にて  
りければ、ヤシユウマとの給ひき、かゝればヤシユウマといへるなりといへり)こは涅槃會の供物にかきりたる名にて  
平常しかいふにはあらず、このわたり禪院などにては供物の外にも、あまた調しおきて、參詣せる  
わらはには、必そをあたふるを、はらはたちはこれをヤセウマを曳といへり、按用捨箱産蓮華上

我衣看板條に我衣の筆記に古來饅頭うる見世の縁先に木馬を出したり、アラウマしといふ心を表  
したり、元祿の頃にやみたりとみえ、又河内國石川郡街道上の太子への追分角屋といふ餅屋此木  
馬は殊に古雅也、主人に故を問しかば、我家の餅は足がつようてうまににより、昔より此看板を出  
し來たりしと答ぬなとみえ、又古老の語に木馬は眞粉馬の看板也、昔は眞粉馬の鳥一對の物なり  
しが、今飴の鳥はありて、眞粉馬は絶たり、此説により再案るに、毛吹草原板正保二年刻しんこ馬も、  
今やひくらん望月夜弘永などみえ、又古くより白糸餅といふあり、細くねぢりたる物にて、馬の形  
にはあられされど異名を瘦馬といへり、是もしんこ馬に對しての名なるべし、花紋日印本言石白糸餅  
に揚枝のむさや峠茶屋<sup>ナ園</sup>如<sup>ナ園</sup>此かなと附たり、又信州小縣郡の今の風俗を記し候冊子に涅槃會の  
日寺々にて、しんこ餅の細き物を作り、參詣の人にあたふるをやせうまといふ事ありなど  
もみえて、木馬の看板もしんこ馬やせ馬といへるも、うましといへることを馬ととりなして、つひ  
にはひくなともいへるにて、饅頭しんこの別もなく、形にもかゝはらで、いひけんとおもはるゝ也、  
かゝればこのヤセウマも瘦馬にてもあらんか猶尋ねへし、云々と。

祇園會

毎年六月十三日十四日の兩日を以て祇園會を執行し、市中の賑はしさいはん方なし、天保年時に於  
ける祇園會の狀況は三寶記に詳述せり、即ち「六月十三日十四日、これを祇園會といふ、十三日  
西の大將舞といふことあり、その行列にうちつゞきて、町々その町のしるしを先に立て、あるは

わらはのはりこの馬に乗たるあまた、あるは屋臺、或は笠鉢等あり、またその屋臺笠鉢にしたがひて、あるは肩衣小袴きたる、あるは羽織きたる、あるはわらはの桔梗笠かぶりて、御乳母日傘さしかけさせたるあり、又東の大將舞と云ふにうちつゞきて、町々その町しるしさにたてたるさま、大かた西の如し、又小躍あり、夜に入りて燈籠揃あり、十四日西東の大將舞にうちつゞきたるさま、十三日の如くにて、又小躍あり、夜に入て大躍あり、或人云、十三日は善光主の月忌なれば、其夜燈籠を獻納するなり、十四日は天王祭なれば、その夜大躍を奉るなり、又云西の大將の行列は當時善光主甲斐國司にて参内の趣なり、手杵と三日月との鎗は、そのときこの物也、東の大將舞は後世に善光主参内と云ふことにてものせるなり、是秘説なり、かれば西東ともに行列の鎗一すぢなりともみだりに損益すべきにあらずと云へり、貞融按十三日を善光主の月忌とし、十四日を天王祭といへる説はさもあるべくぞおもはる、又西の大將の行列をそのかみ善光主参内の行列にて手杵の鎗三日月の鎗をそのときのものなりとの説は時世をわきまへぬあやまち也、そのかみかゝる行列、かゝる鎗などあるべきものは、西東の行列ともに後世そのかみ二人の主の参内によそへてものせるなりそはいつのころよりといふことはしられねど、すべての事とかくに古をうしなふなれば鎗一すぢにても損益せずあらまほし云々と、尙手杵の鎗三日月の鎗につきて下の如く記せり『今西の大將の手杵の鎗は中衆淨圓坊のものなり、三日月の鎗は白蓮坊のものなり、淨圓坊、白蓮坊にて本寺の事仰くれともまじころ、二人の坊より大將をも出せるなりと、或人云へり、東の大將の水車の鎗手杵の鎗もそのゆゑよしあるにや、おもふに手杵は麻績の臼よりおもひよりたるなるべし』云々と。

六月 秣

六月の秣のことにて、この夜本堂にて百萬遍(このこと後に記す)脩法あり、また参詣の諸人本堂内等に通夜せり、三寶記に『六月秣六月晦日の夜于蘭盆といひて、妻戸の太鼓雲版の聲かまひすしく、参詣の諸人禮堂のわたりにて、百万遍の珠数をくりつゝ大聲をあげて念佛をとなく、金堂の内にも山門、經藏、鐘樓のわたりかけて、通夜といひて、こゝにこまれる人おびたし、これを茶の子道者といふ、茶の子を携へて通夜せる信者と云ふことなり、茶の子はむかしの獸の焼のたぐひにて、今焼餅といふものなり、金堂にこまれる人必旅籠屋の切手あり、切手なくてこまれるはこの夜と七月六日の夜のみなり、蘭溪舊事記云、于蘭盆といひつたへしは誤也、この夜の念佛を貴念佛、そのはしめさたかならず、古翁のいひつたへには、こは六月の秣に佛名を唱へて災障をはらふ也といへり、貞融按百萬遍の念佛といふことは榮花物語玉のかざりの巻にみえ、通夜といふことは東鑑十五十四十一の巻等に見えて、又ほしの秣も例あることにて、續詞花集廿二に内裏御屏風にかみかふりしたるほうしのはらへしたる所、大中臣能宣朝臣、物しらぬをはりほうしのはらへをば、かしらつゝめるかみのみやきく、とみえて蘭溪の于蘭盆といへるは誤なりとて、古傳の六月秣とあるにしたかはれしはめてたし、今またおのれそのはじめをいはんに、こはそのはじめと歲神堂といへる建御名方富命、彦神別神社の水無月秣にて後に金堂に貴念佛申て秣せることにはなりにたるならん、そはとまれ六月秣の説はうごくまじき也云々』と、通夜のことには、善光寺繁昌記に

記されたれど、文あまりに紊りがましければ引用せず。

百萬遍

百萬遍とは六月晦日の夜、即ち于蘭盆の時、妻戸の太鼓、雪板の聲かまびすしく參詣の諸人禮堂のわたりにて百萬遍の珠數をくりつゝ、大聲をあげて念佛を稱ふることにて、善光寺にては、この夜の念佛を貴念佛といへ、群多の老若男女が「ナムマイダンボ」と夢中になりて大なる珠數を兩手にて次ぎへ／＼とくりつゝあるは、他の側よりこれを觀れば、寧ろ滑稽に近けれど、熱心に彌陀如來に後生を托し祈る様、またあはれに感せらる、この夜はまた通夜といひて、金堂の内、または山門、經藏の邊りに、多くの信者の籠れるを見るべし、これ即ち古來より「茶の子道者」と稱ふるものにて、當時は古昔とは異りて、やゝ其人數も減じたれど、以前はこれ等の堂内、爲めに立錫の地なき程なりしと、因に云、茶の子道者とは、茶の子を誓て通夜せる信者をいふことにて、茶の子とは昔時は麩の焼きたるものなるが、今は變じて普通の餅を焼きたるを用うとぞ。

大躍と小躍及び歌擧

今より百二三十年前頃迄は、毎年陰曆六月十四日大躍と稱し、近傍の里人黒き木綿の衣を着け笛、太鼓、小鼓にて賑はしく金堂に集り歌擧をなして躍り狂ひし事三寶記に記したり、小躍とは、大躍に對してなる可し、即ち三寶記に「大躍とてさと人黒き木綿の衣きてもものしたかさなと 源澤又市

(後町村の人にて曉山先生)かたれりと水科泰令いへり、かゝれば百歳のあなたまては、ありしならん、今はたへて名のみそのこれる、されとこは小躍のたくひにはあらずとみへて、まつ十日の夜うちならしあり、つかさ人その家につき内見あり、さて十四日の夜これを奉る、歌擧有り笛吹太鼓打小鼓あり、太鼓は太鼓持ありてうたすなり、まつ笛吹き鼓うちつゝ、金堂にいたりて歌擧有、それより式の如くめぐりて例の處にて又歌擧あり、歌うたふ人いづれも杖つきつゝありきて、金堂なとうたふへき所にいたれば、その杖によりてうたふ、そのうた今は八首なり。

うたあげ八首

- この君のくすなほなる世に住よしの、松かせもしつかなる御世にあふそうれしき、この御代にあふそうれしき、
- 高砂のく、松にたごひて歌人の、歌のころはあゝとも君のためには幾千代千代もわがわかやまのまつ、
- けんの袴にかのこ帯く、御名をはえ申まし、しやんとさせらをたまらせん、さてはこなたは小鼓か、しめつゆるめつ音のよさよ、
- 空も長閑に久かたのく、あまの羽衣まれにきて、うちかたれ、かたるよの手枕に、いつまでもく、鳥もなくなよ、鐘もあところかぬ此御代に、
- ねてもねあかぬ夏のように、く、たまさかに来ておいてのう、どの子よ、夜明のかねかはやなる



との、  
○君と我とは高砂の松よく、いろもかわらぬかねのをともたへず、心くらべよ我々か中よ、誰かさはるよさりとては、千歳ふる御代に松にとがとやおもしろや、

○我は源氏の小車かく、くるりく、くるくくとめぐりきて、つもることのはは、ゆふかほの花の、夜すがら、かゝるとおもへば、おもふにかひなきはや横雲がひきわくる、それにく夏の夜や、アオ、いふもわかれのものうさよ、

○茶屋の御方さまには、うのめにはほふた、く、いつもめせくノ小袖、

あやめわたし

京加茂の社司より、朝へ葵を奉りし故事にならひしか、毎年舊五月四日、堂童子なるもの菖蒲を金堂に捧げ、大勸進と大本願兩所に持参してこれを飾るを例とせり、世にこれをあやめわたしといふ、まことに風雅なる式ならずや。

燈籠揃

陰の六月十三日の夜、町内はいふに及はず近傍の村里より燈籠を奉る、これを燈籠揃と稱し、中々に美しく、これを見んがために参拜の人多し。

御乳母日傘に桔梗笠

御乳母日傘に桔梗笠として弘化年度頃までは、町家の五六才の童種々様々の造花したる花笠を冠りて御乳母の肩に乗り、一人の男子丹青もて唐草などを繪きたる、または家紋或は風鈴をつけたる日傘をさしかけ、屋台の後に従へゆき、其様中々優美なりしが今はかゝること絶えたり、まことに惜しき極みなり。

七夕の人形飾

七月七日七夕の夕、長野市にては、もと店頭に入形を飾り、衆人の眼を曳き繁昌のたよりとせし由三寶記に記せり、即ち「七夕の見せ棚に入形かざりし事、善光寺の町にて七月六日七日たなばたといひて、世の中に五月五日具足人形とてものする如き人形を、三月三日の雛の如くに、もてはやすことは、いかなるゆゑよしならんとおもひしに、大中大徳之柳莊のいはれしは、今の御堂建ける時、地形かためとて、千本つきといふことを、七月のはしめのころせし時、町にも觸しめして、人形かざらせ侍るといはれき、また今六月晦日の夜と、この六日の夜は宿屋の切手なしに人のこもれるなり、これもその頃の例にやといへり、或家記に云元祿十三庚寅年七月廿一日、善光寺下堀小路より出火、南風烈敷如來堂焼失、此節如來西方寺え安置奉る中略、寶永三戌年四月十六日柱建、同四亥年七月朔日上棟、同四丁亥年七月十二日成就、同八月十四日安鎮、同八月十五日供養諸國よ

り參詣、言語に不及、善光寺町内者不及申、近在迄止宿し、多くは堂庭へ泊り候者夥し前代未聞之群集にて有之しかや、本尊借寺西方寺は他宗にて末寺にても無之故、入佛を急ぎ新御堂屋根斗にて入佛也、とみえたり、これにて寶永中地形かため頃、參詣の人の多からん料に、町々の見せ棚に人形かさらせたること明らかし、さるを今はおくまりたる所に人形をすゑて、瓜西瓜やうのものそなへなすとすなるは、本意をうしなへる也、云々と、今はこのこと絶えて無し。

風祭

風祭として村落にては毎年二百十日の日、まへはその前日に村中の考弱男女一堂に會し種々の珍味佳肴を造り酒うち飲むて大鼓鐘など叩き、やがて鎮守に集りて風神を祭る舊習あり、本寺にももとはこの式ありしと見え三寶記にこの事を記せり「立春より二百十日にあたる日を、曆に二百十日とあるは民業に用ある事なるべし、此里わたりにて二百十日をトウセンバウと云義未詳、それよりまへに町々をはしめ、近きわたりの村々よりも人あまた名主村長を先だて、高帳てらし鐘うちならしつゝ、金堂にまいりて、しばらく念佛をとなふ、これを風祭といふ、この信濃國はいにしへより風あらし國にやありけん、諏方の健御名方富神社には風祝といふことあり、かゝればこの風祭もしめは兼神なる健御名方富命彦神別神社のならんを、よろつのこと佛さまになりゆくよのならひにて、つひに金堂に念佛をとなふることにはなりたるならん、風祭と云ふ名は、舊本今昔物語十九參河守大江定基出家語第二にみへたり」云々と、今はかゝること打絶えたり。

十夜佛

十月五日より十四日の間俗に十夜と稱し、別時念佛を修行し十夜佛の開帳あり、三寶記に下の如く記す「十月五日より十四日、これを十夜といふ十夜佛の開帳あり、十夜佛といふは阿彌陀の金像たけ八寸二分といふ縁なり、その御まへにて別時念佛あり、此十夜の別時念佛は眞正極樂寺如堂の本尊慈覺大師の靈驗にましましたる、後花園院御宇永享年中伊勢守平朝臣貞經の子兵庫頭眞國法名を眞蓮といふ人三日三夜に續て七日七夜の念佛す、告夢にこゝろたにたてしちかひにかなひなばよのいとなみはともかくにもかくにもなど十夜縁起にみへたりその後後土御門院の明應四年の春觀譽上人鎌倉光明寺にて修行ありしとぞ又すべて別時といふことは經釋の教によりて、諸宗にあり、小經の一日七日鼓音聲經の十日十夜等の義なり、要集中卷の別時法の中に委くこれを勸めたり、わか十夜の別時念佛はいつのころよりのことならんか猶たづぬべし」云々とあり。

貴念佛

十二月七日より十三日まで妻戸にて貴念佛の修行あり、このことまた三寶記に記るされたり曰く「十二月七日より十三日まで、妻戸にて別時念佛修行あり、妻戸にてはこれを開山忌といひて衆徒のふるき花にも妻戸にては善光の月忌のよし申すとあるよしなり、又此念佛を妻戸にては貴念佛といひ、世俗これをとをく念佛とあやまりて小見口すさひに、善光寺のとをく念佛とさ申せば、

必々かなほとけになるともなる」と十九日息絶すしてくりかへしいへば、佛になると口すさひに物するなり、此口すさひは名高きことにて、あたし所にてもしれる人多し、六月晦日の夜をも貴念佛といふよし也、それもこれも貴念佛なるへけれど、貴念佛といへば此十二月の別時なりと人おもへり云々と。善光寺道名所圖會に同く七日より十三日迄晝夜別事念佛施行妻戸ばかりにて勤行是をトウ／＼念佛といふ、本田善光命日十二月十三日ゆへなりとある是なり。

事納めと事の餅

十二月八日を事納めといへ、全日餅を搗きて祝す、これを事の餅といふ、即ち難波硯に二月八日を事初といふ事はこの里にてはいはず、十二月八日をば事納めといひて、事の餅とて餅を搗ていはふ也、もしまかせざれば、事の神のとかめありといへり、これこの里の傳説なり、用捨箱上十二節供といふは、此日必神に物を借する設となすにより、志かいふよしなれば、節供といひて、食物の事とせば、理なきにもあるまじけれど、女童はたゞ式日の事とおもひ節とのみいへば、却て正月式日の食物の事と思ひあやまれり、お事といふも、彼お節といふに齊しく食物の事にて、是は僧家より起り、在家に移りしかと思はるゝ事あり、無住雜談集三卷に、昔は寺々只一食にて、朝食一度しけり、次第に器量弱くして、非時と名づけて日中に食し、後には山も奈良も三度食す、夕べのをは事と山にはいへり、未申の時ばかりに非時して、法師原坂本へ下りぬれば、夕方寄會て事と名づけて我々世事して食すといへりと云事を戴たり、按に十二月八日の短き頃にて、年の暮は事せは

しくなる故に八日限り、二食となるが當時の僧家の風俗にして、事納めとなへ、二月は日も漸長くなれば、八日より三度食する故に事始といひしにはあらずや二月八日は周正に依れば釋迦佛生日也十二月を用ひ此日調する汁をお事煮といふ、芋午房人參やうの物に粒赤小豆をいゝ、近年はをもて、又案に赤大豆の汁に醬油を和して煎たる豆腐を黄蘗豆腐といふ、お事煮もその類にて、赤大豆にて味をつくるは、僧家の食物なればなるべし、古風を守る家にては、此汁夜食に調して朝は調せず、その原は知らずして、自然に昔風俗の残りしにやあらん、雜談集に山といへるは、叡山の事也、彼所に事始事納の久しく傳はりてありしが、故ありて寶永中より江戸の在家へ移りしなるべし、以上用此説しかるべし、本山も公家なれば、その風俗在家にうつりて、事の餅といふをつき、はては事の神とさへいふ事にもなりたるならん、云々とあり、大勸進、大本願ともに今尚ほこの舊式を守れりとぞ。

お餅搗

十二月廿一日中衆皆堂童子の坊に集り、如來への供餅を覆面して衣にたすきをかけこれを搗く、つき終はればいはひとて大根などにて種々の形をつくり笑ひ興ぜり。

お煤拂

金堂のお煤拂は十二月二十八日堂奉行、堂童子煤拂の式を修し堂内の煤拂を爲す。

お松はやし

十二月十日お松はやしといひて門松を採り、全時に勝軍木をとりて金剛杖を作るといふ。

お松 飴

十二月二十九日金堂をはじめ諸所に松かざりをなすを例とす。

お 歳 越

お歳越とは如来のお歳越をいふにて、良性院大僧都彦坂海亮師、高橋海治、宮下銀兵衛兩翁の直話を参酌して記さんに、まづ十二月二の申(三つあれば中の申)の夜丑の刻より本堂に於て執行するものにして、この夜は午後六時より舊例により時鐘を報ぜずとか、さてその夜は堂童子堂の四方に七五三を張り四門に種々の供物を納む、供物は生餅、汁、人參、菟布、生の大根を輪切にせしもの及び葉つけ等にて、「一花開ければ天下みな春なれや萬代のなほ安全ぞめでたき」といふを三度誦ふとぞ、この事三寶記及び善光寺道名所圖會にあり、三寶記に「歳神堂といふ宮あり、如来御年越の宮也といひつたへて、十二月中の申の日の夜丑の刻ばかり御歳越といふことあり、貞融按健御名方富命彦別神社の祈年祭を年越とあやまりて、つひに年越といふことにはなれるなり、これは貞融かはしめて考出たるなり、かくのみいはゞ世人の耳おとろかしにかゝることはいひてたりなども

歳神堂 辨

いふべけれど、麻績白の巻の歳神堂辨を見て思ひさだむべし云々と。因に云、歳神堂の辨とは左の如し

善光寺の御堂の後に歳神堂あり、傳曰佛の御歳越の堂なりといへり、年ごとに十二月申日の夜、その事をとれるを堂童子といふ、これは中衆といふ拾五坊ありて、かはるゝその事をとれるにて、この事とるべきにあれば、去年の御年越といふ日より、精進して、ことしこの事をばとれるなり、衆徒といふ廿一院ありて老僧の次産を堂奉行といふ、別當代としていつ重き司人寺中を警固す、その祭式は秘事にしてるべきならねど、そのさまいともかしこきことはしられぬ、寺中は鐘をうたず、町人は閉戸往かひせず、いみしうつしめり、或曰此堂は八幡宮也、此御年越といふは八幡宮祭なりといへり、貞融按御年越は祈年を年越とおもひあやまり、つひに年越とよみあやまれるにて、祈年祭なるべし、祈年祭は貞觀儀式卷第一に、祈年祭式みえ、令に仲春祈年祭、義解に欲令歳災不作時令即以神祇官祭之故云祈年とみへて、年とは五穀の中に専ら稻をいふ、初春に種子を水に浸より冬をさむるまで、一年をふるゆる也、年こひとは、その年をこひのむ祭にて、公事根元には、天武天皇四年にはしまるとみへ、賀茂翁は 崇神天皇の御世にはしまれりといはれたり、寛平五年の格に、二月祈年、六月十二月月次、十一月神嘗祭者國家之大事也、欲令歳災不起時令順度預此祭神京畿外國大小

通計五百五十八社とあり、延喜のころに至りては數まさりて四時祭式の祈年を中祀とも、二月四日ともみへて、二月祭、祈年祭神三千一百三十二座、神祇官祭神七百三十七座云云。國司祭、祈年神二千三十九十五座、大一百八十八座(東海道廿二座東山道廿八座北陸道十三座山陰道廿六座山陽道十二座南海道十九座西海道廿八座)座別絲三兩、綿三兩小二千二百七座(東海道六百八十座東山道三百四十座北陸道三百廿八座山陰道廿六座山陽道廿四座南海道廿四座西海道六十九座)座別絲二兩綿二兩右國司長官以下准例散齋三日致齋一日共會祭之(祭日并班幣儀)其幣皆用正稅といへり、又からふみには毛詩(大雅)祈年孔夙方社不莫昊天上帝則不我虞一敬恭明神一宜無悔怒一註方祭四方一社祭土神也とも、月令孟春之月といふ所は是月也、天子乃以元日祈穀于上帝とも、孟冬之月といふ所に、天子乃祈來年於天宗大割注天宗日月星辰也とも、春官籥章氏凡國祈年於田祖歆爾雅擊土鼓以樂田峻注謂田祖姓耕田者謂神農也后稷配食焉ともみへたり、今この祈年祭十二月なれば、二月を用られし令格式にはたがへりなどよびと論じいふべけれど、ことしよりこんとしの年をこひのみまつること、からふみに祈來年といふにはかなひて、よしなきにあらず、且堂奉行別當代としていてらる、堂童子の精進せる所司の警固せる、寺中町人のいみしうつゝしめるは、式に國司長官以下准例散齋三日致齋一日共會祭之とある名殘なるべしとおもへば、うつなき祈年祭にてありける、しかはあれど其まつれる神は式の祈年祭祀詞に御年皇神とみへて、神名帳に高市郡御歲神社同郡大歲神社とみへ、古事記に須佐男命大市比賣を娶て生大年神次宇迦之御魂神とある、穀の神歟、又神名帳に諏方郡南方刀美神社二座神とあるは、諏方の神社にて水内郡健御名方富神彦神別神社一座神とあるは、其地さだかならねど、書記の 持統天皇の

御卷に、五月八日己亥朔辛酉遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神とあるをはじめにて、續後記に承和九年五月奉授信濃國諏方郡無位勳八等御名方刀美神從五位下とあるは上の諏方の御神也、同年十月奉授信濃國無位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下とあるは水内の御神と下諏方の御神なり、文德三代の實錄にもみな位を進めたまふとのおなじくみへて、貞觀九年三月十一日上諏方の御神は從一位、水内御神と下諏方の御神とは正二位にすゝみたまふことさへ同じくみへたる、水内の御神が、この二柱の御神のうちなるべし、この水内の御神は、本居荒木田二翁たちの戸隠の神ならんといはれたるにしがひて、おのれも何くれと、かうかへてしかさだめたりしことありしかと、よしなし、かゝる祈年祭のある御神ぞ、その御神ならんか、その御神ならんには、國司祭、祈年神の大一百八十八座の東山道廿八座のうちの御神の祈年祭にぞありける、またある人の八幡宮へといへるも、中頃さいへりしこともありならん(信玄八幡諏方を信仰せしみな入いへり)今も御堂の前なる小石橋を駒回の橋といへり、八幡宮のまへには石の反橋かけて駒回といふ世のならひなり、又六月稜あり、風祭あり、かゝれば御年神にはあらで健御名方富神彦神別神社にこそおはするならめ、この神社のおはする地に善光東人の御神をうつしまつりしより、よろづ神さまになりゆきて、かしこけれど、神の御名をもうしなひ奉りて、佛の御年越堂ともあるを八幡宮へともあやまりつたへしにぞあらんかし。

諏方大明神繪詞第三、當社別宮事と云條に、抑本國水内郡善光寺別社の事日本記第卅には、持統天皇遣勅使祭諏方水内神等と見へたり、又延喜神祇式には、諏方郡南方刀美神社二座、水内郡建御名方富命彦神別神社といへり、當社の分坐猶なし、

是則當郡善光寺郭内の當社なり、毎夜寅時大明神御入堂ありて、内陣の扉を開て、諸人三業しつめて法施祈念す、暫ありて、木の扉を閉り、開けて御出の勢あり、嚴重不思議の事なり、凡我大明神佛法にまします諸社に超えし給へり、勝間開成皇子般若書寫の昔は白鷺池の波を掬して視水を堪へ、慈覺大師如法寫經の時は、鷲峯の風をたひて守護をいたす、佛生佛滅の令節には、瓊漿蓮露の禮寔を止めて、梵唄歌讚の法會を脩し、七月八月の齊日には孟蘭孝養の誠心を表し、殺生慈悲本懷を顯す、是によつて彌陀三尊の靈像を敬て、毎夜の影向をたれ給ふ、神慮殊に甚深なり、當寺は繼體天皇の御宇善記四年本尊阿彌陀を三尊百濟國より波に浮て日本攝津國難波津に來着し給ふ、賈賤ゆゑをしらず、其後卅七年をへて、欽明天皇十三年佛法傳來す、此時初て佛像をさるれば、當寺本尊は本朝佛法の最初也、靈佛靈神寺社を一所に並へて、現世當來の求願を二世にして給ふ當州の規模他國に卓傑せる物をや」とみえたり、

また善光寺道名所圖會には「同十二月二の申の日夜に入り、御年宮に於て、如來御年越の規式（御年男淨衣を着す、丑の刻なり）秘事なるに依て其行ひ知りがたし、但供物は一尺角の折敷に小片木三枚を入れ、一枚に餅二つ、御飯、白豆煎、おこうこ等四品づゝ盛て供ふ、四門へも一膳宛供ふるなり、今日駒が岳（本堂より一里餘良の山なり）駒弓の宮より神主木馬を持參するなり、是を御駒迎ひといふ、今日暮六時限定念佛も時の鐘も停止、山内人拂なり、此式寅の刻に畢て勤の鉦鳴を相圖に諸事解になるなり、云々と、この翌朝

おからこ

といへ、町家にも由緒あるものへは、お供を配り、また軒別いとも小さなお供を紙につゝみて配るの慣例なりしが維新後中絶せり、まことに惜しむべき事なりかし、信徒の喜捨によりて再興するも妙ならずや。

鬼拂と金剛杖

脩正會開關の後、衆僧金剛杖をもちて戒壇に入りて行ふを鬼拂といふとぞ、左に難波硯によりて、この鬼拂と、金剛杖のことを明らむべし、著者は例の岩下貞融翁なり。

鬼拂の事

舊事記に脩正會の法事を古より今にいたる迄鬼拂と申傳ふるよしいへるは、ふるくよりいひつたへしことなるべし、貞融按に、脩正會は續經の法事なり、鬼拂は脩正開關の法事の後、衆僧金剛杖をもちて戒壇に入ての行事をいへるならん、脩正を鬼拂といひては、いさゝか事だがへり、東鑑十九九神宮寺脩正經三箇月今日結願鬼走」と見へ、和訓栞四十一部於にはしり鬼走の義なり、諸社諸寺脩正脩二月の法を行ふ、牛王加持の時鬼を逐ふの行事なり、太宰府の觀音寺の事は、親書に出で、今なほ豊後國峨嵋文珠仙寺足引山兩子寺長窟山天龍寺などに、正月七日の夜鬼會あり、鬼姥鬼災拂鬼等の名申せまでも、築紫の諸神社に鬼平の祭と稱し、合府の男女集會し、鬼を追ひしとなん、尾張大國玉の社のなほひ、伊勢阿濃津の脩二月のおにさへも同じ」とみへて、その鬼はしり、鬼おさへは、我寺の鬼拂と同じことにて、追儼をまなびたるものなり、儼はもと疫鬼を逐の名なり、類聚國史七十四の文武天皇慶雲三年十二月に是年天下諸國疫疾百姓多死始作土手大儼とあるやはしめならん、まかれれば十二月の公事にはなれるなり、まかはあれど、禮記月令に季春之月云命國難九門

磔攘以畢春氣一とも、仲秋之月云天子乃難以達秋氣一とも季冬之月云命有司大難旁磔出一土手一以送寒氣一とも禮記大全六ノ冊一オワ見るべし一みへて、季冬之月のみには非ず、かゝれば我寺の鬼拂諸社などの鬼はしり、鬼おさへなども脩正脩二などの時、ことに疫鬼を驅逐せる状をなして、あるは正月あるは二月にもよせるなともよしあることなるべし、又そはみな公事の十二月のおにやらひに起本せるをも見るべし、かくておもふに、我等の鬼はらひは、そのはじめは、鬼やらひと云ひけんを、後に鬼はらひと云ひかめしにはあらじか、前編成田山名所圖會追難の項を参照ありたし

金剛杖の事

我寺脩正會の金剛杖といへるものは、福田纂要などにいへるとはその義異なり、是上古の餘風にて卯杖なるべしと云、舊事記の説なり、卯杖のことは江家次第、公事根源等の書にくはし、持統天皇三年正月卯日大學寮献卯杖仁壽二年正月己卯諸衛献卯杖逐精魅也又漢官儀正月卯日以桃枝作杖壓惡鬼とありて、和漢の舊儀なり、脩正會の法事を鬼拂ともいひつたへたるころにて、金剛杖は卯杖なること、舊事記の説のごとくならん、又桃梅松柳などを用ひずして、今我寺にて勝軍木を生ふることを、舊事記には取違なるべしといはれたれど、貞融按書記廿一崇峻天皇紀に用明天皇二年厩戸皇子守屋大連と戦給へる處に、皇子云割取白膠木疾作四天皇像置於頂髮而發擔言白膠木此我勝敵必當奉爲護世四王起立寺塔とみへて勝敵も鬼拂もおなしこゝろにてあれば、勝軍木を用ふることは、此の故事に准據せるものならん、又この杖を七種以後は、牛王杖となふることは、

所謂御印文をはさみてより、まかとなふるなん、又別當のおまへ等に奉るを六手結といひつたへしよしなり、舊事記に今の六手結も御印文をさしはさみ、二本ひきよせて、引くるによりて名づけたるか、ひとまこと通言なればなりといはれたるが如くにて、真手結にてまとはものふたつある儀、萬葉集に左右手とかきて真手とよめることおもふべし、云々と。

大般若轉讀

正五九の月大綱進別當本堂に於て晨朝より大般若轉讀あり、このこと三寶記にも記されたり「大般若轉讀の事 正月十五日金堂にて大般若轉讀あり、是は通俗の正五九月の祈禱なるへし、唐書高祖本紀武德二年 詔 自今正月五月九月不行死刑一禁屠殺」とみえて、唐家の例こゝにうつり來て、風俗をなせるなり、江戸人山崎美成著三養雜記に正五九月は三齋月、三長月、または一切諸佛神通月、三神變月などいひて專佛事をなすへき月也、優婆塞戒經一字頂輪王經に出たり、法苑珠林に提渭經を引て具に明せり、釋氏要説に智論を引けとも、論中に文なし、唐の高祖佛教を信じ給ふ故に、武德二年詔自今正月五月九月不行死刑禁屠殺と唐書に出たり、この餘風宋の時なほのこりて正五九月に葷を食することを禁するよし雲麓漫抄にみえたりと云り云々と。

彼岸會

春秋彼岸の日本堂に於て執行す、三寶記に下の如く記す「彼岸會二季の彼岸中日金堂にて一品經讀

誦あり、彼岸は二月は春分より三日下の日より七日、八月は秋分より三日下の日より七日これを彼岸と云、丁日より晝夜の時にし、故に時正となづく、拾芥抄五に八月王堯會時修到彼岸齋會法一是吉祥時云、又云淨此時修功德者所願成就といへり、この事は佛説到彼岸功德經に出といふ、或は偽書先代舊事禮綱本紀を引て聖德太子よりの事也といへるはわろし、云々」と、其他彼岸會につき考證を試みんと欲せば容易きことなれどわざとらしければ省く、簡畧なることは喜多村信節の嬉遊笑覽及び社會事彙を見給ふべし。

花市

秋風そよ／＼袂を拂ひ、浴衣姿の何んとなふ裡淋びしく物のあはれは秋こそまされと誰がすすみけん、千草のもとに嚙く虫の音さては葉末に結べる白露、世はこれよりますます静寂の感を抱かるゝに、こゝ善光寺如来堂の前面、あるは御堂の傍らには、花市とて、七月十二日夜より十三日の朝にかけて桔梗、女郎花、みそ萩あるは蓮の葉、真菰、蠟燭、ぼんぼり、その他盃盃會に用うべきさ／＼をひさ／＼かたみ子や母が來るとて手をた／＼一茶の句などおもひ出てられ、あはれにも亦やさしさものなり。

四十八度詣

本寺にもと、四十八度詣といふことあり、こは俊乗坊重源上人といふ人仁安年中本寺に參詣の時

四十八度往返せしより始まりしとぞ、今はこの舊儀も絶えたりとか。

裸參と百人參

東鑑卷の九に「今日於鎌倉御台所以御所中女房數輩有鶴岡百度詣、是奥州追罰御祈精也」とあり、これ等のことより起りしか、本寺には中古より百人參りと云ふものありて、月日にかはらず病大事に及びし時、近傍のもの數多こぞりて本堂に參詣し病氣平癒を祈るを常とす、正月六日の夜より十四日の夜迄裸參りとして、三門より金堂の向拜まで、男子は赤裸にて腰に七五三繩を張り、女子は寒中單衣きて百回往返す、十四日の夜は殊に參詣の者夥しと、即ち今の百度詣の如きものなり、是等は前の四十八度詣の餘風なるべし。

その他諸行事を一擲して記さんに、△御會式 三月十五日十月十五日これを兩度の御會式といひて金堂に法華三昧修行あり如來こゝに御遷座の會式也と或人いへり貞融曰十月十五日は欽明天皇十三年十月十三日我佛本朝に渡り給ひる日にて其十五日なればあづから會式といふこともおこれるならん三月十五日の會式は未詳按これも脩三月會脩十月會ならんか脩正會の條併考ふべし、△佛生會 四月八日釋迦堂にて灌佛會あり、△山王講 四月の中申に本坊《大勸進》にて衆徒總出三問一答あり、△堂童子素絹の袖を配合せる事 同日堂童子その着せる素絹の左右の袖をはなちて一幅を本坊に奉る一幅を二寸四方に切て牛王杖に挟み本願上人及三寺中に配る、△涅槃會 二月十五日釋迦堂涅槃會あり此像すなはち天延のころ越後巨多ヶ濱より出現せる所なり、



△重陽 永祿四年九月九日十日は川中島の血戦よりの餘風にやこのあたりの人この節供をは節供ともおもはてあるなり、△慈眼講 十月二日慈眼講なり三問一答あり、△御松はやし 十月十日御松はやしといひて門松をとるなり此の日勝軍木をとりて金剛杖をつくるといふ、△御會式 十月十五日執行、三月十五日の如し、△天台會 十一月二十四日大勸進にて三問一答あり、

(以上難波硯参考)

尚善光寺道名所圖會に掲げられたる「年中行事を」轉載して參考に資す。

○年中行事△正月朔日卯の刻朝拜といふ規式なり、大勸進の名代を始め、三寺中惣出仕是を客と稱して勸盃の式あり、口前に大根の鹽もみ、菜の鹽漬二折なり、古來より定まる諸ありて大勸進の名代、諸はしむ其のち同音なり、其文句「百花開ければ天下皆春なれや、萬代のなほ安全ぞ目出たき」是を三度返して誦ふ、堂中の座配等全く善光宅の古例か、御年男は亭主の振にて各退出の時送り出る、△同七日、寅の刻惣出仕にて開帳(油火の燈明)次に修正會、別當御印文の加持あり、其後小工頭(代々甚右衛門といふ通稱也)是は武田信玄より御免の由にて、如來へ御酒を供ふ其御したを御年男と甚右衛門と盃事なり、△二季の彼岸曼供會(初中後)三月十五日會式あり、△六月祇園會(三十三四兩日祭なり、山車幡燈夥しく、踊狂言など美をつくせり、諸國の參詣人も足を止めて、群參し、販あひ大かたならず)△同晦日盂蘭盆會、太鼓雲版を打て、大念佛なり、△七月十四日施餓鬼(納骨堂に於て執行)△十月五日より十四日迄十夜念佛(黄金の阿彌陀佛一鉢開帳十夜佛といふ、此御厨子の鍵大勸進、大本願隔月預りなり、△同十五日如來

正覺の日にて會式あり、△十二月朔日より御年男清火本堂に參籠△同日七五三繩張中衆殘らず御年男の坊に參會して、祝儀あり、赤飯を惣寺中へ配る△同七日より十三日迄晝夜別事念佛施行、妻戸許りにて勤行是をトウ／＼念佛といふ(本田善光の命日十二月十三日ゆへなり)△同九日御年男より濁酒の御酒御堂へ献備△同日松ばやしの祝儀あり、大門町の傳馬役として百姓十人、門飾りの松并餅搗の薪牛王杖等を御年男の坊へ納る、△同廿一日女人禁制にて御餅搗鏡五飾りを取る、御年男の内にしめを張り置き、除夜に至り御堂へかざり、正月八日に下る、△十二月二日の申の日夜に入御年宮に於て如來御年越の規式(御年男淨衣を着す丑の刻なり)秘事なるに依てその行ひ知り難し、但備物は一尺角の折敷に小片木三枚を入れ一枚餅二つ御飯、白豆煎、おからこ等四品の盛りて供ふ、四門へも一膳づゝ供ふるなり、今日駒ヶ岳(本堂より一里餘、良の山なり、駒弓の宮より神主木馬を持參するなり、お駒迎といふ、今日暮六時限定念佛も時の鐘も停止、山内人拂なり、此式寅の刻に畢りて勤の鐘鳴るを相圖に諸事解る成るなり△全二十八日御堂媒納、御年男奉行兩人にて執行ふ、箆は竹に葉を結び松と注連を付る、濟んで後帯を別當所へ贈る、除夜より、正月十五日迄御年男(堂童子といふ)淨衣(神衣共いふ)着用御堂に詰切、同十六日に退出△除夜子の刻別當所の名代并に三寺中惣出仕開帳法會あり、依之元朝には開帳なし、御供銘々へ配當あり(は見前)△除夜より正月十五日迄御堂其外の諸鍵とも堂童子の預にて諸事一人のはからひなり△門飾の松竹は、御年男の門はかり正月晦日迄其儘筋置、二月朔日お駒送りとして、木馬を駒ヶ岳迄送りゆく時、御年男の門松竹も駒弓の神前にて焚捨て祭禮あり、堂童

子の勤是迄なり。

四門勅額

善光寺に四門四號の勅額とて、今尙金堂(如來堂)の四方に掲げらる、即ち

- 東 光明遍照門 定額山 善光寺
- 南 十方世界門 南命山 無量壽寺
- 西 念佛衆生門 不捨山 淨土寺
- 北 攝取不捨門 北空山 雲上寺

といふ是にて、麻績白卷にこの事を詳細に記せり、即ち「四門勅額の事 我寺は皇極天皇二年に大檀越二世信濃國司若麻績佐留善佐、その父大檀越始祖甲斐國司善光、と共に勅を奉て創立せられた、孝徳天皇白雉五年大檀越三世若麻績諸身主その祖考と供養落慶せられたるなり、寺は一にして門四あり、門ごとに御額を賜ひて、東門を善光寺と云、南門を無量壽寺と云、西門を淨土寺と云、北門を雲上寺と云、古事記大八洲成出の段に生 伊豫之二名島、此島者、身一而有四面、每面有名故伊豫國謂之愛比賣、讚岐國謂之飯依比古、粟國謂之大宜都比賣、十左國謂之建依別」とみへ生築紫島此島亦身一而有四面、每面有名故故築紫國謂之自日別、豐國謂之豐日別、肥國謂之建日向、豐久士比洗別

熊曾國謂之建日別」とみへたるにもかなひて、いとめてたき勅額にそありける、或は東門を定額山、南門を南命山、西門を不捨山、北門を北空山といひ、或は東門を光明遍照門、南門を十方世界門、西を念佛衆生門、北門を攝取不捨門と云など、ものにみへたれと、恐是後世の私題にして御額にはあらぬなるへし、さて御額は善光寺、無量壽寺、淨土寺、雲上寺の四ツと定めて、その御額は 孝徳天皇より所賜が、その時、太上天皇と申し、皇極天皇より所賜歟といふに、皇極天皇の勅願寺のよし古傳説なれば、皇極天皇の御額なるべし、又その皇極天皇の御額は宸筆の額歟勅額歟、宸筆の額と勅額との別は後に云へしといふに、勅額といひつたへたれば、勅額なるべし、又その勅額の書體は飛白歟、正楷かといふに飛白の體は弘法大師よりのことなり、そのかみの體正楷なることいちしるし」と記し又「善光寺といふ勅額」といふだんには「我寶庫に飛白にて善光寺と書たる扁額は勅額にて、弘法大師の書なり、此扁額秘本あり、此事はこゝに、何憶和尚より所賜の物と額傳などいふ書にあらはしたることあり、大方おなし、集古十種扁額部所載は、念休院御代白川侯より松代侯作つたへられければ、これを私額の如くしるしたる縁起もあれど、是また勅額なることは、弘法大師のかゝる寺の額を私に書れんことあるまじきとおもへばぞかし、』といへり、また著者自づから「四門の勅額と善光寺の勅額とにつきておのがおもへる事」と題し意見を述べたり、即ち「上古は勅願の寺にても勅額とてはあらざりしが、ありしも多くはうしなへるならん、四天王寺の四天王護國之寺といふ勅額は、聖武皇帝の御額なり、七大寺の額は魚養の書なるよしなれど、隻字もつたはらぬを見て知るべし、又古寺に三號あり、七號ありなどいふも、その一時に三號七號を賜ひしにはあらぬことを、諸書を見て知るべし、



本寺も上古の御願寺なれど、はやら古傳説はうせて、縁起などにいへることも、大方後世の説にて、信用しがたし、貞融按に四門の勅額とある善光寺、無量壽寺、淨土寺、雲上寺の四號も、一時にしか賜ひしにはあるべからず、その時々その事によりて賜ひしものならん、その四號いづれがふるならん、上古の事なればその四號も勅して賜ひつるのみにて、勅額は賜はらぬか又勅額を賜ひつるを、うしなへりしにか、いつれともさだめがたし、そはとまれ今の京となりてのはじめには、勅額にはあらざりしならん、かくて弘法大師といふ名匠の書法に巧なる人の出られし時にあたりて、嵯峨天皇より善光寺といふ勅額を賜ひつるものなるべし、聖徳太子草創の天王寺にはるか後世の聖武皇帝の勅額あるを併考ふべくなん、さはあれこそおのが臆説にて傳記にも背きたる説なれば具眼の人の定論をまちおもふにこそと、尙「勅額と宸筆の額」につきて下の如く記せり、曰はく「宸筆の額とは、天皇御書の額をいふ、勅額とは勅命を奉てその時善書の人のかける額をいふ、この事後世はすさぢはしきやう也、梅窓筆記下、當時ノ書家ニ御家様ト云フアリ、蹇驢嘶餘云、一世尊寺清水谷ハ能書ノ家也是ヲ、家様ト云也、舊院様ヨリ後圓融院家様ヲアソバシ、改テ勅筆ガクヲイカニモ風流ニアソバシ、出シ諸家ニ學之トアリ、勅筆ト云ハ宸筆ト云フトミエタリ、後世コレヲニヨリテ勅額ト宸筆ノ額ト同事ノヤウニナリタレ、差別アルヘキ也、名物六帖通鑑周紀世宗勅天下寺院非勅額者悉廢之注胡三省曰勅額者勅賜寺額如慈恩安國興唐之類按勅許建寺則賜額謂之勅額非宸筆扁額也トアリ、分明ナリ、記の文とあるにてあさらかなり」とあり又勅額に楷書と飛

白との事につきて説を爲して曰く「南都以上の勅額はいづれも眞書にてありしならん、飛白の體になれしは、今の京となりて後の事也之好古小録上う、魚養ノ書と云處に、七大寺の扁額モ隻字存セズ、按ニ扁額飛白ヲ用ルハ空海ニ始ル、聖武帝、四天王護國之寺額、孝謙帝唐招提寺板題皆正書也、魚養七大寺ノ額モ正書ニテ有シナラム」とみへ、又同書上リ、僧空海書と云處に傳云空海入唐して書法ヲ韓方明ナル人ニ得テ書名ヲ後世ニノコス、本邦ニシテ飛白等ノ書アル海ヲ始トス、東寺七祖畫像の名號及贊辭書訣、嵯峨帝ニ奉ル詩彙與ニ越州度使ノ書ノ類、其眞面目也、最澄ニ寄ル書牘ノ如ハ不用意ニ出ル者ニシテ、自好處ヲシラザルモノ也、故其體傳ル者尠シ、益田池碑文散在すノ如キハ一時ノ戲ニ出ル者也」ともみへたるにてさるとるべし」云々と。

本寺に山號を用うるは理由なしとの説

本寺に山號を用うるは理由なきことなりとの説岩下貞融著三寶記に載したり、参考のため掲げ置く、我寺に定額山、南命山、不捨山、北空山の四號あり、定額とは定はさだむる義、額は題とも顔ともいひて、並ヒタヒとよむ字なり、定に勅の義あるにあらねども、勅にて定むるの義也、額はヒタヒとよむ字なれば、うつりては題額、題目の義也、か、れば定額寺といへば、欽定題額寺院と云ことにて、官寺といひ、後世勅願寺といふ義なり、類聚國史卷の百八十佛道部の諸寺定額寺附出と云處に、以ニ某寺爲ニ定額一とも某寺預ニ定額寺一とも請預於官寺一從之とも改爲ニ官寺一詔許一之とも賜預ニ定額一とも草堂始開爭求額題一とも賜額曰ニ某寺一ともみへたるが如し、又 清和天皇貞觀八年二

月二日戊申以ニ信濃國伊奈郡寂光寺、筑摩郡錦織寺、更級郡安養寺、埴科郡屋代寺、佐久郡妙樂寺、並預ニ之定額一ともみへて、諸國定額寺のあまたなりし推して知るべし、又淺香山井が徒然草諸抄大成の説に説なりといへり昔七十二大寺へ額ヲ賜リテ門ニカケサセラレケルナリ、故ニ七十二天寺ヲ定額ノ御寺ト云、又各山號モアレドスベテ定額山ト云、今信濃善光寺ヲ定額山ト云モ其故ナリとみへて、昔とはいづれの御時を指すにか、七十二大寺と云こと他書にみへたる事なし、上古より定額寺はあれど、定額山と云こととはあることなし、こは據もなき浮たる俗説なり、又惠空が徒然草參考抄に、額ノ字名額トテユルシヲ書タルフダヲ給ハル、心ニモカヨフベキカ、張商英集佛祖統紀等ニモ、院額科敷トイヒ、功德墳寺自造屋置田止賜名額ナド、イヘルハ、寺院ニユルシノ額ナドヲ賜ル事ト見エタリ」といへるも、定額寺とはいさゝか異なり、又漢籍に爲ニ定額一なとあまたみへたる、定額の額は朱子小學陣選注に、額猶數也とある、定額にて數さたまりたる義にて、徒然草百九十七段に諸寺の僧のみにあらず、定額の女孀といふ事、延喜式に見へたり、すべて數さだまりたる公人の通號にこそ」といへるは、定額寺の定額とは異なるをわきまふべし、我寺を定額山といへるは、定額寺なれば、定額山ともいへるならん、南命山といへるは南無飯命の略言ならん、不捨山は攝取不捨の義ならん、北空山は雲上寺と云寺號よりおもひよりたるならん、是皆後世の私題、しかもその名づけたるやう疎拙にして上世の賜號には非ることいさゝかも學問に志ある人は辨をまたずして知るべきなり、貞融按向原寺天王寺法興寺法隆寺我善光寺の類は寺號のみにて、山號はあらぬ也、そはいかにといふに、寺を山にたてしにあらねば也、中世にいたりて傳教大

師比叡山に延曆寺をたて、弘法大師高野山に金剛峯寺をたて給ふなれば、比叡山延曆寺、高野山金剛峯寺といふこと、山號を別にもふけたるにはあらぬなり、むかしよりこのかた都に鄙に山ならぬ所にわづかなる草庵をむすびても、我佛たうとげに某山某寺なとかめしう名のれる、後世の俗習もともことわりなきことなり、我寺は上世よりの大寺也、山にそひてたてれど、山にたてしにはあらず、定額山などいふ四號は上世大寺にて後世の小寺にならふもの也、ふさはしからぬとにぞありける、云々と、尙本寺の寺號につきて説を爲せり、曰はく「司馬達止、大和國高市郡坂田原に草堂を結びて、本尊を安置すれば、坂田原草堂とやいひけん、稻目大臣向原の家を伽藍となしつれば、向原寺といふなり、難波大別王寺太秦廣隆寺といへるは、人名をやがて寺につけたる也、上宮皇子王造岸上に四天王寺をたてたまひて、後荒陵東にうつし給へれば、あるは荒陵寺といひ、又名を敬田寺と云、馬子大臣飛鳥真神原に法興寺をたてたまひ、あるは飛鳥寺といひ、又名を元興寺とのみいへるなり、一寺にして數號あるとは、古より例あること也、若麻績善光主麻績里に我佛を安置すれば、麻績草堂といひ、この芋井里にうつしてよりは、芋井草堂といひけんこと、坂田原草堂向原寺といふらんが如し、かくて善光寺といへるは、難波大別王寺太秦廣隆寺といふが如くにて、無量壽寺は彌陀の別號にもとづき、淨土寺は佛のおはし、所よりおもひより、雲上寺はやへ雲たてらうへにみへつればにやあらん、かへれば四號のほか、さらに二號ありともいふべし、一寺にして數號あること古よりの例也、此四號のめてたさをみても四號の御額なること誰かまた疑をいれんや、(大秦廣隆寺はそのかみ聖德太子假宮を峰岡といふ處に造らしめ給へるを奉同勝におほせて百濟より奉れる佛像を安置せしめこれを峰岡寺といふ後に廣隆寺と改む廣隆は川勝の名なるより佛記のよし郡名所關輪卷の四に見えたり)云々と。

本尊崇敬の姓氏

三寶記に、わが本尊の崇敬者として有名なる人の姓氏を記せるものあり、いさゝか古來より歸依深厚なりし人々を知るにたよりあれば掲げて参考に資す。

△古今崇敬我佛姓氏

- 欽明天皇 謚千大内
- 百濟國王 明献
- 大臣蘇我宿禰稻目 建向原寺
- 敏達天皇 再入于大内
- 大臣蘇我宿禰馬子
- 用明天皇
- 聖德太子
- 崇峻天皇
- 推古天皇
- 法興寺司蘇我宿禰善德
- 大夫秦巨勢 \*

\* 高麗調子丸

- 舒明天皇
- 皇極齊明天皇 創立三金堂
- 孝德天皇 賜御題
- 皇極齋明天皇
- 天智天皇
- 天武天皇
- 持統天皇
- 文武天皇
- 平城天皇 重三金堂
- 嵯峨天皇
- 傳教大師 齋正月會、又齋戒願

弘法大師

慈覺大師法華常行二堂

圓融天皇

越後國古多濱漁人燈禪迦象

書寫山僧性空每朝一卷經

僧六十六口

大和國人三輪時丸

越後國人一川

龍女獻洪鐘

鳥羽天皇重建

京師五條新善光寺

東大寺大勸進俊乘坊重源

源平盛衰記道春曰葉室特長著

平家物語或曰信濃前司行長著

阿闍梨皇圖著扶桑略記

圓光大師源空  
征夷大將軍總追捕使正二位行大納言兼右近\*

衛大將源朝臣賴朝卿

午越遊女千手

信濃國公領莊園

信濃國目代

熊谷次郎直實女玉鶴

曾我十郎祐成姜虎

尾張熱田僧定尊

畠山次郎重忠

梶原平三景時

善光寺地頭職長沼淡路守藤原宗政

征夷大將軍右大臣正二位兼行左近衛大將左馬寮御監源朝臣實朝公

親鸞聖人

前陸奥守大膳大夫征夷府政所別當大江朝臣廣元

布施右衛門尉

伊豆走湯山淨蓮坊源延

一身田專修寺

征夷大將軍藤原賴經

從二位平政子

前武藏守北條泰時

小山入道從四位下行遠江守平朝臣朝時法名西

今溝兵衛入道

勝長壽院別當權僧正良信

赤橋入道從四位上行陸奥守平朝臣重晴法名觀覺

後深草天皇

泉涌寺塔頭新善光寺

前鎌倉執權最明寺入道正五位下行相摸守平朝臣時賴法名道崇

善光寺奉行和田石見入道佛阿

原官内左衛門入道西蓮

窪寺左衛門入道光阿

諏方部四郎左衛門入道定心

征夷大將軍宗尊親王

信濃國守護陸奥孫四郎義宗

龜山天皇

鎌倉若宮別當大僧正隆辨

結城前上野介從五位下藤原朝臣朝光法名日阿

花園天皇

風雅集

鎌倉執權北條相摸守平高時

倉科縣主

志賀澤人文重

乙路縣僧

了惠上人著和語燈錄

存覺上人著報恩記

令簡道人建多寶塔

佛關禪師著飛柱記

義堂和尚著善光寺重建寶塔墓緣疏

美作僧賢忍

光忍

北畠大納言源親房卿著神皇正統記

貞舜著七帖見聞  
應永中人

左大臣源義政公

從一位源義尚公

東山左大臣實熙公著拾芥抄

阿婆委鈔

東鑑

橘成季著古今著聞集  
曆應中人

觀勝寺行譽著續源抄  
文安三年

釋氏某比丘著應永源抄  
天文元年

横山道場應永廿四年

後土御門天皇重建

宗祇

法印堯惠著善光寺紀行

大膳大夫武田晴信

越前國僧學常著赤坂新善光寺

栗田鶴壽

武田勝頼

栗田永壽光寬

正二位右大臣織田信長公

織田信雄

東照宮

大關豐臣秀吉公

台徳公

慈眼大師

嚴有公

伊豆守真田

高野山光臺院木食上人

芭蕉

三千風

黒川道祐著難州府志十卷

天王山志源著釋道温  
元中

國花萬葉記

倭漢三才圖繪大坂醫法橋寺島良安會願著

和漢歷代備考大成

難波戰記

解脫院宮

常憲公

從一位桂昌院殿

大明院宮

從四位少將美濃守松平吉保

現龍院敬謹

大坂人某寄納大藏經

伊豆守真田信房朝臣

護國院主圓覺院權僧正常然

青蓮院尊澄法親王

有徳公

崇保院宮

從一位殿

竹姫君

養仙院殿

隨宜樂院宮

櫻町院天皇

風早前宰相

惇信公

最上乘院宮

俊明公

後櫻町院天皇

女院御所

文恭公

光格天皇

女御御所

青蓮院宮

葉室大納言

歡喜心院宮

賜紫菩薩戒沙門紫雲寂仙桂善光寺重建記  
北山閑禿山著 慶運和尚偶并序寶永中  
長崎官梅道榮寶永中

長崎吉雄壽山寶永中  
長國寺實崑千丈  
信濃國僧正壽善光寺重興無量壽殿矣應記  
元禄中

### 木食上人の寄附狀

高野山台光院木食上人より二王尊の寄附狀あり、文左の如し。

もし道中さし遣し申候大禮二枚を二王堂之内へ双方へ御打可被成候、則梁札候間、左様御心得可被成候、態令啓達候、其元各彌御無事御座候哉、承度存候、然ば過日申談候、善光寺へ致寄進候二王致出來候故、差越申候、其元大勸進殿えも可然候様被仰達、首尾能御造立候様に頼入存候、今度佛師衆被參候而、定而各可御苦勞と察入候、一ヶ様成二王建立之砌は、佛師へ祝し出候筈に而、御座候、尤拙僧方より心付ヶ由度候得共、二王を仕立、其元迄漸々差越申候へば、無一錢に而候間、善光寺如來之御威光程祝と差遣候、高野山二王造立之刻は、銀百枚布五拾匹出申候、讃州金平山二王之刻は、銀十枚布十端出し、ヶ様之義も爲仕心得申達候、可然様に御了簡御尤も恐惶絶首

八月八日

語阿彌堂様  
秀圖坊様  
旨下

高野山光臺院  
木食 黒印

### 文治三年源頼朝下知書

文治三年金堂を重建せる時、鎌倉右大將源頼朝より、本國の庄園公領を汰汰せる人へ下知せるの書左の如し。

下 信濃國庄園公領沙汰人等所可早結縁助成善光寺造間土木人夫事

右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壊、加之動有大災之難、礎石之外更無殘有情之輩、何不歎、此事國中不云庄園公領一味、同心與力於勸進上人、土木之間勵出人夫令終其功、若不奉加此功之者不可有、所知領掌之儀狀如件以下

文治三年七月廿七日

右は東鑑七丁十九にみえたり御下文は公方家より御家人に采地を宛行る時、又は成敗などの義に付て賜る處の判物なり、發短にてその一字あり、中央の傍に公方家の袖印を押れ、下に件の家人の官氏實名を載、其次に要用の旨趣を書て終に年號月日を記すと、ものにみえたれば、この御下文もその定にて頼朝公の御袖印等ありしならんと三寶記に載せたり、予未だ實物を一見せず、大方焼失せしものならん。

### 全年信濃國目代への奉書



賴朝公下知書と全時に信濃國目代へ遣はされし奉書あり。

善光寺造營之間、國中さうくさいはす、人夫をいたして力をくはふべきよし、御下し  
ふみたび候ぬ、もとの所知なとしらせ給ひ候て、與力をさせ給ふべし、このたび不奉加  
の人は、所知をしらさりけりとあぼしめさん、

七月廿八日

僧

信濃御目代殿

この書は全じ東鑑巻七全所に載したり、奉書は公方家の上意を受けて奉行人の書出の文書なれば、  
右大將家の奉行人みつからものすべきに、こゝに僧とあるは別當あるひは勸進上人の鎌倉にあり  
し時上意をつたへしめ給へるならんと、岩下貞融氏遺著に語れり。

最明寺禪室の水田寄附狀

弘長三年三月十七日、最明寺禪室より、信濃國澤田の郷水田六町を寄附せらる、其狀左の如し。

善光寺金堂不斷經衆結番事

合次第不同

定運房律師觀西

理久房阿闍梨重實

運明房善西

大貳阿闍梨覺玄

理乘房實圓

嚴光房證範

嚴運房聖尊

覺地房有慈

金運房勝賀

河内公俊榮

運淨房覺隆

權別當俊範

右守番帳之旨可令勤仕但彼不斷經用途者水田六町在當國水内郡深田卿内是則不斷經衆之  
免田也然校量彼免田於十二分充人別段於十二人畢敢不可違失矣次或讓所職或有關分之時  
設有讓得之證文有競望之仁宜依衆議補器量不可任相傳不可憚有緣是故吹嘘之初撰定其器  
補職之後不怠其役但器量者不論有智高才黨不退精勤矣次守過去帳每彼忌日役可奉勤行一  
時念佛三昧仍諸衆守此等趣專調誠心不可懈怠之狀如件

弘長三年三月十七日

沙彌運性 在列

即ち東鑑五十一卷に是をたるものにして、岩下貞融其著三寶記に附記して曰く「結番ハケチハ  
ン凡番ヲ結フトモヨムベシ舊本今昔物語第十一慈覺大師始建楞嚴院語第廿七ニ加法經是ニ始ル其時  
ニ此ノ朝ノ諸ノ止事既キ神皆誓ヲ發テ番ヲ結テ此ノ經ヲ守リ奉ラムト誓ヘリと見えたり最明寺室ハ  
鎌倉執權正五位上行相模守北條時賴朝臣同年十一月廿二日卒法名を道崇と云運性未詳」とあり。

虎關禪師の善光寺飛柱記

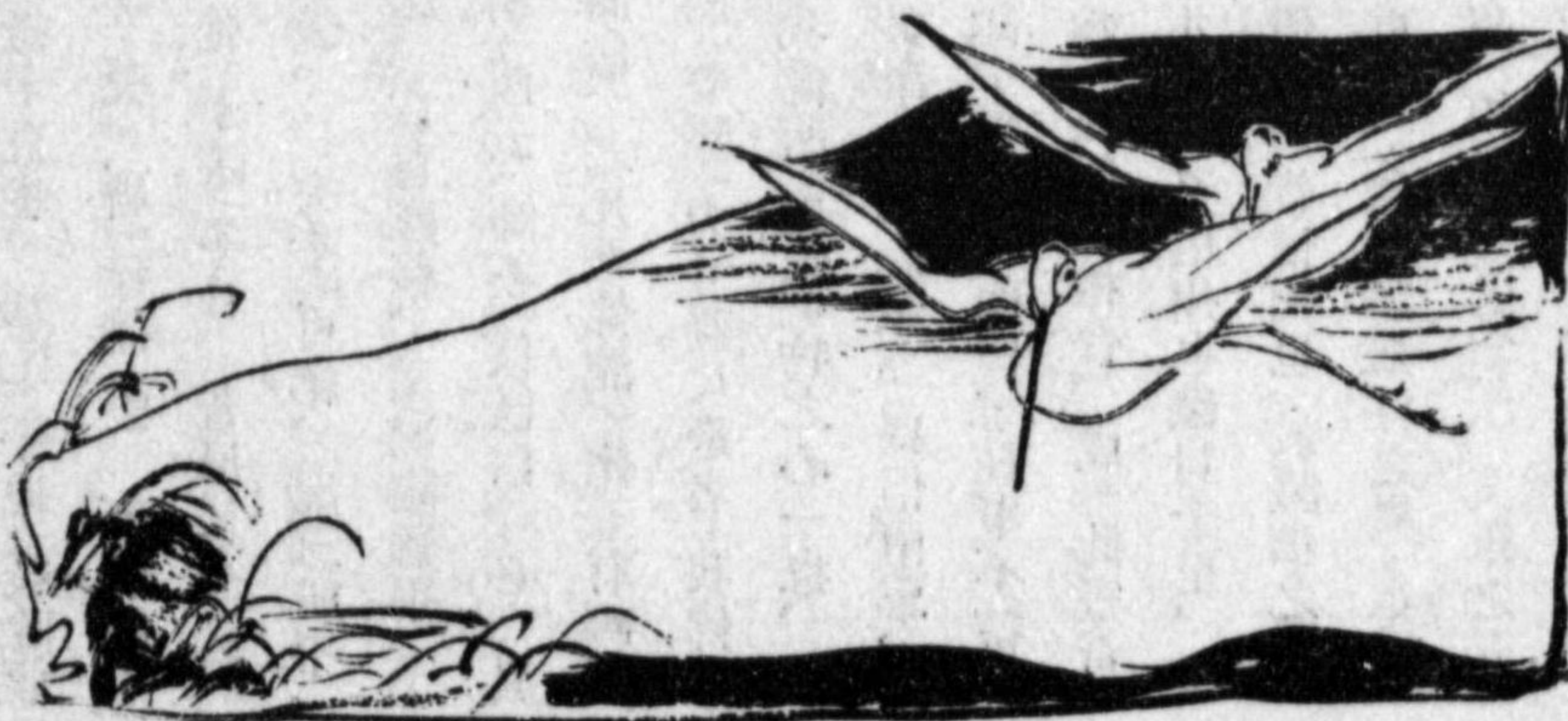
正和二年春三月善光寺火あり、明くる年三月飛柱の怪異あり、即ち禪門の名僧虎關禪師「善光寺飛柱記」を著はす、文左の如し。

正和二年虎關禪師著善光寺飛柱記

正和第一、歳在癸丑、春三月、信州善光寺火、其明年三月、有飛柱之異焉、夏秋之間、好事者、圖書傳于京師、予以爲誕、而每逢北客、必問之、皆曰然、予頗疑之、冬十二月、律師圓西通謁云、吾州無量壽殿爲祝融之所有、州人寺伍、齋香涕淚、胥共謀圖舉土木工、爰倉科縣有巨木、縣主捨之、穿雲蔽日外洞內貞、瀋液不膏乃堅乃良、匠氏度晚斧聲丁々、萬夫最負、寸進尺行、悞趣嶮阻、拱手无措、其材忽舉、奮迅翔驚、長繩巨索、纒糾交錯、飛龍在天、鰐髯獵々、飛過二里、踰峰邁壑、匠人役夫、目駭心肅、又志賀澤大樹文重捐之、此木於缺山阿、拽當新墾、一梨雨足、百項泥深、帶芥猶膠、况鉅木乎、匠役束手、相顧瞠若、其材又自驟騰如倉科之勢、過數百畝、著于大路、役者不費力、農者不傷耕、交相快暢、拊異躍神、初梓人斬其木、斧斤纒運震搖嗚吼、大蛇數尋、恐目听口梓匠辟易、斤遺斧落、其夜蛇夢文重云、我託棲此樹、既數百歲、今失庇庇、我甚啞噎、而爲無量壽殿、我又助子喜焉、翌早發役、蛇无作害、又乙路縣堂殿後嶺有大杉、匠斧響歇不易移動、其地險隘不容多衆、直下推

轉又恐壓殿、進退媿媿不敢奈何、忽然其杉人立躍過巖巖、盤桓數十百步、到于平地、緩除偃臥茲三事、皆白日也、三所共本州也、三異一州、迭唱遞和、歎韻嗟聲、聯村接野、西聞語不文不傳遠、雖不之、一時視聽、欲貽萬世之信嚮、願師勇于義、弛于讓、予曰、昔尼父不語怪力亂神、我法又以顯異惑衆爲警、此事涉怪、我猶聽壁、西云、一夫不可紹、况三所乎、三所猶可紹、况一州乎、又此三材、長百餘尺、大數十圍、坦途熟路、賁育難移、又况險難乎、予曰、始我抱誕於流言、中疑於數客、今信於子、荒悲之詞未由固斬、西云、師不信已信、必異泛信冀承誨焉、予曰、適我以衆人之心疑之、今我根我之本心而信之、凡吾佛流、化三有四生八部神鬼、冥冥該并人民常明、鬼神常冥、二明異趣各訝其常、助聲戮力寸動尺進者、我佛假手于明也、巖巖泥濘、龍飛人立者、我佛假手于冥也、冥明雖殊、我佛所以應物之心一也、然則衆人之心我心也、我佛之心又我心也、子姑以子之心爲佛心而視茲事、信乎疑乎、疑信兩忘、平等佛心、是子之本心也、子其勉諸、西云、美哉言也、豈易聽乎、哉予重告、而曰、茲事不可多有、唯子之州其殆庶幾乎、子之州、已以信名土、佛之門又以信爲機、信信相合、成此靈奇、如此則不獨子之邦也、聞茲事不疑之地、皆信州也、今夫天邑九重、又信州也、畿封千里、又信州也、乃至六十餘州、皆信州也、又不獨我日域濼汜那邊、十萬億刹、皆信州也、於戲信之士、其潤乎哉、蓋信土之潤以我無量壽之靈也、佛之靈以子之州之信也、州之信以飛柱之異也、子其識諸、西云、吾佛欽明十三年、貢自百濟、推古十三年、止本州、爾來治承之三、文永之五、今之正和、三罹回祿、僉三月也、豈非數耶、蓋止之記云予曰、是記殿者之事也、我唯誌飛柱

之異而已矣、西者寺之主事也、故有此請焉、嘉平中澗某記、芋井三寶記の著書は、これに附記して曰はく「右虎關禪師、師練、のあらはせる濟北集の善光寺飛柱記文もめてたく意もいとをかきしもの也、倉科縣は今の倉科村なり、志賀澤は「千丈禪師實嵩の齒谷餘韻後編の華嚴寺記」に志賀澤者、今稱志川是也、とみえて、今の志川村也、乙路縣は齒谷餘韻十三證乙路縣と、齒谷餘韻後編華嚴寺記とに、落合瀨左衛門が著せる佛閣緣起(此書元卷數多のものをならん落合によりて所編寛保癸亥洪水に奪れ今は僅三卷のみあり)の斷本にて乙路は今の岡一藩の珍書なり奥村長佐居士珍藏の由なともみへたり)の斷本にて乙路は今の岡路也とあるによりて、その華嚴寺を建られし森村のうち、字を岡地村と云村也といはれたるによるべし、姨山は姨捨山なり、倉科縣の木は、その氏名はえられねと、その縣主の棄捨にて飛龍とも飛過ともみえたれば、是所謂飛柱なり、志賀澤の木はいかなる人か、そはしられねど文重と云人の棄捨にて又自驟隴などみえたれば、此方所謂躍柱ならん、乙路縣の木はこの記に堂殿とみえ、佛閣緣起に伽藍のありしよりいへれば、何人の棄捨か、そはしられねど、その伽藍の木ならん、大杉とみえたれば柱にはもちゐらずして異物にもちゐるしにか、飛柱、躍柱、とて禮堂の左右に用しこと、ものにみえたれど、



この木はいつこにもちひしにか、ものにみへす、圓西律師は我寺別當なり、某記とあるはもと師練記とありしを、此書上木の時門人などの、其師の諱をえみて某とかける也、この倉科縣人、志賀澤人文重乙路縣堂殿の人此三人はわが寺の檀越とも云へし、あのれある夜芽庵利華莽主のもとにてかたりけるに、夜のふくるまゝに、怪力亂神に及べり、莽主のいはれるに、あのれ出羽の羽黒山中にありしころ、十圍廿圍の木を引まげ引ちぎりたるを見て、里人にとへば、天狗の所爲なりと云、すかけてその事を試しに、大かた雪ふりつもれる大木に谷にこまれる大風のまさすさふには、いかにばかりのものも引まげ引さらるべしといはれき、この飛柱躍柱なども、かゝることなるべく、あやしきことには非るべし、然はあれと今の荒木村の木留明神をその飛柱の留りし所也といふはいか、あらん、こはあまりにさかひをへだてし所にて、ことわりにもかなはずやあらん、と尙ほ金堂建立につきてさまざまの不思議のことありしことは善光寺道名所圖會にも記されたり。

南禪寺義堂和尙の寶塔募縁疏

善光寺正和二年前回祿の後寶塔を重建するに當り、南禪寺慈氏院義堂和尙、これが募縁の疏を作らる、文は空華集第十九に載す、空華集は瑞龍山南禪寺慈氏院沙門釋周信義堂の著にして二十卷本貞治戊申春圓月の跋あり

南禪寺慈氏院義堂和尙著信州水内郡善光寺重建寶塔募縁疏

寺安三聖靈像、秘重惟謹、神變莫測、自推古朝、至今已閱八百春秋、厥威應愈驗、故舉國無二

貴賤老幼、弗遠千里、飯者如市、歲々弗絕、然以法盛招魔、頂厄畢方者數、今殿宇雖稍復舊、獨寶塔之役未舉、是缺典也、有令簡道人、隱居近境、闔郡道俗、用迦葉頭陀故事、逼令任塔役、茲擬即基重建、厥費浩繁、道人馳本州禪匠秀成立公書、抵于都下大相國寺、以幹事謀于資壽院、無求禪師、無求余爲疏、以不文辭、迫無求之求弗已、乃命毛穎爲疏、道人持去、遍叩十方諸檀、觀此揮金、寶塔再現即幸甚々々

武田信玄掟書

永祿十一年法性院武田信玄より栗田鶴壽に賜へる定書栗田家系譜並に傳説といふものに見えたりとて三寶記に載したり、文左の如し。

- 一 堂妙堂照四十八之札書出無退轉可排佛前之燈明之事
  - 一 於堂中四十八度之札書出皮札錢經衆中衆配分之事
- 右如此堅可申付之趣被仰出候也依如件

永祿十一年戊辰四月三日

御朱印

山縣三二郎兵衛尉奉

栗田鶴壽殿

武田勝頼掟書

天正九年武田勝頼より栗田永壽へたまひし定書左の如し、即ち甲陽軍鑑卷の三十二に、七月甲府の諸寺新府中へ越す、善光寺衆前に御屋敷も申請屋形の御判物をとる云々とありてこの定書を掲げた

定

- 一 善光寺小御堂坊中并町屋敷等之儀、可爲栗田斗之上者不可然他綺之事
- 一 但し仕置等有相違之義者可加下知之事
- 一 同町屋敷諸役之義向後令免許事
- 一 六月之高棚上町に打候へ共諸法度以下可度爲栗田計事
- 一 佛前拜趨之僧上下共不可致普請但し於無據之義者爲如來崇敬候之間若輩之人は可相働事
- 一 從信丹本善光寺集來僧俗式守罪人或出罰錢等之役錢一切停止事但し然佞人隱置

盜賊又は背國法は可行嚴科之事  
右之條々以法性院殿御直判被定置候上者自今以後茂不可然相違者也仍如件  
天正九年辛巳七月四日 御判

栗田永壽殿  
其外善光寺衆

徳川家康判物

天正十年本尊遠江國濱松嶋江寺に遷坐の頃徳川家康より栗田永壽光寛に給ひし判物左の如し。

善光寺小御堂坊中井町屋敷佛供田油免其外諸法度之事

右如先規無相違可爲栗田斗間不可然他綺者也仍如件

天正十年十一月廿八日 家康御判

栗田永壽殿

三寶記に附記して曰く「右栗田家系譜并傳説にみえたり一故家所藏の古文書にかひかふるに天正十年武田家滅亡の後我佛織田右大臣殿の招請によりて美濃國岐阜に遷座六月右大臣殿身まかり給ひその後信雄卿尾張國甚目寺に遷し給ひその後遠江國濱松嶋江寺に遷坐の時の事なりかくてその明るつとし十一年に再び甲府新善光寺に遷座なり」云々と。

道中御朱印

慶長二年豊臣太閤の招請によりて、甲斐國甲府の新善光寺より上洛の際、太閤より道中の朱印を給はる、文左の如し。

善光寺如來之儀 御靈夢之子細有之而大佛殿を遷座事被 仰出候然は從甲斐國大佛殿迄路次中人  
足五百人傳馬二百三十六疋宛可申付次第事

- 一 甲斐より駿河堺迄 淺野彈正少弼
- 一 駿河より遠江迄 中村式部少輔
- 一 遠江より濱松迄 山内對馬守
- 一 濱松より吉田迄 松下有兵衛尉
- 一 吉田より岡崎迄 堀尾 帶刀
- 一 岡崎より熱田清須迄 羽柴吉田侍從  
田中兵部少輔

- 一 熱田より舟にて渡海候者 福島左衛門太夫
- 一 勢州四日市場迄舟之事 福島左衛門太夫
- 一 熱田より陸路に候者 福島左衛門太夫
- 一 人足傳馬桑名迄 氏家内膳正
- 一 桑名四日市より龜山迄 北伊勢小給人衆則氏家内膳申觸可送事
- 一 龜山より江州土山迄 岡本下野守
- 一 土山より石部迄 羽柴下總守
- 一 石部より草津迄 長束大藏太夫
- 一 草津より大津迄 江戸内大臣殿
- 一 栗本部御藏入給人方爲兩人申觸可送事 新庄 東玉 駒井中務少輔
- 一 大津より大佛殿迄

右之通淺野彈正少弼一左右次第日限を極相傳人足傳馬不相滯様に申付可送届候也

慶長二年六月十五日

御朱印

右は芋井三寶記及び今井成章著の古今雜記、良性院慈嚴著栗庵漫筆、黒河春村著信州善光寺考、西方外史の善光寺本尊考、玉山著善光寺雜記等にも記す、本書は甲府新善光寺に保存しありと傳へたれどいかにや、後ち本尊は七月より翌三年八月迄京都本廣寺にありしが今年八月本國善光寺に歸座ありたり、別項「本尊遷座の次第」を参照すべし。

### 善光寺々領の事

舊時善光寺の寺領は幾許ありしか、或は古へは甲斐、信濃を以て本寺の寺領たりきなど、稱へりしは、もと本寺の大檀越善光父子が兩國の國司たりしを以てかく申傳へしか、このこと岩下貞融が黒田の枕に記し述べたり、即ち「善光寺領の事 因縁物語」などに、善光寺領往古は甲斐信濃兩國なるよしをいひ、後世壹萬貫餘の地を領せしよしなどいへるは、不學の誤なり、善光主父子甲斐信濃の國司たりとも、國司は後世の守護目代の類にて、甲斐信濃は寺領にもあらず、善光主父子の家領にもあらず、公領なり、貞融按、書紀推古天皇十四年五月造佛工鞍作島に近江國坂田郡の水田二十町を給ひて鳥此田をもて金剛寺を建て、後に南淵坂田尼寺といふよし言その七月聖德太子に播磨國水田百町を賜ひて、太子これを班鳩寺に寄納し賜へるよし見えて、班鳩寺は法隆寺なり、この水田二十町百町は金剛寺班鳩寺の寺領とも云へし、我寺領の事はものに見えたることなけれど、當時皇太子創立の班鳩寺の寺領とも見へさも水田百町なるにて、其の大かたを思ひ定むべし、又按、延喜式に諸國に正税あり、天子の御倉に納る稻穀なり、公廩あり官人に給ふべき蓄置倉をいふ、こ

の、公廩の米を國守以下に處分する也、諸國に講師讀師あり、其國の國分寺に下りてある也、此の國分寺の講師讀師にも處分あるべし、是は中世の事なり、上世善光主父子國司たりし時も、國司に處分あらん、そは國司の家のものなり、天皇の歸依せさせ賜へる我佛なれば、ことに御供料として水田など寄納し賜ひつらんか、其の由詳にしかたし、東鑑一三四に武藏國威光寺者依爲源家數代御祈禱所二院主僧僧圓相承僧坊之寺領一如元被奉免之など見えて、寺領といふことなども其頃より前いつのころよりかそは知かたけれど、御世々々のやんことなき御方、又は勢ひある人の寄附せられたりし水田など自寺領とも云へきさまになりけるならん、我善光寺領は東鑑六十八文治二年三月十二日處に善光寺河原馬島とありて、河原は今の川合村ならんか、馬島は今の真島村ならんか、村田は深田の誤か、今の箱清水村を深田郷なるよしへり、吉野は長野の誤か、又は長野の舊名か、今此善光寺わたりを長野村といへり、又五十一三弘長三年三月十七日に、最明寺殿の深田郷の水田六町を買得られて寄附せられしこと見えて、その六町の地をこ也と今はしられねと、箱清水村深田郷なれば、そのわたりならんことはしるし、か、いは河原馬島村田吉野と深田郷の六町これ我その頃の領所なり、かくて慶長六年の御判物に、善光寺領信州水内郡内千石餘を賜ひて、この千石餘の地、長野、箱清水、七瀬、河原、三輪村の内なれば、東鑑に見えたる四ヶ所六町の地のあるやうも、大かたなそらへて知るべきなり、因縁物語等をはしめ、後世なにのわさまへもなき人の、我ほとけたうとげに、みたりに古は我寺領は甲斐信濃兩國なりといひあるは、永壹萬貫餘の地なりといふ善光主父子の甲斐信濃兩國司なるを、今の大名の如くおもひあるは、

中世己後に永何貫文など宛行はるなど、文書によりておしあてにいへることは笑ふべきことにそありける、』とあり、慶長判物に千石、あるは寺社御朱印卷の五にも『御朱印 高千石余水長郡天台宗善光寺』と記し、尙ほ善光寺別當大勸進の寶庫中に、善光寺口割證文』といふ古文書あり、即ち本書卷頭に寫真銅版として掲載せるものは是にして其文左の如し。

善光寺御寺領之割

- 一貳百五拾石 信州水内郡之内 長野
- 一貳百七拾四石三升 同 箱清水
- 一四百六石一斗七升四合 同 七瀬川原
- 一六拾九石七斗九升六合 同 三輪村之内
- 合 千石

- 此内 御造營免
- 三百石
- 大勸進大本願
- 百貳拾石 燈明免
- 大勸進抱





長野市大門町通を登り、左に巡察派出所を見、更に進むと殆んど十数間にして大本願の嚴然たる筋堀を左に見つ石階を上りゆけば、廣瀾なる所、兩側に大なる礎の存せるを見る可し、是即ち二王門趾にして、門は昔時本堂の東面なりし頃には全く此仁王門も亦堂の東の方を三輪村にありし由なるが堂の南面に建築せられしと全時に、この門も亦南方に建てられたり、即ち寛延寶曆の際別當授徳院大僧都の建立にして、二王尊は高野山木食上人の寄附「寄附狀は前に出せり、」なりき後弘化四年三月十四日、彼有名なる地震の際焼失せし故、文久四年工を起し、慶應元年七月二十日竣工したり後又明治二十四年祝融の犯すところとなり、惜い哉焼失したりき、門の高さ五丈一尺二寸、桁四丈三尺四寸、梁間二丈五尺二寸の壯大なる建築なりしが、一朝鳥有に歸せりしは、恠に嘆惜の極みなる。

### 二天門趾

大門町の上、巡察派出所の北、長野縣里程元標のある邊を、俗に二天門と稱せり、これもと二天門のありし趾ならんとは、三寶記に記す所なり。

### 鐘樓

鐘樓は本堂の東南にあり、三寶記「上世の鐘樓はものにみへねはしらず、治承炎上の後は右大將家建立せしめ給ひしよし縁起にみへたり、今の洪鐘は寛永九年壬申十月十五日高橋白蓮の本願にて、大工伊藤彌兵衛金次の鑄造なりしが破損しければ寛文七年丁未九月十一日其頃の高橋白蓮大工伊藤又

兵衛金正の改造せしよし銘にみへたり、堂は寶曆二申年、別當香嚴大僧都の建立し給ひしなり、」とあり、今のは嘉永元年の建立にかゝる。

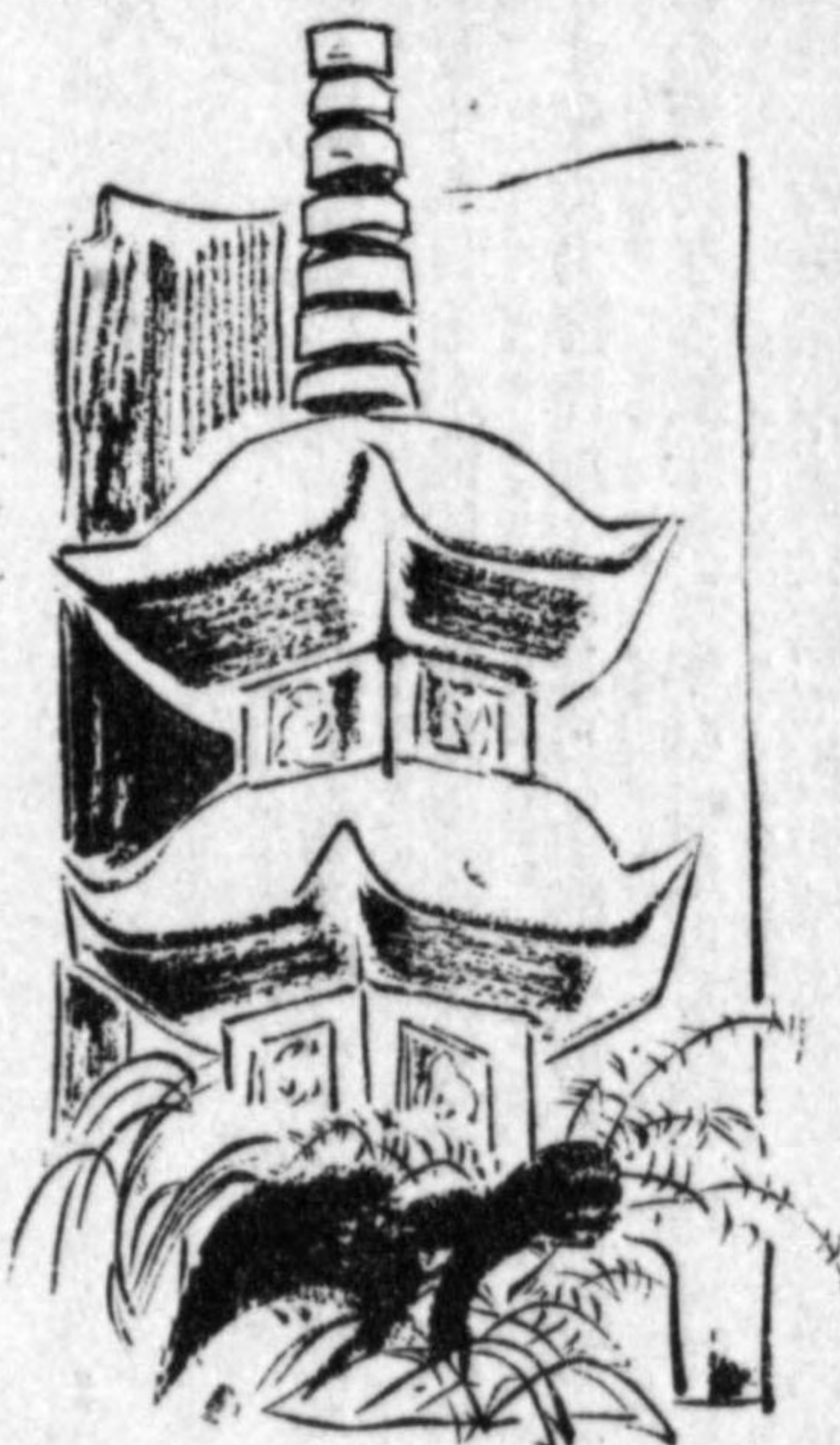
### 地震横死者の塚

山門を入りて進む事殆んど百歩、右の方に大なる碑石の建てるを見るべし、是即ち弘化四年三月十四日に於ける地震の大災に罹りて族窓のもとに客死したるもの一萬人のために、本縣上田町土屋仁助といへる人の發願によりて建立せるもの、玉垣は京都人小村太郎越後の人渡邊甚八兩人の寄附、宜しく墓邊によりて一片の回向を手向け當年の不幸を慰めて可なり、因にいふ、當時横死者の屍は高さ四尺、東西三間、南北二間三尺ありしといふ。

### 千人塚

本堂の東北に在り、正面に「南無阿彌陀佛」の文字と斬首者の人数を刻し、他面には何村何誰初め何人と記す、即ち寛文二年八月十五日そが遺族等相集り是等死者追悼のために建立せるもの、今これが事蹟を案ずるに、昔時天正十年六月海津城主森長可、主織田信長の凶變を聞き上洛の際、土豪の素質を返さず、依りて春日周坊の會長など數千人を率ひて長可を猿ヶ馬場崎に追討し大いに困しめたり、後長可の男右近太夫忠政(長一の弟)徳川氏に請て海津城主となり、父の仇を報さんとにや慶長七年從來の貫文税法を廢して新たに檢地を爲し、田畑屋敷の税法を改めて石高税法とせり、茲に於て土民

其苛政に苦しみ遂に相謀り竹槍席旗の暴行を働さ、爲に其巨魁二人は忠政がために鳥打峠に於て磔殺され其徒黨三千餘人亦同所に於て斬首されたり是千人塚のある所以にして、またこれを死者墓とも稱す因に云土人今尙耕地の繩墨を呼ぶに右近竿といふ、以て其當時如何に慘酷なる執政を惡たるかを證するに足るべし



經堂

本堂に詣る道の左に在り六間三尺二分四方にして高さ四丈六寸二分、寶曆四年再建、全八日落慶の式を擧ぐ。

五重塔

本堂の東、今の公園のある處は、もと五重塔所在地なりしが、元祿十三年七月二十一日焼失せり、三寶記に『五重塔、書紀敏達天皇十四年に、馬子大臣の塔を大野邱北に起らしことみへて、その塔いかなる塔かはえらねど、これを造塔のはじめと云べし、我寺 皇極天皇 創建ましましたる時、寶塔の事みえて五重塔か多寶塔か知るべきよしなし、治承炎上の後は嘉禎三年丁酉十月淨定上人勸進にて五重塔供養のよし東鑑にみへ、古寫本縁起には五重塔は性定坊とみへ、寛文刊縁起には定性坊と

みへたり、古圖あり、ふるきものにはあるべからねど、今の本願上人の北の方に五重塔みへたり、今は新金堂の東の方に塔の地所と云所あり、天命中別當不輕行院前大僧正の五重塔建立の素志をもて、巡國開帳を願たまひて 官司許容ありて淨財はとゝのひたれと塔たつことはみゆるしなくて遂に重建のことやみたり」云々とある是なり。

佛足跡

山門を入り左に進めば老松一株あり、そが側らにあるは即ち佛足跡にして、平面には釋尊の足跡を刻み「佛所遊履、國邑丘聚、靡不蒙化、天下和順、日月清明、風雨以時、災癘不起、國豐民安、天保九年歲在戊戌二月佛歡喜日、善光寺別當大勸進現住大圓覺院權僧正光純 謹造立之」の數字を刻す。

地藏銅像

佛足跡の傍らに在り、天保六年十一月先祖代々のため、權堂村安藤祐三郎並に妻さんが寄進造立せるものなり。

萬善堂と不動堂

地藏の銅像を見つゝ西に向へば赤き門あり、これを入れれば右は不動堂にして、左は萬善堂なり不動堂の正面には「護摩堂、明治三十年七月上院沙門貫照書」と題せる金文字の額を掲ぐ、萬善堂の左

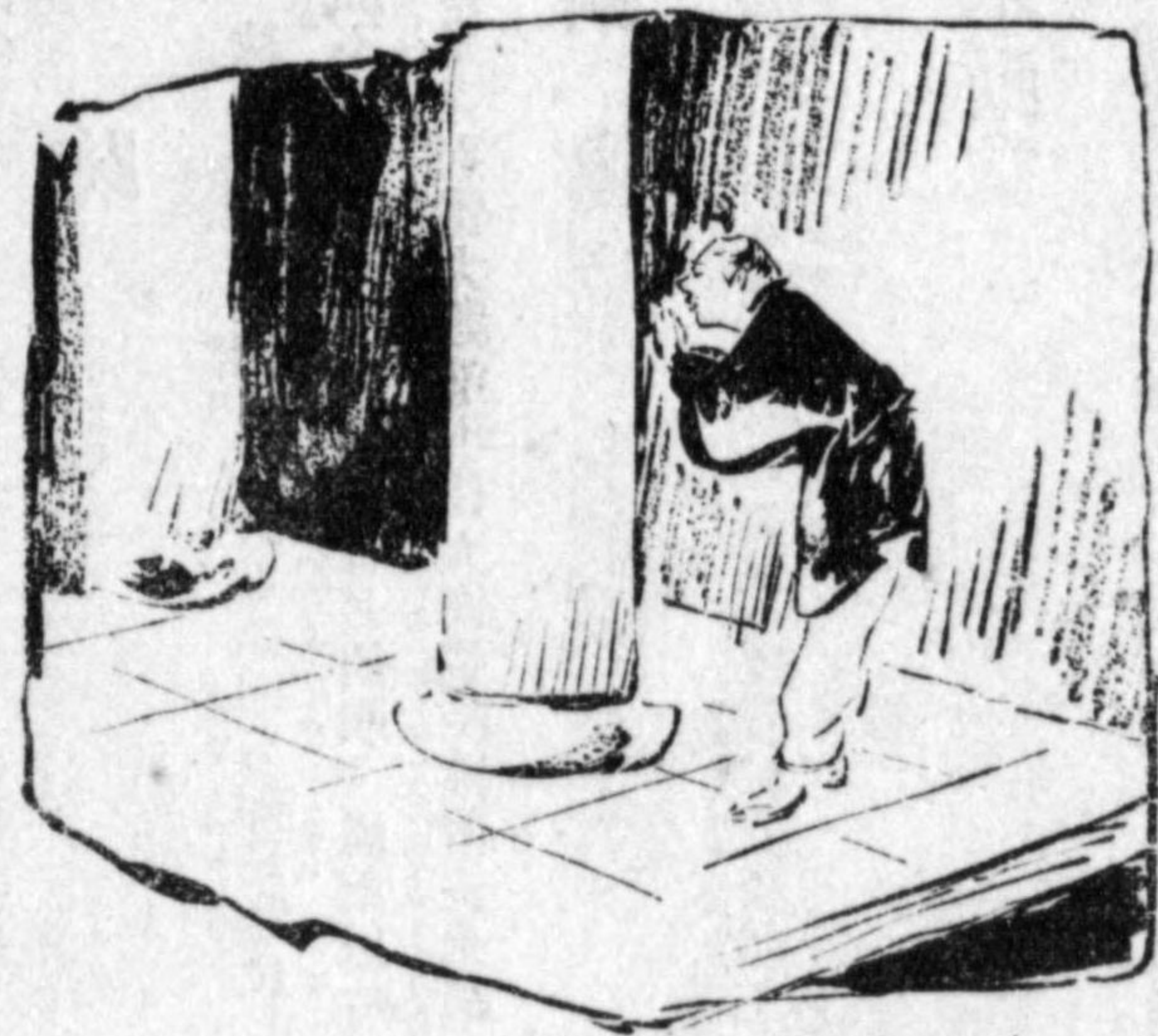
側にはこの頃建設されたる不動寶劍と兩童子の像を安置せり。

### 山王社

不動堂の前北側にあり、まことに小さき堂宇にして四面皆紅を以て塗らる。

### 繼信忠信の墓

源九郎義經の臣佐藤繼信、忠信兄弟の墓は山門の面側にあり、是其母が追福のため建立せるものと、碑面の文字磨滅してそれと定かに読み能はぬは残り惜し七壬寅歲四月建立、願主東町法蓮寺弟子、水内郡善光寺村法譽圓位と刻す、世俗の傳ふる所によれば、この大佛は明曆年中八百屋お七の時の火災に際し、群多の焼死者ありしがため、吉三郎出家してそが供養のために建立せるなりと、未だ其眞偽を判じ難し。



心地せらる。

### 爪彫の彌陀

經堂の西にあり、見眞大師が爪にて石に阿彌陀如來の像を彫りたりと傳ふ、裏面には南無阿彌陀佛の文字を刻み、幾多の參詣者は石刷りとして家苞とするとかや

### 大佛

山門の東、大勸進正門の向ふ側に在り、蓮臺には享保

### 六地藏

大勸進に至る右側、山門下に在り、銅像にして建設者未だ詳かならず。

### 地藏菩薩

二王門趾の西側松屋旅館の前にあり、銅像にして、こゝは元祿以前本堂の在りし處なるを以て正徳二年紀念の爲めに建立せるものなりしが、惜しむらくは明治二十四年の火災にかゝり焼失せり。

### 聖徳太子碑

爪彫彌陀の南、不動堂の北にあり、大なる自然石にして、碑面には「聖徳皇太子」と刻す、明治二十八年三月の建立なり。

### 五百餘堂八百餘社

皇極天皇の御代建設せりといふ五百餘堂八百餘社の舊趾は、何處の邊なりしかこれを推知するに由なし。

### 石燈籠鐵燈籠

相馬彈正少弼室、平岡美濃守の室等其他諸家より寄進建設せるもの、殆んど三百餘基は境内の諸所に點在せり。

敷石

仁王門趾より本堂に至る長さ四町、幅三間餘の敷石は伊勢白子の人大竹屋某一人の寄進にかゝり、石の數七千七百七十枚を要したりと。

諏訪明神と熊野權現

兩社とも一山の守護神として、堂庭に存在せしが、維新後車阪町東に遷座したり。

飯繩社

是亦一山の火防神として堂庭にありしが前記兩社とも、もに全所に移されたり。

駒返り橋

源右府參詣の時この石橋を踏み落したるがため、此所より駒を返したまふとぞ、本名を駒入橋といへ堂庭の敷石中にある石橋をいふ。

大勸進廟所

本堂の後方にあり、正面には自然石の大なる碑あり、是慶運大僧都の墓石にして歴代の碑は皆兩側に并立せらる。

大本願廟所

大勸進廟所の左に在り朱塗の門と垣にて圍まれ、門の側に「善光寺々務職大本



納骨堂

本堂の後方にあり、亡者の遺骨を約むる所、諸人の參詣するもの多し。

公園

本堂の東にあたり、廣濶なる處あり、面積七千三百五十餘坪を有し、西南は木柵を以て堺し、東北は高さ堤塘を圍らす、是即ち明治十三年松代藩士の拂下げに成り、種々の商賈を以て營業と爲し口糊の道を計らんとしけるを、土地の有志家熱心に奔走する處あり、遂にこれを買収して苦心經營の結果